

一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一	一九一二	一九一三
五九	五七	一五五	一〇六	七	三二	一五二
九八一	一〇四〇	八〇九	一六二八	九八九	四三〇	七五四
九〇九	六三四	一六三〇	七七九	八〇七	一六四八	二〇一八
八九八	一七〇九	一七〇〇	一〇九八	二八九三	二六五一	二〇〇四
二、八四七	三、四八〇	四、二九四	五、六一	四、六九六	五、〇四一	四、九三七
					一四八	
五三		八〇	二七			
五三		八〇二	二七二		一四八	

第十七表の二 (西暦千九百十三年に於ける重なる外國及殖民地放資事項及金額單位同上)

證 券

日本五分利國庫債券(十年)
 西暦千九百十三年支那公債
 同千九百十一年支那金貨五分利公債(購入)
 黑海鐵道四分半利債券

投 資 額

一九六
 一七〇
 一〇九
 一五六

亞爾然丁國麥酒釀造所株券 七五
 墨西哥六分利公債(西曆一九一三年) 七〇
 露國鐵道會社四分半利債券 六九
 佛領印度支那政廳三分半利債券 五一
 東洋拓殖株式會社五分利債券 四八
 露國石油會社株券 三八
 波斯國トオリス鐵道五分利債券 三七
 伯刺西爾及南亞土地抵當銀行五分利債券 三六
 聖彼得堡私立商業銀行新株券 三五
 アルジェリ、チュニス土地抵當銀行新株券 三一
 アルジェリ、チュニス土地抵當銀行新株券 二七
 伯刺西爾國バヤ港五分利債券 二七
 伯刺西爾國バヒア市金貨五分利債券 二六
 ポリウイヤ共和國金貨五分利債券 二四
 伯刺西爾サオ、ポロ州廳國庫債券 二三

伯刺西爾鐵道會社四分半利債券
 リアノソッフ石油會社新株券
 リオグランド、ド、シ、ョ、ル港五分利債券
 支那工業銀行株券
 露國連合鑛山會社株券
 佛蘭西—瑞西銀行株券
 露國タガノッ冶金工業會社新株券
 露國石炭業會社株券
 ナーブル市内鐵道株券
 ハーヰル針金及延金製造機械會社新株券
 アビュンヌ銀行新株券
 シミルチンスク鐵道四分半利債券（露領東部
 土耳其斯坦）
 伯刺西爾鐵道會社六分利證券
 露國商工業銀行株券
 露國アゾッフ、ドン銀行新株券

二二三
 二二一
 二〇〇
 二〇〇
 一九九
 一九九
 一八八
 一六六
 一五五
 一五五
 一一五
 九九九
 九九九
 五五五

露國ニコラス、バウダ鑛山會社株券
 土耳其五分利國庫債券他の（一〇〇、〇〇〇證券
 數は英國、蘭、白、土諸國にて發行せり）
 諾威水力電氣會社通常株
 同上 優先株
 「ハルトマン器械製造會社」新株
 「コンバギイ、アルジュリエンヌ」新株
 瑞典四分半利公債
 露國「プロウオドニク」會社新株
 西比利亞コルトチウイギョイノ鐵道四分半利
 債株
 「エスベランス、ア、ルイヴロワール」株式工業
 會社新株
 白耳義聯合鐵道會社先取株
 英國自動車會社優先株
 同上 後拂株
 君士坦丁堡府金貨五分利債券
 威諾水力電氣會社新株券

五〇
 四八
 四一
 三四
 三四
 三三
 三三
 三三
 三二
 二八
 二七
 二六
 二四
 二四

エル、ホガル、アルジャンチノ銀行金貨五分利債券

佛蘭西—加奈陀土地抵當銀行五分利債券

亞爾然丁「サンタ、フェー」州佛國鐵道會社株券

伯刺西爾バヒア州農業不動産銀行五分利債券

莫斯私立銀行舊株券

プリアンスク製造會社通常新株券

第十八表の一 獨逸 (單位百萬馬四捨五入)

有價證券種別	西曆一九一一年		同一九一二年		同一九一三年	
	額面價額	市價	額面價額	市價	額面價額	市價
國內國債	239	242	635	643	70	766
地方債	304	309	363	360	477	407
土地抵當債券	623	623	204	204	50	50
鐵道社債	24	24	9	9	1	1
工業同上	290	294	388	388	200	200

有價證券種別	西曆一九一一年		同一九一二年		同一九一三年	
	額面價額	市價	額面價額	市價	額面價額	市價
國內國債	1,950	2,200	2,170	2,664	1,803	2,036
地方債	266	247	77	74	538	491
土地抵當債券	20	20	40	39	25	24
鐵道社債	96	93	106	102	39	36
工業同上	44	44	8	3	5	5
銀行株	6	12	22	39	4	7
工業株	44	81	8	15	8	18
總計	2,392	2,680	2,426	2,935	2,427	2,640

第十八表の二 (種類分單位同上)

西曆年次	發行有價証券流通額		外國証券(株式を除く)の發行額時價		獨逸の銀行株式發行額		獨逸の工業株式發行額		銀行株式發行額		工業株式發行額	
	總額	時價	總額	時價	額	市價	額	市價	額	市價	額	市價
一九〇一	一六、一三	一九九、一八	八、四五	一一四、三三	一六〇、四〇	一八四、四七	四一、四四	一六〇、八	四一、四四	一六〇、八	四一、四四	一六〇、八
一九〇二	二、一〇	四四五、五六	四六、六一	六七、五七	一五七、三八	一九五、三三	四四、九〇	二四、二〇	四四、九〇	二四、二〇	四四、九〇	二四、二〇
一九〇三	一、六六五	一九九、五三	四六、六一	六七、五七	一五七、三八	一九五、三三	四四、九〇	二四、二〇	四四、九〇	二四、二〇	四四、九〇	二四、二〇
一九〇四	一、九九五	一八六、四四	二九、四七	一九六、五一	二三四、二七	三五九、八〇	五一、〇七	五三、六〇	五一、〇七	五三、六〇	五一、〇七	五三、六〇
一九〇五	三、〇九〇	八七四、〇〇	一六、八三	一四六、五〇	三〇九、一八	五五二、〇九	二五、三〇	二五、三〇	二五、三〇	二五、三〇	二五、三〇	二五、三〇
一九〇六	二、七四一	一四九、〇〇	一八四、一九	二八三、一九	三九〇、九四	六五三、八〇	五三、二〇	五三、二〇	五三、二〇	五三、二〇	五三、二〇	五三、二〇
一九〇七	二、二二	一九〇、〇〇	一〇八、八九	一五三、四九	二八四、一四	四三三、三三	四〇、〇四	四〇、〇四	四〇、〇四	四〇、〇四	四〇、〇四	四〇、〇四
一九〇八	三、六五三	二〇五、〇〇	五〇、五〇	六八、八三	三六三、三三	五九八、八一	三六、二〇	三六、二〇	三六、二〇	三六、二〇	三六、二〇	三六、二〇
一九〇九	三、五九〇	三三四、〇〇	五三、三〇	八〇、八五	四一〇、〇三	七三三、三一	五一、八六	五一、八六	五一、八六	五一、八六	五一、八六	五一、八六
一九一〇	三、〇三三	四八六、〇〇	一九〇、一五	二七三、四八	二八四、〇七	五〇四、四一	四三、八〇	四三、八〇	四三、八〇	四三、八〇	四三、八〇	四三、八〇
一九一一	二、六八〇	三六七、〇〇	一三七、九〇	一七七、四四	三二五、四七	五三七、〇三	二八、六〇	二八、六〇	二八、六〇	二八、六〇	二八、六〇	二八、六〇
一九一二	三、〇三〇	二二七、〇〇	一〇五、三六	一三九、五七	四七七、一四	九〇五、八三	三三、四〇	三三、四〇	三三、四〇	三三、四〇	三三、四〇	三三、四〇

又西曆千九百十三年に於ては
 運輸三千九百五十萬馬食品業三千六百五十萬馬金屬及機械製造三千四百五十
 萬馬礦山及精鍊等二千五百萬馬銀行外商事千八百七十五萬馬電氣及瓦斯千七百
 二十五萬馬電氣用具千四百五十萬馬化學工業千七百萬馬織物千六百五十萬馬等
 にして例年に比し少き方なり

第五目 結論

要するに資本の共通は國際動産後に説明すべし(の)力に依るに非ざれば圓滿に
 行はるゝを得ざるなり之を利用するを得ば假令巨大の公債を起すも内外公債の
 乗替に過ぎずして市場に著しき變動を及ぼさず銀行家其他の資本家は従前外國
 より受取りたる元利息を自國の政府より受ることとなり單に囊裏の輕重より論
 ずれば時に或は却て利得ある場合なしとせず而して債額巨大ならざれば乗替を
 爲すの要なく外國より受る所の利子を以て自國の公債に應ずることを得べし然
 れども巨額の公債を起すときは納税者は之より生ずる所の費用を負擔せざる可
 らず其國家全體の不利なるは固より論を俟たざるなり又外國爲替に變動を生ず
 るは實に已を得ざるの數なりとす即ち従前は物品の輸入超過は毫も介意するに

足らざりしと雖も已に債權者の地位を去りし以上は輸入超過に對しては現金の支出を要し爲替に變動を生ずべきを以て力めて物品の輸出を圖らざる可らざるなり

元來債務國は物品の輸出超過せざれば債務の辨償を果し能はざるは自然の數にして其輸出輸入に超過するに非ざれば出入の平衡を得る能はず故に通常一國が債務國となれば先づ其輸出超過して貿易の狀況一變し始めて一定の常況を現すに至るべし即ち債權國に於ては物品の輸入超過し債務國に於ては其輸出超過するを通則とす英國と印度間及英國と濠洲間の貿易は即ち此の模範を示すものにして實に坦々たる軌道を往くものとす我國近年の景況は頻りに變體を現す國民たるもの宜しく注意せざんばある可らず抑々需給自然の原則は儼然犯す可らざるものありて少しく注意するときは貿易の情況をして常勢に復せしむるは容易なるべし茲に之を詳説するは問題外に渉るを以て今之を絮説せず要は債務國に於ては物品の輸出其輸入に超過するを必要とす債權債務の關係に依り物貨輸出入の常況を異にするは自然の趨勢にして夙に世人の熟知する所なり然りと雖も一方に於ては借入進行と他方に於ては貸付進行しつゝある期間は前述の通則

債權國及債務國に於ける輸入の關係

と正反對の結果を生ず而して鐵道敷設の如き事業に對し工業國が農産國に貸付る場合の如き最も然りとす何となれば貸付國は借入國に資金の代りに多く材料を送るべければなり

又西曆千九百三年乃至同千九百十二年に於ける世界の起債額を擧れば左の如し

第十九表の一 (各年の起債額單位百萬法)

西曆年次	起債額	西曆年次	起債額
一九〇三	九五六八	一九〇八	二〇、八七四
一九〇四	一二、五九九	一九〇九	二二、一二〇
一九〇五	一七、四三三	一九一〇	二二、九〇六
一九〇六	一六、二四一	一九一一	一九、〇三九
一九〇七	一五、一一六	一九一二	一九、五〇一

第十九表の二 (十箇年間の起債種類別單位同上)

種類	起債額
國及市町村	六四、二四二

信用機關

鐵道及工業會社

合計

一七

二一、三七八

八九、七七七

一七五、三九七

第十九表の三 (十箇年間の起債國別單位同上)

國名	起債額	國名	起債額
北米合衆國	三九、四六八	奧斯太利洪牙利	四、一一二
獨逸	二九、一一一	伊太利	一、一八三
英吉利	二六、〇四四	其他	四九、二一九
露西亞	一三、一九〇	合計	一七五、三九七
佛蘭西	一三、〇七〇		

第三節 生産的募集

巨額の公債を起すときは結局元利支拂の爲め國民の負擔を増加し資本の所在を轉動し國際債權債務の關係を變更するを以て大に慎まざる可らざるは勿論なりと雖も生産的に生じたる國債は假令外國債たるも例へば其利子五分にして一

單に生産的なるを以て良好と云ふを得ず

割の利益を得るの結果を來し而して一國の土地勞力は十分に於て資本のみを借りたる場合の如きは外債亦良好の結果を生ずべし濠洲殖民地諾威瑞典の如き即ち其好例なり然れども唯單に生産的なるを以て巨額の公債を起すも妨げなしと云ふが如きは甚だ不可なり彼のアルゼンタイン共和國の如き公債を起す早きに過ぎ利子を拂ふべき事業の利益舉らず數年の間頗る困難を感じ財政を悲況に陥らしむるの一原因を成せり豈に鑑みざる可んや

元來國家は不滅體なるを以て其經營は百年の計を忘るゝを許さずと雖も亦常に之に據り得べきものに非ざるなり要するに事凡そ其目的に副ひ時と所に依り其宜きを制すること猶ほ聲の響に應ずるが如くならずんばある可らず乃ち一時の彌縫或は其要なしとせず多少の倒行逆施も時に或は忍ばざるを得ざる所のものあり其方便の如きは豫め之を一定するを得ずと雖も目的に至りては常に君國に報じ公共の利益を擧るに存せざるを得ず而して其事に當るや百折不撓の精神を要す古人曰く深く信じ篤く行ふと深く信ずるは廣く學ぶに在り篤く行ふは一身責に任ずるにあり人たる者博く學ぶに如かざるなり

第十章 非常準備と國債との關係

第一節 國際動産の所有と準備金との比較

英國の資力に富むや既説の如し而して歐洲大陸殊に獨逸の如き三十年以前までは資力尙ほ薄弱なりしも輓近遽かに頭角を顯はし英國の嚮に倣ふて更に之を凌駕するの勢あり。夫れ露國は輓近外資輸入を以て名あり佛國との關係のみを以て之を見るも佛資の露國公債に投ぜらるゝ者既に約百億法に達す。元來佛の露に放資するの多きは半ばは政治上の理由に出るものなきに非ざるも要するに外國放資は自國の餘力あるに非ざれば之を爲す能はず而して平日自國の餘資を他國へ貸出し置んか有事の日に當り其效果極めて大なり抑々佛國が西曆千八百七十年の大敗衄の後ち財政上經濟上意外に困難せざりしは平日多額の國際動産を所有せしに職由す。方今諸國に於て些少の變事起る毎に動もすれば増税若くは募債を要するは畢竟非常準備なきに由る。然れども準備金設置の事たる固より至難の事に屬し容易に爲し得べきの業に非ず。英佛の如き平時多額の國際動産を所有す

るに眞に羨むに堪へたり。今や宇内の文明日に進み世は太平を常とし兵亂は稀に見る所にして凡そ五十年に一たび之に遭遇するものと豫想するも亦不可なかるべし。然らば即ち非常準備を置くの必要安くにかある寧ろ平素貿易其他の事業を盛大にして國際動産の如き有益品を吸收せば平日は市場鞏固にして百業發達伸張し以て國富を増加することを得べく有事の日に於ては國際動産の換替を爲し以て其急に應ずることを得べくして非常準備あると同一の効果を收め國家の利益之より大なるはなし。

貨幣銀行の制度を全うする亦國家急あるに方り大に功あり。後に説く所あるべし。然り而して費用の儉約固より必要なるも國家の衰退をも省みず教育、軍事、警察衛生等百般の事業を放棄する能はず。國家進運の爲には相當の費用を注ぎ宇内の諸強と對峙せざる可らず。元來一國の儉約は猶ほ一家の儉約の如し、夫れ人類の飲食衣服を要するは到底免る可らず、只無用贅澤の費用を省き家計相當の事を爲すを要す。一國の事亦然り、文武必要の事業に對しては必ず相當の費用を支出せざる可らず。故に今日に於ては國家の用度多端にして非常準備を積むの餘地ある者殆ど稀なり。唯沿革上纔かに之を保有する者は歐洲に於ては獨逸及諾威、瑞典あるの

み露國亦一種の準備を積むと雖も是れ寧ろ紙幣準備にして本章に所謂準備に非ざるなり我國は幸に償金の殘額五千萬圓を特種の基金とせしを以て偶々臨時事件の起るに際して之を其費途に充せしこと既に再度に及べり夫れ國にして國際動産を所有するあらん乎國債募集の必要ある時は忽ち之を換替して以て費用に充つるを得べく正に非常準備を有すると異なるなし吾人亦努力して此地位に進まざる可らざるなり

第二節 中央銀行の正貨準備を強大にする

の必要

今や非常準備金を置く甚だ困難なるを以て中央銀行の力を強大にし其正貨準備を裕かにするを以て最も必要とす是れ嘗に金融上商業上の信用を厚うするのみならず亦大に國家の威信を保つ所以なり故に中央銀行準備金の事は已に銀行問題より轉じて國家問題に遷り其在高の多少は國の強弱を示し嘗に内外市場に伸縮自在の駆引を爲すの力に差違を生ずるのみならず一旦事あらば中央銀行準備金は實際非常準備の動作を爲すを得べし故に方今何れの國と雖も概ね準備金

制度を止め中央銀行の正貨準備を強大にするの方法を採るに至れり是れ固より緩急に應ずるの良法にして我國の制亦之に則とる理論は暫く之を措き一國としては戦争は何時にても之を辭せず又敢て攻守を擇ぶを要せざるの地位に居らざる可らず若し夫れ此勢力あらざらん乎貿易自由ならず外交意の如くならず遂に人後に立つの已を得ざるに至らん凡そ天下の事に腕力に歸す結局砲數多くして且つ大なるに如かず一步を進めば鐵丸を放つよりは寧ろ金丸を放つに如かざるなり既論の如く平常中央銀行の準備力を強うし以て内外の事變に備へば即ち別に非常準備金なしと雖も實際之あるに等しく其效用に至りては兩者の間敢て差違あることなく而かも其經濟上の效力に於ては實に雲泥の差あり故に平日努力して國際動産を吸集すると中央銀行の準備を強うするとは實に肝要の事に屬す漫に文武百般の事業に減縮を加へ以て國運の進歩を阻礙するを顧みず又は無理なる増税をなし民力を減じ故らに非常準備金を積むが如きは固より其必要を見ず只々貨幣制度を純良にして中央銀行正貨準備を強大にして常に之を涵養するの道に注意し違算なきに至らば則ち可なり若し夫れ増税に依らず起債に依らず又過度なる儉約等に依らずして別に天地間に湧出するの現金あらば其出納

の法を嚴にし非常準備を構成するも亦不可なかるべし然りと雖も此の如き意外の金あらば別に國家必要の事業に使用するの途固より少しとせず只之を濫用浪費するより寧ろ準備金とするの優れるある而已

第十一章 公債に關する契約の變更

第一節 債務不履行の場合に於ける國と會

社との比較

公債償還の順序方法及之に就き注意すべき事項は既に之を陳述せり依て今一步を進めて若し不幸にして事實上償還を爲す能はざるが如き事情の發生せる場合に於ては之を如何にすべきやに就て少しく述ぶる所あらんとす元來本問題は債權者債務者間の約定を變更することを得るや否やの純理を經とし債務者が實際償還を爲す能はざるの窮地に陥り又如何ともする能はざるの場合に於ては事情を酌量し變更を爲すの得失如何を緯と爲し以て論究すべきものにして所謂實地問題に屬し單に純理のみを以て論究する能はざるなり元來契約の變更は容易

探るべき
の方法

ならざる事に屬し債權債務の關係に於て殊に然りとす然れども借入政府が事實債務の辨濟を爲し能はざるの窮局に陥りたるときは特に整理の道を求むるの外に方法を講ずべきものは恰も一大會社が業務不整理の結果其債務を完済する能はざる場合に於て或は債權者に請ふて辨濟の延期を求め或は資金全部を取纏めて之れが整理をなし而して後ち新たに事業を整理し以て債務の辨濟をなし結局債權者をして其損失を少なからしむと一般國家も亦萬已を得ざる場合には之れと同様の手段を取らざる可らず不幸にして斯の如き窮局に際會するときは債權者は利率を減じ或は元金償還の年限を延期し或は數年の間利子の支拂を猶豫し之に整理の餘裕を與へ其金額を元金に加ふる等其他種々の方法を講じ以て一方に於ては債務者をして出來得る丈け辨濟を爲し得るの手段を盡さしめ他方に於ては債權者の損失を少なからしむるを以て双方の便益とす

然るに之に反して若し一般に契約の存立を楯として債務の履行を強制するが如きことあらば債務の辨濟は遂に不可能の事となり恰も會社が支拂を停止し破産をなすの場合の如き慘況を呈出し結局債權者も亦意外の損失を蒙るに至るべし豈に夫れ之を得策とするを得ん哉蓋し此の如き場合に處するの要は双方

の利益を謀り双方の損失をして可成少なからしむるの方法を講ずるにあり、今其實例を求むるに西曆千八百七十六年の埃及の場合の如き其最も有名なるものなり、當時同國の財政困難に陥るや各國の債權者は自己の利益を保護する爲め一委員を組織して其財政に干渉し以て双方の利益を圖れり

第二節 擔保物の選擇

斯の如き場合に於て債權者の最も注目する所は關稅の收入なりとす、蓋し關稅は之を徵する容易にして徵收機關を債權者の手裏に收むる亦甚だ難からず、加之不換紙幣流通の國と雖も關稅の支拂は正貨を以て之を爲すを通例とす、故に之を債務國內地諸稅に比するに徵收に困難なく而かも其實力に疑ひなき正貨を以て收入を得るの便あり、內國稅の徵收に至りては即ち然らず、抑々內國稅は其關係地域廣大にして領土の全部に普及し其徵收は外人輩の能く爲し得べきの業に非ざるなり、元來租稅を以て債務の擔保に提供するが如き國に於ては財政急を告げ不換紙幣の發行あるを通例とす

關稅を以て債務の對源とするを便とす

果して然らば困難更に一層の多きを加ふべし、然るに此の如き場合に於て債權

個人の利益と國家の利害

國政府は債務國の内政に干渉し自國人民の爲め債務國政府をして不換紙幣の發行を廢止せしむるを得べき乎、方今學理の研究漸く事物の真相を穿ち個人の權利主張の爲め國家が國際問題を提起するの不當なるは既に一定不動の論となり、債權國の大利害に關する場合の外干渉政略は輿論の容易に許す能はざる所のものに屬す、豈に復た往昔と日を同ふして論ずるを得ん哉、其他鐵道收入の如き不換紙幣の影響は之を免る能はずと雖も債權の擔保としては是れ亦好箇の一財源たり何となれば徵收の便は獨り關稅に及ばざるも遙かに他の内地收入以上にあり而して線路延長の如何に依りては收入亦必しも小額に止らざればなり、畢竟債權の擔保は具體的にして占有し得べきを要し、徵稅權の如き無形物は其實用と爲すに足らざるなり、債權國が其選を苟もせざる素より其所とす

第三節 整理の精神及目的

是等の方法に依るも尙ほ不幸にして債務者が其義務を完済すること能はざるときは定約の變更をなすの外他に方法の存するなし、其關係恰も會社が倒産に瀕するに當り債權者債務者間の定約を變更して之が整理をなすと同一なり、然れど

も定約の変更は最後の手段にして固より萬已を得ざるの場合の外之を用ひ得べきものに非ざるなり。債務者が不幸にして契約の履行を爲し能はざる場合に於て若し前述の方法に依て債務の整理をなさざるときは公債の價格に大なる影響を及ぼし其價を消滅せしむる歟或は非常なる下落を來す歟二者孰れか其一に歸せざるを得ずして其所有者をして全く空券を擁すると同一なる狀況に陥らしむるの結果を見るに至るなきを保せず是等の損害を救はんが爲に定約の変更てう調和方法を採りて全く消滅せんとする公債の價格を復活せしめ相當なる増格に立ち歸らしむるを要す斯く定約の変更を許すの精神は債務者を助けて其辨濟力を養はしめ以て債務者の損失を少なからしむるに在り故に是等の目的を達する能はざるが如き條件を以て定約の変更を爲すが如きは固より策の得たるものに非ざるなり

第十二章 地方債

第一節 國債と地方債との區別

第一目 地方債の期限

國債と地方債とは其素質に於て異なる所なく唯債務の主體が國なると地方團體なるとの區別あるに過ぎず即ち前者は其負債一國全般に涉り後者は一地方に限局す故に地方團體に長期の負債を起すを不可とす歐米諸邦の事例皆然り我國に於ても亦地方債の期限は三十年を以て最長期とす之に反して國債に於ては永遠公債の如く其償還を未決問題に委する者あり斯の如く地方に長期の公債を許さざるは如何の理由に據るか是れ翫味すべき問題なり他なし夫れ驢事未だ去らざるに馬事到來するは世の通患にして地方團體が一たび公債を起し未だ其償還を了せざるに相踵で起債せんか長期間内には負擔累積して終に非常の巨額となり地方團體の財政爲に困憊を極むるの虞あるに由る國債に在ては其負擔全國に互るが故に其額多少増加するも憂稍々薄し例へば九州地方の經濟悲況を呈し國の收入に減少を來すことあるも東北地方は之に反して好況を示すことありて所謂相互保險の實行はれ彼此相補ふを得べく全國を通じて饑饉其他の天災に遭遇すること極めて稀なり

然りと雖も地方債は其負擔一地方に限局するが故に一地方に於て年稔らざる

地方債は賠償作用を缺く

か、或は不幸にして水災風害、疫癘等交々臻り或は一地方に於て商業沈滞若くは恐慌の不幸を見るか、又之を大にしては兵亂騷擾之を小にしては百姓一揆等の如き不幸なる出来事有んか其衝に當る地方の經濟は直に悲況に沈淪し其收入を減少し地方團體は元利の支拂に頗る困難を感ずるに至る無を保せず故に國債と地方債との間に期限長短の區別あるは財政上當然の事に屬し毫も疑の存する者なし
地方債の原因は國債と異なるもの多し即ち後者は主として國防戰亂等起因し前者は土木教育等の如き地方的事業の爲に起るもの多し既に其原因に於て異なる所あり焉ぞ其取扱に於て異なる所なきを得ん哉而して又地方債と雖も其起因の如何に依り其注意を異にせざるを得ず、請ふ少しく之を辯せん、抑々事業の性質上一旦の投資能く久しきに堪へ其目的を達するものあり、之に反し事業擴張の必要ある毎に資金を要し前債の償還を終らず殘額尙ほ多きに更に公債を起さざるを得ざるものあり即ち公園の準備學校の建築の如きは大體に於て世運の進歩に伴はざるを得ざるも一變直ちに其設備を大にして増築をなすの必要なく一たび設備すれば長く其目的を達するを得屢々投資を要せざる者あり是等の爲には稍々長期に互る公債を起すも不可なることなし、然りと雖も上水下水道、電氣鐵道

多の場合に於て國債と原因を異にする

地方債も原因に由り其長短を異にする

等の如きは市街の成長に伴ふて延長せざる可らず、給水の分量を増すが爲には組織の擴張を圖らざる可らず、交通機關の如きも人口の増加に伴ひ隨時其擴張を要す、故に是等事業の爲には數次の投資を要す、今是等に對して長期の起債を許すときは假令共事業より幾分の利益を生ずるとも尙ほ一時元利の支拂に困難を生ずるの虞なしとせず、其經營に注意を要するや論を俟たず

第二目 地方債と國債との間に存する法律上の差違

又國債と地方債とは之を法律上より觀察するときは其間の關係異なる所あり即ち地方團體が其公債の元利を支拂はざる場合には債權者は民法上の權利を主張し債務者を相手取りて訴訟を提起するを得べくして地方團體は其公債を取消すことを得ず然れども國が其負債を法律を以て取消し自ら身代限をなすときは債權者は之を訴ふるに所なし、是れ主權の發動たる法律を以て起せし公債を等しく主權の發動たる法律を以て取消すものなるを以て其德義上の非難を免れ能はざるは勿論實際財政上より看るも非常に不得策なるべしと雖も而かも法律上不可能の事に非ず、然りと雖も法律を發するの權能なき府縣市町村の如き公法人は其根底に於て法律が附與せし起債權に基づき募集せし負債を法律以外の方法に依

りて取消すことを得ず、只北米合衆國の州債は公債の分類より之を言へば地方債たるを免れずと雖も州即ち「ステイト」なる者は或る範圍内に於ては完全なる主權を有する國にして自ら憲法を定め自ら總督即ち「ガブルノル」を選び自己の議會を有し、州内に於ては完全の效力を有する法律を發するの權利を有す故に自己の法律に依り起せし公債をば自己の法律を以て取消すことを得るや疑を容れず

第三目 各國に於ける地方債に關する法制の差違

前記の如く北米合衆國の諸州は其州内に於て立法權を有するを以て往時は之を濫用して州債取消なる不徳を敢てせし實例あり、ミシシッピ外三州の如き即ち是なり而して利子支拂を停止せしは五州の多きに及べり今哉其反動として州債には最も嚴密なる檢束を加へ州の憲法を以て或は目的を限り或は金高を限るの規定を設くるに至れりメリランド州の如き即ち是なり元來憲法を以て公債の目的、金額等を規定するは當然の範圍を逸脱せしものにして所謂牛刀も管ならず頗る不倫の觀ありと雖も其目的たる合衆國の如き政黨政治を以て立つの國に在ては黨派の變動に依り法律の改廢容易なるが故に最も尊重すべき憲法を以て是等の事項を規定し以て豫め朝令暮改の弊を矯むるにあるものゝ如し此他地方債

に關する法制は區々に於て英國に於ては地方債法なる根本法ありて詳細なる規定を設け獨佛は我國と同じく府縣市町村制中に必要の條項を編入せり、以上何れの方法に依るも不可なるなけん而して英國法大に參照の値あり

第二節 地方債の原因

第一目 市街の成長

方今世界の趨勢を按ずるに都會の成長は頗る迅速にして一夢の間其觀を新たにす、是れ地方債の増加する所以なり請ふ少しく其然る所以を辯ぜん、抑々世運の進歩に従ひ運輸通信の機關發達し人文の中心頗る廣大なるを致せり、往時徒歩を以て事を辨ぜし時代と人力車を驅るの時とを比すれば勢既に異り進んで汽車汽船の世と成りては勢ひ一層尨大とを致すを免れず、我國に於ける東京市大阪市の如き北米合衆國の紐育人口五百三十三萬餘、シカゴ二百三十九萬有餘英國の倫敦リバプールの如き其廣袤往日の比に非ず中に就き倫敦の如きは人口四百五十三萬餘、附近場末を取込むときは七百五十三萬餘を含有し、西曆千九百二年獨逸に於ても軌近市區の發達甚だ急にして農民の減少亦著しきものあり即ち西曆千八百

七十一年には十萬人以上の市府は僅かに八箇所に止まり二千人以上の市町に住する者は人口の三割六分一厘に止まりしが同千九百年には五割四分三厘に進み同千九百五年には十萬人以上の中府は四十一箇所となり農民は西暦千八百八十二年には四割二分五厘なりしに同千八百九十五年には三割五分七厘となり同千九百七年には二割八分六厘に減少せり而して獨都首伯林は二百七萬餘西暦千九百十年にして労働者宿泊に家なきを歎ずと云ふ因に云ふ伯林は人口二百八十萬に至るの目的を以て諸般の計畫をなす斯の如く世運の進歩停止する所を知らず之に應ずるの設備を要するは免れ能はざる所の勢にして資金の需要日に月に急なり是れ地方債増加する所以の一なり今便宜の爲め世界有數の大都會の人口を揭示せば左の如し

第二十表

一 伯 林 (西暦一九一〇)	二〇七一、二五七
一 ヲキエヘナ (同 一九一〇)	二〇三一、四九八
一 露 都 (同 一九一二)	二〇一八、五九六
一 モスコウ (同 一九一〇)	一、六一七、一五七

倫敦、紐育、シカゴは前にあり、米國は更に著しき増加を示し四十二の大都會に於ける人口の増加は左の如し

一 西暦千八百九十年	一〇、七三三、九一三
一 同 千 九 百 年	一四、一七四、一七一
一 同 千 九 〇 十 年	一八、四三五、四〇〇

なり而して人口三萬以上を有する百九十五都會に於ける西暦千九百十二年の市民一人當りの費用は平均三十四圓六十八錢にして十年前に比し三割三分二厘を増加し三萬人乃至五萬人の市に於ては二十三圓三十八錢となり五萬乃至十萬人は二十四圓十二錢十萬乃至三十萬は二十八圓四十四錢三十萬乃至五十萬は三十九圓九十八錢五十萬以上は四十二圓四十八錢にして市大なるに従ひ一人當り亦大なり

今一步を進めて最近西暦千九百十三年末に於ける米國地方債市町村以下總額を見るに約六十九億三千五百二十萬圓に達し内凡そ五十七億圓即ち八割三分は市町村債にして其他は郡、學校區等なりとす之を西暦千九百二年に比し實に十一割三分二厘の増加にして同年は之を同千八百九十年に比し既に七割六分を増加

し居れり實に地方債の増加は方今の趨勢にして鑑みずんばある可らず慎まざる
 ばある可らざる所の現象なり而して西曆千九百十年(國勢一斑新調の年)二千五百
 人以上を有せし市町村の同千九百十三年の歳入は約四十二億七千八百五十萬圓
 にして歳出は約四十二億七千九百萬圓財産價格は約八十七億七千四百十萬圓な
 り又紐育、シカゴ等に於ける西曆千九百十三年に於ける一人當り負擔高及經常費
 金高を舉れば左の如し

第二十一表

市名	負擔	經常費
紐育	七九〇四	九三、五六
シカゴ	五四、一二	五二、九二
費府	四九、八八	五三、〇八
セイントルイ	五九、七二	五九、五〇
ボストン	九四、二〇	九〇、一二
クリイフランド	四一、七〇	五〇、六六
ボルチモール	四九、三六	六二、九八

ピッツボルク
 デツロイト

六五、九〇
 五一、七四

六五、〇六
 五八、三二

獨逸の現況も地方債の増加甚だしく債額の所有財産に對する比例九割以上に
 達する者四箇所シヨトベルヒの如きは其歩合十割八分八厘六毛に達し多數市
 町村中其債額財産金高の五割以下に止まる者は僅かに六箇所而して一人當り債
 額の最高はフランクフルトにして其高約三百十六圓に達し百圓以上の者十三
 箇所の多きを數ふ以て獨逸地方財政の一斑を窺ふに足れり
 斯の如く自治體の費用年々増加するを以て南獨のウルム市に於ては曾て西曆
 千九百十一年帝國に於て地價自然増價税を實施したる以前米國流の改良税(市區
 改正にて特別の利益を得たる區域の地主に課する特別税)を徵收することを許さ
 れ道路の敷設は市之を經營し地前敷石費の半額は地主をして之を負擔せしむる
 ものとす

又西曆千九百十一年に於ける普漏西國の市町村税及負債を見るに左の如し
 (單位税額及長期借は千馬一人當は馬)

第二十二表の一

西暦年次	人口	市町村を負擔する財産價格	徵稅額
一八六八	二一,六五〇,〇〇〇 ^人	一〇〇,六二二	一六五,〇〇〇
一八八四—五	二七,三二一,〇〇〇	一四五,五三八	二五,六六五
一九〇七—八	三五,三四九,〇〇〇	二〇九,八九二	五九,六二三

由是觀之西曆千八百六十八年乃至同千八百八十五年は人口の増二割五分、財産は四割六分徵稅額は五割五分の増加を示し西曆千八百八十五年乃至同千九百八年は人口に三割、財産に四割四分、徵稅額に十三割二分の増加を示し孰れも徵稅額の増加は人口及財産の増加歩合に超過す而して西曆千九百八年に終る所の四十年間の増加歩合は左の如し

- 一 人口 六割三分
- 二 財産 約十割一分
- 三 徵稅額 二十六割

此巨額の地方債中市設事業に使用したる金額は約一億六千七百三十六萬磅にして西曆千九百十年度に於て其收入より市の一般會計へ繰入れたる金額は百三十萬磅なり

又輓近に於ける佛國地方財政の實況を見るに左の如し

第二十四表の一 (本表第五マテ單位千圓四拾五人)

西暦年次	總額	巴里	其他
一九〇一	三〇七,三九八	二一〇,三三八	一八七,〇六〇
一九〇二	三二二,〇一六	二二一,三七七	一九〇,六四〇
一九〇三	三三五,五三〇	二二四,九八一	一九三,一〇二
一九〇四	三三〇,三四三	二二四,六七九	一九五,六六五
一九〇五	三二七,七八三	二二八,〇六二	一九九,七三〇
一九〇六	三四〇,二八九	二四一,二〇六	一九九,〇八三
一九〇七	三四六,九三九	二三七,〇〇六	二〇九,九三三
一九〇八	三五三,九七八	二三七,〇二四	二一五,九五四
一九〇九	三六五,一七六	二四一,一七三	二二四,〇〇三
一九一〇	三七七,二九四	二四三,九三六	二三三,三六九
一九一一	三八七,一六〇	二四七,四二〇	二三九,七四一

一九一二年

三九八,七四五

一五三,二六三

二四六,五八三

第二十四表の二

地方收入中西曆千九百九年度及十年に於ける國稅附加收入の比較

總額

經常附加稅

臨時附加稅

西曆年次

一九〇九

四八,二二六

四八,八九七

一九一〇

九八,三七五

四五,九〇三

五二,三七一

差増減

(+) 一二,六一

(-) 二,三三三

(+) 三,四七四

第二十四表の三

地方費

巴里

其他

西曆年次

一九〇一

二九四,九六三

一一〇,三三八

一七四,六三五

一九〇二

二九八,九七九

一一一,三七七

一七七,六〇三

一九〇三

三〇三,六三一

一一三,四九一

一八一,一四〇

一九〇四

三〇七,八一六

一二四,六七九

一八三,一三八

一九〇五

三一五,七七八

一二八,〇六二

一八七,七一六

一九〇六

三二四,四六〇

一四一,二〇六

一八三,二五四

一九〇七

三三五,一一二

一三七,〇〇六

一九八,一一七

一九〇八

三四〇,八九二

一三七,〇二四

二〇三,八六九

一九〇九

三五三,二二八

一四一,一七三

二二二,〇五五

一九一〇

三六四,五五八

一四三,九三六

二二〇,六二三

一九一一

三二三,七二六

一四七,四三〇

一五六,二九六

一九一二

三八六,二二四

一五二,一六二

二三四,〇五三

第二十四表の四

入市稅

巴里

其他

西曆年次

一九〇一

一一〇,二〇〇

四四,六一五

六五,五八五

一九〇二

一〇六,二九一

四四,六〇六

六一,六八五

一九〇三

一〇四,一六四

四三,三三八

六一,八二六

一九〇四

一〇四,七八三

四三,三七七

六一,四〇七

一九〇五

一〇五,〇八五

四三,五七〇

六一,五一一

一九〇六
一九〇七
一九〇八
一九〇九
一九一〇

一三〇,三六六
一〇六,九六三
一一三,四五九
一〇九,五六四
一一一,〇八二

四一,九九〇
四二,五七〇
四三,〇五四
四三,二四七
四三,六三四

六一,三七七
六四,三九三
六九,四〇五
六六,三二六
六七,四四八

第二十四表の五

地方債 (年首現在額)

西暦年次

總額

巴里

其他

一九〇一
一九〇二
一九〇三
一九〇四
一九〇五
一九〇六
一九〇七

一四八,九五三
一四八,五三五
一四八,三七八
一四八,七五四
一五四,〇二〇
一五六,五二八
一五七,二二三

九二,三三三
九〇,八九六
八八,二〇九
八七,一六六
九三八,五〇三
九四一,九四六
九五〇,五七五

五七,三三一
五八,六三九
五九,五八八
六〇,五八八
六六,六一七
六一,四七三
六二,〇六〇

一九〇八
一九〇九
一九一〇

一六一,三三〇
一六二,〇六三
一六三,三六四

九七,〇二九
九七,九六五
九五,六〇九

六三,六二九
六四,七二八
六五,一三二

第二十四表の六

(佛國に於ける人口及經費の
現今と既往の比較(單位千法))

全 國	人		口		經費	
	西曆千八百九十三年同	千九百十二年増減の割合	西曆千八百九十三年同	千九百十二年増加の割合		
全	三,三三三,一九一	三,八八八,二〇(十)	六五四,六八〇	九七,九九三		
巴	二,四七九,九五七	二,八八八,二〇(十)	三,七二七,〇〇〇	五九,三三七		
セイ ン州	六四三,六七七	一,三三〇,四〇(十)	一四〇,〇〇〇	二五,三三八		
十四 ノ大	三,三九二,四四	二,八八九,一九五(十)	六九,八六六	一一,八四六		
都會	二,〇五八,九六六	二,〇〇五,〇九(十)	四四,五六八	七,三六一		
五十 ノ地	一,〇五八,七六六	一,三三三,九八(十)	一八,六六九	三〇,六六七		
方中 心市	一,六四三,九〇〇	一,九六〇,五七(十)	三三,五九一	四一,七二七		
五十 ノ町	二七,九五七,七七一	二六,九三三,五三(十)	二二,八〇七	三〇,三九七		
百四 千八 百ノ						
三萬 五千 八百 ノ						
小町 及農 村						

又佛國に於ける縣財政の實況は左の如し

第二十四表の七 (單位千法)

西暦年次

歲入

歲出

起債許可高

募集高

未償還高

一八九九	三四二、八六六	二八七、六二六	八六九、七六四	七七〇、五一四	四七八、二四三
一九〇〇	三七二、〇六一	三一一、三〇七	九一六、三三一	八一〇、三八四	四九七、一五六
一九〇一	三九五、二二三	三三三、〇六一	九五九、三五九	八五四、三四三	四九六、四三三
一九〇二	三九六、四六七	三三二、八九二	九九九、三四三	八九〇、五七六	五二八、〇九三
一九〇三	四一四、五七一	三五一、八七八	一、〇三二、九三五	九四〇、一七五	五六九、二九九
一九〇四	四一五、七三五	三五五、四六三	一、〇六三、八一八	九七九、六五三	六〇二、二九〇
一九〇五	四五三、三二〇	三六、七八七	一、二九九、〇三八	一、〇四七、三六五	六五八、七三五
一九〇六	五一一、三五〇	四一〇、九九七	一、三七五、九二七	一、一三三、一九一	七五八、八一九
一九〇七	六〇一、五四〇	四七四、九三〇	一、四四四、八八九	一、二四一、五二九	八四四、八〇九
一九〇八	六四二、七〇七	五〇七、七二九	一、五〇四、七〇四	一、三一九、二一五	九一四、八七三
一九〇九	六七七、五四五	五四七、二七〇	一、五七二、三三六	一、三七八、八〇八	九九八、三三三

第二目 自治體の發達

自治制の發達は之に相應するの設備を促す、是れ地方債の増加する所以の二なり何を以て爾か云ふ、元來市街に集中し來る者は如何なる種類に屬する人民が其大部分を占むるやを尋ねるに租税を負擔し得る者は寧々晨星の如く而かも市費

増加の原因となる者甚だ多し、今試みに之を例證せんに茲に市の附近に一製造所の新たに設立せらるゝや八百乃至千人餘の勞働者瞬時に之に向ふて集中すること宛も水の低きに就くが如し、是に於てか警察、衛生、學校、運輸、通信等に關する諸般の事務繁多を加へ道路の修繕、點燈、掃除、上水、下水の設備等に巨額の費用を要し市費大に増加すべきは自然の勢なり、然るに勞働者輩より巨額の租税を徵收するは固より不可能の事に屬し市費負擔の増加は勢ひ主として中流以上の一部人士に歸せざるを得ず、然るに是等の人士亦獨り殆ど無限に増加する所の費用を負擔すること能はざるは最も見易きの數なりとす故に市の維持の爲め他に有力にして且つ確實なる收入を索めざるを得ざる方今の趨勢なり

第三目 市設事業増加の傾向

自治體の發達既説の如し、是に於てか近時水道、點燈、市街鐵道の如き經營にして學術上に所謂獨占的事業と稱する者は概ね市の事業に歸するの傾向を生じ現に歐米の文明國に於て著々此方針を執りて其歩を進むるを見る、元來前記の諸事業は一人一たび先鞭を著くるときは他の者が同時同方面に於て之を經營するも到底前者と同様の利益を收むる能はざるの特質を有す而して是等獨占的事業は市

の進歩に隨ひ自然に非常の利益を生ずるものなるが故に之を市に收めて収入の源泉と爲すは其經營上極めて便利にして方今の事態殆ど必要の事に屬す、今之を近時の實況に徴するに北米合衆國に於て一千立方フートの瓦斯の生産費は平均五十仙なるを以て一千立方フートの瓦斯を一弗の價にて賣却すれば既に一割以上の配當を爲すこと容易の業たり、然るに之を二弗若くは二弗半甚しきに至りては三弗を以て販賣したることあり、是に於て近頃紐育市にては瓦斯製造を市の事業と爲し方今の半價を以て之を市民に供給すべしとの説あり、獨占的事業の收利に適合する以て知るべきなり、又伯林市の瓦斯局は公設にして西曆千九百一年の純益は六百四十六萬餘馬にして市金庫に百六十三萬餘馬の使用料を支拂ひ同千九百四年に於ては純益四百八十七萬餘馬にして租税及保險料四十六萬餘馬を支拂ひ、税を拂はざれば使用料を止むる契約別に減債基金百二十八萬餘馬保存及修繕費百一萬馬を積立てたり而して瓦斯の價格は一立方メートルに付き十、ペニヒ乃至十六、ペニヒなり、西曆千九百二年に於ては同市市街鐵道の延長は二百九十九哩にして乗客總數二億九千五百萬人なりし而して同年の配當は七分五厘にして成規に従ひ伯林市へ九十七萬六千圓を納付せり、豈に盛ならず哉。

獨占的事業の利益大なること凡そ斯の如し、今之を民設に一任するときは需給の關係上公衆は非常に高價なる瓦斯代、車賃、給水料等を支拂はざるを得ざるに反し、之が經營に任ずる會社又は組合のみ巨大なる利益を獲るに至り、一方に於ては市民は高價の代價を拂ふて辛く、瓦斯、給水、電氣、鐵道等を消費又は使用せざるを得ざるに於ては重税の負擔を免れず、是れ市民の堪ゆる所に非ずして市の繁榮を致す所以に非ざるなり、然るに今是等の事業を市に移し、市其利益を收め一方には公衆に私設會社が爲し得るより少しく廉價を以て市設の機關を使用するを得せしめ、他方には其得たる純益を以て諸種の施設の費用に充當せば、大に市税を軽減するを得ると同時に市の經營維持を完ふすることを得べし、方今歐米諸國概ね此方針を執りて進行しつゝあり、今瓦斯供給の一事を以て之を見るも英國の瓦斯事業は西曆千九百年に於て公設二百三十一、私設四百五十、獨逸は同千八百九十七年に於ては私設二百七十四、公設三百七十四に達し、瑞西は公設十一、私設九十にして其他の諸國皆之に類す、是等は皆地方債増加の強力なる一原因なり、是れ蓋し大勢の免れ能はざる所にして我國に於ても、輒近地方債大に増加し、明治三十一年末の二千三百四十八萬餘圓より同四十四年末の一億七千五百四十餘萬圓と

なり内一億二千九百六十餘萬圓は市債に屬し大阪の如きは三百七十餘萬圓より約五千二百七十一萬圓に増加し東京は五百三十八萬餘圓より約千五百萬餘圓に増加せり、是れ一般の趨勢にして或程度までは到底免れ能はざる所なりと雖も亦以て輕々看過すべきに非ざるなり、今一步を進めて最近地方債の實況を示せば左の如し

大正四年十月末日の現在高は三億二千六百六萬餘圓にして内一億七千七百萬餘圓は外債なり而して大正二年に於ける地方債支辨の内譯は左の如し

第二十五表

	道府縣	郡	市區	町村	水利土功組合
教育費	一,四一六,〇四〇	一三二,二一九	五,三〇六,七六六	五,九〇三,四八〇	—
衛生費	六七〇,二七二	九三,〇〇〇	四九八,八六八	九〇,一〇三	—
勸業費	七六四,三〇八	一,七三九,八八七	六,八五三,一六〇	一,七六五,三三九	六,三三三,四八〇
災害土木費	三〇,九〇五,三三三	六四,三三七	一,〇一六,六五一	三三〇,六四五	一五九,七八九
普通土木費	一〇,三四四,三八一	一三五,〇九六	五三,三四四,四二七	一,三五三,四八六	一,三二八,八七九

雜

三五,二四八〇

一四〇,〇〇〇

一三四,八〇七,三七九

九五六,一四九

三四,六一四

而して兩京及大阪横濱の大正二年度に於ける現在債額は左の如し

第二十六表

東京市	一〇四,六七八,五〇〇
京都市	二〇,八六八,七〇〇
大阪市	七二,一二三,七五二
横濱市	一三,九三三,四四七

にして合計九千二百七十一萬四千八十五圓なり

又大正三年三月末に於て百萬圓以上の公債を有せし府縣は富山、埼玉、外八縣市區債に於て同様の額を有する者は東京市、外九市府、五十萬圓同上は函館、外八市府縣債中最多額は愛知縣、市債中最多額は東京市なり、其内譯は左の如し

△現在高百萬圓以上の縣債

第二十七表

愛知縣	四,〇四〇,一〇〇
埼玉縣	三,九三三,四四七

山梨縣 三、七〇四、五四〇
 群馬縣 三、三一九、三九五
 宮城縣 三、〇七九、八七四
 福島縣 一、八二〇、五二七
 栃木縣 一、五四四、二九五
 千葉縣 一、四九〇、〇〇〇
 富山縣 一、四四八、五〇〇
 青森縣 一、二七五、三三〇
 宮崎縣 一、一〇四、七〇〇
 新潟縣 一、一七一、〇〇〇
 茨城縣 一、一四五、五〇〇
 神奈川縣 一、一〇一、八七九

△同上市區債

東京市 一〇四、一四四、〇八五
 大阪市 七、一八〇、五四〇

京都市 二〇、八六八、七〇〇
 横浜市 一三、九一〇、七五〇
 名古屋市 八、六六六、五七五
 神戸市 六、五七五、二〇〇
 長崎市 四、三三〇、七〇〇
 小樽區 一、四七六、〇〇〇
 門司市 一、三三三、三三七
 廣島市 一、〇八〇、八五五

△同上市區債以下五十萬圓以上の市區債

青森市 九七六、〇〇〇
 新潟市 九一六、八〇〇
 仙臺市 八二七、一五一
 岡山市 七九四、〇一八
 甲府市 七三五、七三三
 下關市 六四九、〇五九

界市	六八、六二七
小倉市	五八、〇〇〇
函館區	六〇〇、〇〇〇

又英國輓近の實況を見るに西曆千八百九十八年の調査に據るに當時既に地方費増加の勢を示し二十年間の人口の増加は二割三分半、地方税を負担すべき財産の増加は二割六分七厘五毛にして地方債の増加は十二割に達し西曆千九百八年度に於ては地方債總高五億九千九百餘萬磅となり遙かに國債の半額を超過す。今一步を進めて一二の例を舉ればハマスミス市の如きは西曆千八百八十八年より同千九百五十年間に人口の増加は二割、賦課財産の増加は四割二分に止まりしに公債は二十八割を増加し倫敦の如きは西曆千九百年の五千四百萬磅より同十年三月末の一億一千五百十八萬餘磅に増加し公債費年に約六百三十六萬磅を要するに至り英國貨幣市場も漸やく其前途を憂慮し地方債に對して多大の警戒を加ふるの勢あり。然れども地方費の需用は之が爲に止むべきに非ず益々資金の供給に苦み終に市町村通知預金なる一新法を按出し拂戻の請求には數日前最長期は六箇月の豫告を要す。直接に銀行等より借入るゝことを止め公衆より預金を爲し以

英國

借入の新案

て幾かに所要の金額を調達し得るの實況たり。是れ聊か利子の負擔を軽減するの目的に出るものなりと雖も若し民設の預金機關と競争を惹起することあれば其利は害を償ふ能はざるべし慎まざる可らざるなり而して巴里は西曆千八百六十五年より同千九百六年までに三十一億四百萬法を借入れ同七年末には二十四億九千二百萬法の未償還額を存し其他三千萬法の年金ありて西曆千九百七十九年の償還期までには元利賦課金當籤割増等の爲め五十三億八千六百萬法を要する計算なり而して最近の實況は左の如し

第二十八表 (單位百萬法)

全市町村	三、七五〇、〇	巴里市	一
西曆一九〇五年	四、一八七、九		
同 一九〇九年	四、一六四、七		
同 一九一〇年	三、四七四、四		

斯の如く佛國は其額多しと雖も増加の期は既に經過し減少の期に向ふものに似たり

獨逸に於ける西曆千九百七七年の市町村債總額は六十五億六千萬馬にして其内

譯左の如し

第二十九表

町 村		市	
一萬人以下の町村債	一、二六四、六	一萬人以上二萬五千人迄	六七〇、六
一万人以上二萬五千人迄	九六、一	二萬五千人以上五萬人迄	五六二、六
二萬五千人以上五萬人迄	七七、三	五萬人以上十萬人迄	七三三、七
五萬人以上同上	八〇	十萬人以上二十萬人迄	九二八、九
		二十萬人以上(伯林を除く)	一、七九二、六
		伯林市	四二九、〇
		一人當	二四、三九

而して左の市府の西曆千八百九十七年三月末日の債額と同千九百八年三月末日

の其とを比較し其百分比例を見るに左の如し

第三十表の一

西曆一八九七年	同一九〇八年	比 例
伯 林	三、七八五	四三、二
ミュンヘン	三三七、七	一九五、二
ドレスデン	一一八、七	二〇三、六
ライプチヒ	一一〇、五	一一五、八
ブレスラワ	五八、〇	七九、七
コローン	一三六、三	三三三、二
フランクフルト	一五六、九	一六八、七
ニュルンベルヒ	八七七	二三五、九
ツッセルドルフ	七三、二	二五八、五
ハノーウル	四〇、八	一七、三

而して最近西曆千九百十一年三月末に於ける普漏西地方債の現在高の巨額には左の如し

第三十表の二 (單位百萬馬一人當リハ馬)

伯林の都市	長期債	土地抵當債	計	人口一人の負擔額	
				人口一人の負擔額	其他一時借入金
人口二十萬以上の都市	四三八、一	三、〇	四三、〇	三三、二	一、四
人口十萬以上の都市	一、三六〇、八	一八八、二	一、四四九、〇	三三八、二七	一、六
人口五萬以上の都市	六六一、一	三五、〇	七六、〇	二八九、四八	二、七
人口二萬五千以上の都市	四五一、三	一一、一	四六三、四	二二、六九	八、二
人口一萬五千以上の都市	三九三、五	一一、三	四〇四、七	二二、九三	一、七
人口一萬以上の都市	四、六、六	七、〇	四三、六	一七三、三八	四、〇
人口七千以上の都市	九二、九	一、八	九四、七	一一〇、八九	〇、四
人口五千以上の都市	八〇、二	一、九	八二、〇	一〇八、四八	一、一
人口二千以上の都市	九一、一	二、四	九三、五	九七、五一	〇、七
人口一千以上の都市	四七、四	〇、六	四八、一	七九、七二	〇、二
人口二千以下の都市	二〇、七	〇、六	二一、三	五二、七三	〇、四
計	四、〇六三、五	一九三、八	四、二五七、四	二三五、〇八	六、九
人口一萬以上の町村	二四五、四	二、五	二六七、九	一、五、一一	一、六

合計

四、〇九〇、〇

二六、一、三

四、五二五、二

二二四、九一

六、八

更に一步を進め人口の増加と負債の増加とを對照比較するに左の如き増加歩合を示す

第三十一表

伯林	人口	負債	
		對西曆一八九五年同	對西曆一九〇七年
卅萬人以上の市	二、一六三	四三、二九	一八〇、九七
十萬人以上の市	三、五、一四	一四七、一九	一、四七、一九
五萬人以上の市	五、二、四五	一四三、五三	一、四三、五三
十萬人までの市	三、七、一九	一三〇、九五	一、三〇、九五
五萬人までの市	三、五、八六	一三〇、九五	一、三〇、九五
平均	三、七、三八	一三〇、九五	一、三〇、九五

由是觀之増加歩合は中級市に於て強く伯林の如き比較的強からず是れ豈に人文の發達に由り運輸通信の道開くるに從ひ地方中心の發達する結果に非ざるなきを得ん哉翫味すべきの現象と云はざるを得ず

由是觀之中級都府に於て増加率最も多し是れ豈に運輸通信の便開くるに從ひ

地方中心の集合發達速かなるの致す所にあらざらん乎而して負債高一入當を以て之を見るも中級の六府最も多し則ち伯林は約九十二圓なるも六府は約百五十五圓第三級に屬する者は約百二十四圓最下級は約九十一圓五十錢にして即ち伯林と伯仲の間にあり首尾相逢ふ亦奇ならず哉然れども實際の負擔の難易に至りては固より同年の論に非ざるなり

又西曆千九百十年に於ける獨逸聯邦及市の忠債額を舉れば左の如し

第三十二表

巴	丁	二九,〇〇〇 <small>千馬</small>	メイエンス	六,〇〇〇 <small>千馬</small>
ドルトムンド		三,〇〇〇	ライン地方	三〇,〇〇〇
漢堡		七五,〇〇〇	巴威耳	五〇,〇〇〇
ウエルデンボルヒ		六,五〇〇	ブレームン	四〇,〇〇〇
ブオルツイムツ		四,〇〇〇	リツキスドルフ	六五,〇〇〇
ヅツセルドルフ		二〇,〇〇〇	フリードナウ	一五,〇〇〇
ミュートニヒ		一〇,〇〇〇	ゲルセンキルチエン	六〇,〇〇〇
クライレトプス		三,七六〇	エルフルト	七〇,〇〇〇

ステクリット
ハートレ

二,五〇〇
E,〇〇〇

ウエストフアリエン

一〇,〇〇〇

而して其増加の跡を見るに西曆千九百六年普漏西の人口一萬人以上の市町村債は合計二十九億五千四百萬馬なりしに同十一年には四十五億二千五百萬馬に増加して獨逸全國に於ける一萬人以上の市町村債は西曆千八百八十一年の七億七千二百萬馬より漸次増加し同千九百七年には約五十二億馬となり同九年末に各種市町村債の總額は約九十億馬の巨額に達せり(主として公共事業の爲に起る者にして近時漸やく公業を私業に移し公私共同經營の説を生ぜり)

米國の景況亦兄たり難く弟たり難し即ちウエストハムに於ては西曆千八百九十年より同千九百二年までの間に市税八割を増加し同千九百六年には千八百弗の不動産にして一年百弗の賃貸價格を有する者五十三弗三十五仙の租税を負擔しシカゴにては同様の財産二十八弗十八仙ポストンに於ては二十八弗八十仙紐育に於ては二十五弗八十八仙を負擔す米輕きに非ざるも尙ほ英の重きに到らず畢竟斯の如く市税の増加するは公設の事業の爲め年々地方債の増加するもの之が主因たらざるを得ず而して公設事業は之に依り衣食するの徒を生じ其一般公

衆の利益あると否とを問はず漫然公設事業の擴張を主張し市政若くは選舉場裏等に於て不測の弊害を生ずるなきを保せず彼の紐育の「タムニホール」の如きは實に其適例なりとす夫れ官業は負擔を國民一般に課し公業は負擔を當該市町村民一般の頭上に及ぼすも而かも其利益を受るの有無厚薄を問はずして其費用の負擔同率を保ち其間利害の偏重するは蓋し免れ難きの通弊なり其の事業にして多數民庶の需用に添ひ而して相當の收入を生せば則ち可なるも若し夫れ然るを得ざらん乎大に寒心すべきものあり私設事業に於ては即ち然らず其成功は固より之を冀望せざるを得ず而して其失敗は間接に社會に影響すべしと雖も累を一般納税者に及ぼさず其厚薄輕重識者を俟たずして明なり只其監督を嚴にし事物をして其目的に添ふの實を擧げしむるの要ある耳

今又西曆一千九百零六年度七年六月に終る合衆國百五十八個都府三十萬人以上十五個十萬人乃至三十萬人二十七個五萬人乃至十萬人四十八個五萬人以下六十個の負債は約十七億三千三百萬弗一人當りは約七十五弗六十九仙にして其二割二分は西曆千九百二年以來の増加なり而して歳出總計は約六億八百萬弗にして内約一億七千八百萬弗は紐育の經費なり其増加率は西曆千九百年より同六年

までに三割八分に達し他都府も一割一分七厘乃至二割九分二厘の増加を示す一人當りは二十六弗五十四仙にして西曆千九百二年の二十二弗四十八仙に比し著しき増加なり歳入總計は約六億千五百萬弗にして内約三億千九百萬弗は一般財産税なり(此點は良好なり)

方今四海に於ける増加の實況斯の如し唯佛國は文化の主位を占め率先市區改正等改良工事を起し施設漸やくなりて輒近他國の如く増加の必要なきも尙ほ巴里市は約九億五千七百四十四萬圓の負債を爲し其他の三萬六千二百四十の市町村は六億五千四百餘圓を爲す方今巴里の人口は二百九十萬にして地方債總額の大部分を負擔す而して二萬以上の市は百十八個にして其債額は三億四千八百三十萬圓にして總額の半額を超過す内十四個は十萬人以上にして人口二百九十萬人債額は一億九千八百十四萬餘圓なり佛國に於ては大都會は割合に債額大なり

第四目 資金積立と起債との比較

學校建築の如き場合に新たに公債を起すと豫て積立金を爲して復利法を以て之を増殖するとの利害は一考を要する問題なり富裕なる邑に於ては積立の方利あるや論なきなり例へば學校の保存期を三十箇年とし三萬圓を借入れ三箇年据

置き四箇年目より毎年千二百圓宛を償還するとせば二十八箇年にして三萬圓の償還を終り其間利子を五分と爲し利子拂に二萬四千圓を要し都合五萬四千圓を要す然るに豫て再築の爲に毎年七百五十圓宛を積立つれば二十五年にして一萬八千餘圓の支出と爲る今之を四分利にて復利法に據り増殖すれば二十五年にして利子にて千二百四十九圓三十七錢を得べくして二十五箇年の終りには元利の合計三萬四百八十四圓二十七錢と成り二十五年目の七百五十圓を加ふれば三萬一千二百三十四圓二十七錢と成る依て二十五回目の元金繰入は不用となり二十四年にして資金を得る計算となる其得失多辯を要せずして明なり

第三節 地方債の效力増加の方法

第一目 轉貸法

英國に轉貸法なる者あり蓋し轉貸法とは先づ國が借金をなし之を市町村等の公法人に貸付するを謂ふ斯の如くして國が元利支拂の爲め要する費用は市町村等より國に對して償ふべきは勿論なりとす抑々地方債元利の負擔は一地方に限局す故に地方債券は全國の市場に於て賣買取引せらるゝこと甚だ稀にして小市

町村の發行に係る者に於て殊に然りとす又信用の點より之を看るも例へば國に對して五分利にて貸付くる者も地方團體に對しては七分利若くは八分利に非れば貸付を爲さざるは蓋し市場の常情なり今外國の例に就て之を見るも西曆千九百十四年二月中旬の二分半利付英國國債の價格は七十七二分の一にして利廻りは百磅に對し三分二厘五毛なりしに地方債中最も信用厚き二分半利付倫敦市債は七十三二分の一にして利廻り三分六厘七毛に相當し信用遙かに國債に及ばず我國に於ても斷然轉貸法を行ひ地方債を國債に切替へ(債券者中切替を肯んぜざる者あるときは償還に際し漸次に借替ゆべし)三箇年若くは五箇年据置き其間文武の政治に諸般の改良を加へ緩急相應じ以て中央の財政を整理し地方の財源を涵養し然る後償還に著手せば地方は切替の爲め利子を減じ中央は地方より實費を徴して之が爲に特に費用を増加せず頗る便宜なるや疑を容れざるなり英國に於ては夙に此方法を利用し中央に工事貸付局を設け自ら債券を發行して地方に貸付し今哉其高積んで五千五百萬餘磅に達す而して利率は目下百磅に付き三磅十三志なり佛國に於ても之と類似の方法行はる例へば鐵道敷設の爲め資金を要する會社あれば政府は國債を募集し爲に得たる金額を會社に貸付け以て鐵

轉
國
の
法
債
借
の
轉
法

道を敷設せしめ二十五年三十年等一定の期間中共會社をして鐵道事業を經營せしめ一定の期間満了に至れば其事業は國に歸するか或は期限を更新して引續き其會社をして之に當らしむるか又は他の會社をして之を經營せしむるかはその必要と事情とに依りて異なるものとす此方法たる畢竟事業の經營は之を熟練なる會社に任し資金は國の信用を利用して之に低利に得るを目的とするものにして所謂長を取り短を補ふ者なれば施設其宜きを得ば良好なる結果を見るや疑を容れず

凡そ公債は金額小なるときは市場の立物たるを得ずして賣買の機會少く隨て其價格貴きを得ざるものとす國債は其額概ね大なりと雖も地方團體の發行せし者は其金額比較的僅小なり故に地方債券は市場に賣買せらるゝこと少く隨て貸付の擔保物に供するに便ならず例へば某縣の公債證書にして其總額五十萬圓なる者を市場に賣出すとせん乎之を購せんとする者殆ど之あるなし偶々之れあるも價格頗る廉なるか又は或府縣に於て戸籍財産等に就き利害關係を有する者に外ならざるべし是に於てや我國地方債の利率は概ね六分以上に昇り國債は五分以下にして其差頗る大なるに拘らず前者は其賣買自由ならず國債と雖も金

地方債證
は賣買
に便なら
ず故に金
融上の増
進を妨げ
ないし格
格少

額の小さな者は尙ほ賣買の圓滑を缺く況や地方債に於てをや今若し英國の如く轉貸法を行はんか市場に出づる者は國債證券にして地方債券に非ざるが故に金額大に信用鞏固にして高價を保ち擔保品たるの實力隨て大なるを得べきは疑を容れざる所なり

第二目 證券用紙の供給

英國に於ては地方債券の爲に國が用紙を供給することあり是れ我國に於て會て國が國立銀行紙幣を製造して之を銀行に交付せしに類似す當時銀行紙幣の用紙は國が製造して之を各行へ交付せしが故に百五十個以上の銀行が發行せし紙幣は銀行紙幣の名の下に一團となりて流通せり若し各國立銀行が各自各種の紙幣を製造して之を發行したらんには管に其流通の圓滑を阻害せしのみならず印刷費を増加し又十分に紙質を選択すること能はず且つ防贋の注意を缺くる所なきを得ざりしならん地方債證券用紙供給の事たる之と同じく一便宜法と謂ふを得べし若し轉貸法の行はれざる場合には此方法を採るも可なり而して用紙の代價の如きは無論地方團體より納付せしむるものとす若し印紙税を徴すべき場合には之を用紙の代價中に包含せしむれば徵税法を簡便にするの利あり

之を要するに地方債に對する市場は狹隘にして其賣買不自由なるが故に隨て擔保品たるに適せず是れ前記の如き種々の方法を講じて幾分地方債の效力を大ならしむることに努めざる可らざる所以なり。目下地方債は其利子國債に比して適かに高率なるに拘らず市場の勢力たること能はざるの憾あるを以て我國に於ても機を見て轉貸法等を實行して地方團體の地方の負擔を輕減するの必要あり然れども斯くするときは國の費用自ら増加するを以て地方團體は無論其實費を國庫に拂込まざるを得ず國は又之を元金償還に充て速かに債額を減ずることに努めざる可らず。今や我國は地方債の増加其勢を成すの秋なり。凡そ天下の事大小となく其初に方り注意を缺くときは他日非常の困難を生ずるの虞あるを免れず古人曰く遠き慮なければ近き憂ありと宜なる哉。須臾く四海の事例に鑑み折衷斟酌以て大に劃策する所なくんばある可らず。豈に夫之を忽にするを得んや。

第三目 地方債の長所短所

又茲に少しく地方債證券の融通力に就いて述べる所あらんとす。元來地方債は一地方に限局し且つ其額大らざるが故に市場の勢力たること難く金融の器具として有力ならざるも素封家が貯蓄の爲めにする底積としては遙かに國債に勝るも

地方債は
金の爲に
貯蓄する
に最も
適當なり

のあり何となれば地方債の利率は國債に比して高く而かも危險の要素を包含せざればなり。我邦未だ太だ富まずと雖も地方團體の破産を豫想し得るの現象なし。只内憂外患交々臻り國內大に亂るゝに於ては地方債元利支拂に支障を生ずべし。然れども國難に際會するときは國債元利の支拂尙ほ或は期す可らざるのみならず國民たる者は自己の財産を顧るに遑あらず方に一身を挺して國家の急に赴かざる可からず。豈に敢て區々其所有公債より生ずる収入を顧るの暇あらんや。如上非常の場合を除き強て平常大國の地方團體が破産して其負債を支拂ふ能はざるの場合を想像するは是れ杞人の憂のみ固より一顧の價值を存するなし。故に世襲財産の如き財産の所有者は地方債を其底積とするは安全にして且つ最も有利なり。故に單に利殖の爲に公債を所有する者は國債を地方債に乗換ふること最も有益なりとす。商賈銀行等は金融を得るの道容易なるを希ふが故に國債證券を便とするに反し貯蓄の爲め公債證券を望む者は地方債券を得るに利あり。凡そ事物の便否は境遇と目的とに依りて定まる。夫れ事平を得れば則ち治まり物所を得れば則ち安し。而して紆餘を妍として卓犖を傑と爲す。是れ理世の要訣たり。世の實務に當る者須臾く變通玄妙の理を窺ふべきなり。

證券の種
類其所を
得

地方債券
の融通力

自治體發
達の必要

國債證券を財産の底積として所有する人が之を地方債證券に乗換ふるは其結果融通に便なる者は多く市場に流出し利子は割合に高しと雖も流通に便ならざる者は深く庫中に藏せられ短を校へ長を量り惟れ器是れ適し所謂一舉兩得の策たり復た何を乎疑はん唯實行の爲め地方債の元利が隨所に支拂はるべき施設を要するのみ是れ固より容易の業たり

以上述べしが如く地方債に付ては注意すべき事又施設すべき事多々ありて幾分其價格を高くするを得べしと雖も要するに地方債は國債に比して不利益の地位に居る者と云はざるを得ず。今大藏省の調査に係る大正元年末の實況を見るに普通銀行貸付金總額六億九千五百五十餘萬圓に對する質物中國債證券は二千九百餘萬圓にして地方債證券は僅かに百五十餘萬圓に止まれり。夫れ豈に地方債の爲め劃策するなくして可ならん哉

又地方債を以て地方財政の要具たらしめんと欲せば大に力を地方自治制の發達に致さざるを得ず。夫れ地方は國の部分たり。部分發達せずんば何に依りてか全體の隆昌を望むを得ん。而して局部各所に割據して互に衝突し小利を爭ふ如きことあらば邦家の患之より大なるはなし。嗟呼我近情此事なしと云ふを得る。歐斯の

如きは經濟財政の發達に大害を與ふるものなれば努めて之を矯正し之を融和し自治の效力を増加せざるを得ず。一日を緩ふせば即ち一日の損害あり。豈に之を忽にするを得ん哉

第四目 地方債に關する特別機關

轉貸法等の利益ある凡そ斯の如し。然れども天下は廣大にして其事業を國家に一任し他に方法を求めざるは未だ以て其精を盡したりと云ふを得ず。故に今一步を進めて白耳義の町村銀行に則り協同相互救済の主義に基き地方團體を糾合して一團と爲し其餘裕を集め以て過不足を補ひ之に與ふるに特權を以てし之に負ふはすに特種の任務を以てせば彼是相待つて遺憾なきを得ん。抑々白耳義の町村銀行なる者はフレヤ、オルバン氏の主張に係り西曆千八百六十年甫めて設立せられ其創立以來同千九百三年に至るまで同行取扱に係る町村等募債總額二億七千五百二十七萬四千二百法借入地方團體の數三千二百四十四個なりとす。今白國の地方自治團體總數は二千六百十八個。我國の市町村は諸島廳を除き一萬二千三百四十八個にして外に水利組合等の自治團體ありなるを以て其八割五分強は既に町村銀行の餘澤を被むれり。而して西曆千九百三年の實況は借入町村數三百十七個

にして其金高は二千三百三萬七千六百法なりとす。由是觀之町村銀行が公共の爲に貢献する實に偉大なりと云つべし。該定款の概要は之を附録に掲載せり請ふ參觀あれ(甲種附録第六號參觀)

第五目 地方債の特別財源

國が或目的を以て公債其他の財源に依り基金を設置し之より府縣に貸付けて特定の事業を經營せしむることあり。佛國の道路基金、學校基金等は最も顯著なる者なり。元來佛國の學校基金なる者は其名高きと共に弊害亦著し、然りと雖も其方法たる國の信用を以て地方團體の會計を幫助するの趣旨に基くものにして理に於て不可なる所なし蓋し諸般の施設上利害相伴ふは天下の常勢にして徒らに弊害をのみ是れ慮り利益を興さざるは志士の興せざる所なり。世に利益ある者は之を興すに躊躇す可らず而して弊害一たび生ぜば速かに之を矯正せざる可からず。夫れ只事の弊害を生ぜんとは是れ慮り徒らに言に敏にして行に鈍なるは東洋人士の常習にして而かも弊一たび生ずるも之を矯むるに鋭ならず。西洋人士は即ち然らず所謂言に訥なるも行に敏にして而かも一たび弊害の發するあらば即ち之を艾除することを懈らず是を以て其進歩刮目して看るべきもの甚だ多し。斷じて

特別基金

行へば鬼神も之を避く豈に鑑みざる可ん哉。洋の東西文明の趣向を異にする所以のもの存して茲に在り須臾く翫味服膺すべきなり。又佛國には國庫の預金部より地方團體へ貸付を爲すの法あり

獨逸の新計劃

獨逸に於ても前陳の如く地方債の増加甚だしく利率の如きも従前は三分半にて之を募集するに難からず一時は三分と爲すを得べきの勢を呈せりと雖も西曆千九百二年の恐慌後は四分を通例とし同千九百九年初に於ては四分以上に非ざれば募集し能はざるの勢を呈せり是に於て地方債統一の議論を惹起し區邑(コンミュニナル)銀行を糾合し一大區邑的中央金融機關を組織し之をして債券を發行せしめ市町村は之を轉借して利率の低下を圖る必要を説く者少なからず其成るの日は白耳義の特別機關と並立して歐洲大陸に双美を顯出する哉疑を容れず

我國に於ては未だ斯の如き制なしと雖も相當の方法を設けて之を實施せば其效力の大なるや疑を容れず曾て中央備荒儲蓄金の制行はれ府郡制及市町村制の未だ行はれざりし當時に於て中央備荒儲蓄金より地方に貸付せし例あり然れども斯の如き特別の目的を有する資金を貸付するときは之を目的外に使用せらるゝの虞あり注意すべきことなり。前記預金部より地方團體へ貸付るが如きは則るべ

きの方法にして他日の問題となるを疑はず、近時當局亦是處に見る所あり、興業銀行居中斡旋し、地方債低利借換の事漸やく行はるゝ、是れ頗る吾人の意を得たるものにして之が爲め一言なきを得ざるなり

第四節 地方債の監督

第一目 監督法の類別

國は地方債の成立の便宜を與ふると同時に又其監督を嚴にせざる可らず而して其方法種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

- 一 金額制限法
- 二 歩合制限法
- 三 目的制限法
- 四 特別議決法
- 五 上級官衙の監督

是なり、金額制限法とは或地方に或金額以上の公債を起すことを得ずと制限する者にして極めて窮窳なる方法なり故に此方法に依るときは殆ど募債の目的を達

米國の立
法例

するを得ず北米合衆國のメリランド州の採用する所の者即ち其一例なり

歩合制限法とは地方團體の經常歳入の何倍まで又は其不動産價格は何割何分までを限度とし募債を許す者にして起債力と償還力の比例を保たしめんとするものなり前者は英國の採る所にして後者は紐育市の採る所なり、同市の地價は西曆千九百三年には三十三億三千六百六十四萬七千餘弗なりしが同千九百十年には七十九億四千四百十九萬二千餘弗に増加せり而して起債の最高限は其一割なるを以て同市は七億九千萬餘弗即ち約十六億圓の公債を起す能力を有す、地價の騰貴は市街地に止まらず農地に於ても亦頗る昇騰し西曆千九百年に於ては合衆國の農地總價は二千六百億圓、建物農具を込めて三千四百億圓なりしが同十年には前者五千六百億圓、後者七千二百億圓となり、「エイカ」四反餘平均三十一圓二十錢に止まりしに六十五圓に騰貴し、同時間に農耕地面積は約八億三千五百十萬「エイカ」より約八億七千四萬百「エイカ」の増加に止まれり、地價の増加と耕地面積の増加は實に同年の論に非ず、地價標準も亦大に注意せざるを得ざるなり

目的制限法とは或目的を限り其範圍内に於て起債を許すものなり而して其主義に二種あり

紐育の起
債力

一 概活的目的制限
二 特定的目的制限

是なり。北米合衆國のアイヲウ州が其目的を敵の攻撃を防禦すると一揆の鎮定若くは歳入の不足を補ふとに限りしが如きは後の方法を探るものなり。日本の府縣制、郡制、市町村制に舊債の償還、永久の利益、天災事變等概活的目的制限法を採り、歐洲大陸亦前者に依る。二者各々得失なきを得ず、則ち後者は窮窟に失し、前者は濫用的擴張の虞あり、慎まざればある可らず。

特別議決法は普通の議事の如く地方議會の出席議員の過半數を以て議定せずして募債の爲めには必ず出席員の三分二以上の賛成を要し、又は合法に選舉せられたる議員の外に特に募債の爲に臨時に議決權を與へられたる地方の名望家又は多額納稅者を議事に參與せしむるものなり。我國には未だ此方法行はれず、雖も世運の進歩に伴ひ事情紛雜たるに至らば或は之に倣ふの必要生ずるなきを保せず、故に今に於て豫め研究する所なかる可からず。

上級官衙の監督は例へば三年以上に互る負擔は必ず上級官衙の承認を要するものとするが如きは是なり。

第二目 起債權の源泉

抑々地方團體が公債を起すことを得るは所謂豫算權及其執行を監視する所の合法の議會を有し之に加ふるに若し地方團體が其豫算權を合法に履行せざるとき上級官衙は其執行を強制するの權能を有するが故なり。地方團體自から其權能を有せず、且つ上級官衙の監督權の及ばざる團體に起債の權を與ふるは實に思はざるの甚しきものなり。我市町村制は其發達圓熟を缺き、近者物議頗る多し、元來我自治制の施行は尙ほ草創に屬し、寬恕すべきものなきに非ず、雖も其發達の模様は固より憂慮すべきものなしとせず、地方債の研究豈に等閑に附す可んや。地方債とムニシパリチイズム即ち都會問題とは自ら別問題に屬すと雖も其關係頗る密接なるものあり、抑々都會問題は目下の一大問題に屬し、大に研究の必要あり、而して其解決に就ては歐米の諸國皆困難を感ぜざるはなし、我邦亦歐米の轍を踏む將に近きにあらん乎、鑑みずんばある可らざるなり。

第一編 第一卷 終

第一編 財務

第二卷 租稅

第一章 内地稅

第一節 總論

租稅に關し注意すべき要點は夙に有名なるアダムスミス氏の四則に表はれ既に人口に膾炙す又近時英人パスティブル氏の論ずる所頗る其要を得たり即ち一に曰く効力國用を充すに足る丈の實收あること 二に曰く經濟的徵收費少くして經濟上の發達を妨げざるもの 三に曰く公平なる分配 四に曰く彈力 五に曰く確實 六に曰く便宜是なり今是等の要素を網羅し國民負擔の疾苦を最低度に減却せんと欲せば租稅は出來得る限り之を既成資本の賦課に止め構成中の資本に對しては力めて之を避くるを要す若し已を得ざる事情の存するあれば其率は極めて輕微なるに努めざる可らず之を要するに資本の増殖を妨害する所

訂正増補版 財政と金融 乾

第一編 第二卷 租稅

第一編 財務

第二卷 租税

第一章 内地税

第一節 總論

租税に關し注意すべき要點は夙に有名なるアダムスミス氏の四則に表はれ既に人口に膾炙す又近時英人パスティブル氏の論ずる所頗る共要を得たり即ち一に曰く効力國用を充すに足る丈の實收あること 二に曰く經濟的徵收費少くして經濟上の發達を妨げざるもの 三に曰く公平なる分配 四に曰く彈力 五に曰く確實 六に曰く便宜是なり今是等の要素を網羅し國民負擔の疾苦を最低度に減却せんと欲せば租税は出來得る限り之を既成資本の賦課に止め構成中の資本に對しては力めて之を避くるを要す若し已を得ざる事情の存するあれば其率は極めて輕微なるに努めざる可らず之を要するに資本の増殖を妨害する所

訂正増補
第八版

財政と金融

乾

第一編 第二卷

租

税

の租税は力めて其賦課を避け以て國富の發達金融の圓滑を圖るべきは蓋し徵税法の第一義なり、豈に其選を苟もするを得ん哉

既成の資本又は年々一定の収入を生ずる資本を擁する者は租税の負擔比較的容易なり、然りと雖も現に資本の構成に従事しつゝある者は其負擔に困難を感ず、不幸にして其負擔重きに失するときは資本の増殖及新事業の發達を阻害すること甚し何となれば既成の資本は多く既に事業資金に變じ相當の収入を生ずるの基礎確立し其収入の一部は之を新たに事業に投下し其殘部の幾分を割きて租税の納附に充當する等其用途略々定まるに反し資本にして尙ほ構成中に在る者は其基礎未だ定らず速かに之を樹立せしむるの必要あればなり、其負擔輕微なるときは實際の影響は殆ど論ずるに足らずと雖も理論上より之を觀れば資本の構成に従事しつゝある者は租税を負擔せしむるの不可なるは智者を竣て後ち知るべきに非ざるなり

構成中の
資本に課
するの不可

第二節 不動産

第一目 地租

熟地に課
する地租
は其質良
好なり

地租の熟地に課せらるゝ者は其賦課の輕重は暫く措て問はず其素質に於ては良好なる租税の一に屬す土地にして既に熟地となれる者は或は耕耘に供せられ或は家屋の建築等に使用せられ以て収益を生ず此場合に於て相當の租税を課するも敢て土地の利益を害することなし然りと雖も若し開墾中に在る土地に租税を課するときは収益の基礎未だ定まらざるが故に納税者は非常の困難を感ずる哉論を俟たず假令其租額熟地に課する者の半に過ぎざるも尙且つ其負擔に堪へざるべし故に現行地租條例に於ても歟下年期許可の規定ありて條例第十六條資本の構成を獎勵す又荒地免租條例第二十條以下の如き臨機の處分あり立法の注意周到なりと云つべし

第二目 家屋税

家屋税は國税として我國に於て其例を見ずと雖も地租と同一の理由に依り賦課徴收の方法其宜きを得ば是れ亦好箇の一財源たり而して其標準は之を賃貸價格に採るを好しとす何となれば之に據るときは建物の構造目的地位の便否等諸般の關係事情を網羅し之を取捨斟酌するの便あればなり

第三節 地價差増税即ち地價の自然増加を

課税の目的物と爲す新財源

第一目 總論

茲に近年著しき發達を經財政上の一大問題と成りしは地價の自然増價を以て課税の目的物と爲す所の新財源是なり抑々此新方法は土地に關する有害なる投機を妨遏し併せて地主輩をして公共的進歩の結果に依り自ら一毛を抜かず居ながら巨利を得るの利益に報答する所あらしめんとするにありて近者議論四方に起り既に實行の域に入り其最も顯著なる者を獨逸とす而して今哉輿論の趨勢は歲入問題にして此問題を基礎とせざるものは問題と爲すに足らず事既に調査研究の時代を過ぎ實行の期節に入り最早論辯を許すの餘地を存せずと云ふに至れり是れ實に一世の選を盡すものと云つべし抑々地價自然増價税の論説たる今日に始まるに非ず其來る哉甚だ遠く西曆千七百七十六年英國經濟學の鼻祖アダムスミス氏其國富論に於て市街地の賃貸料及普通の賃貸料は特別税を負擔すべき最良の收入なりと云び爾來リカード及ミルを初めとし耕作限界需給の關係に由

主義及目
的

り現耕地中最も利益の薄き地點を云ふ拙著經濟大意第三章第四節第二目參看ありたし)の降下よりして地主の得る所の利益は地主自身の力に因るに非ずして國家公共の發達進歩に由り自然に得る所のものにして地主は實に特別の利益に浴する者なりと論ず蓋し是れ天下の事實なり又近年に至りマインシャル教授は土地自然増價より得る所の賃貸料の増加を稀有なる特質を有する賃貸料レント、オフレヤ、キャパシチーと稱し周圍の情況に據り得る所の獨占的利益より生ずる準賃貸料(クエサイ、レント)と云ふ實に至言と云ふべし而して獨逸に於ては西曆千八百七十二年ワグネル氏既に之を唱道し其理由歴々分明更に何をか疑はん

蓋し土地家屋賃貸價格の増加は人口の増加と運輸通信の便其他の社會的進歩とに依るもの多くして不動産所有者自動の結果に依るもの甚だ稀なり其増加にして他動のものたらしめんか所有者獨り其利益を専らにする理由なく相當の比例を以て之を國家社會に分配するの當然たるは論を竣たず故に不動産所有者間の利益を害せざるの範圍に於て或方法を設け不動産殊に家屋の賃貸價格を單に需給の天則に放任し其頂上に達せしめず市立借屋設置等又は其一部を市に收むるが如きは特別税を設る等施政者の正に努力すべき事たるは論を竣たず而して

社會と地
價との關
係

投機の豫
防

無用の土地賣買は投機者流をして其詐術を逞ふし世に寸益無く其の弊害實に甚しきものあり然るに市有の不動産は其賣買賃借に弊少なし公共的注意を缺かざるものと認めての論故に今一面に於ては其増加を圖り相當の方法目的及條件を以て之を賣買賃借に付し一面に於ては個人間の賣買賃借に對し登録手数料を徴し若しくは公共的進歩より増加する所の賣價の差増及賃貸價格の増加英の、ランオンルド、インクレメント、佛の、ブルウアル、獨の、ツイウ、キスレンテ又は、コンジヨクチュール、スミイエル、米の改良税、イジランユドの素地賦課法に特種の税を課するが如き方法を探らば關係者の利益を害ふことなくして國家若しくは地方團體の收入を増加するを得るや論を竣たず是れ所謂十方盡界の妙法一道坦々として障なく碍なし五湖の煙景誰か能く之を争ふを得ん哉

第二目 獨逸に於ける近年の事例

博士ワグネル氏の調査に依るに西曆千八百七十一年氏は當時既に差増税を主張せり)に於ける獨逸の戰勝と帝國建立との結果に由り地價に急劇の變動を來し同千八百七十三年既に賃貸價格に二割乃至三割の増加を示せり是に於て伯林市に於ては西曆千八百八十一年委員を設けて其情況を調査せしに同市に於る地價

公共的進
歩の爲め
地價騰貴
の實例

シヨルネ
バルヒ及
フリツの
例

は西暦千八百六十八年より同千八百七十七年の間既に場末に於て三割六分を増加し、中等十一箇區に於ては五割其他の三十四箇區に於ては五割乃至十割六分の増加を示し、而して同市の地價は第十九世紀の下半期に於て二十五億馬を増加せり。是れ主として公共的進歩に由るものにして個人的進歩に由るものに非ざるなり。今無數の類例中其最も著き者の一二を擧て之を説かんに茲に柏林附近郡部にシヨルネバルヒなる一部落あり同地の農夫曾て西暦千八百二十年に於て馬鈴薯耕地として二百七十「ターレル」を以て一地域を購入せり、然るに市の擴張に由り同部落が首府の外域となるに當り其子孫は宅地として之を六百萬馬に賣却せり、斯の如きは固より極端の例なりと雖も地主が自己の力に依らず單に社會進歩の爲め巨利を得たるの一例たり又ブリツに於ける一農夫は曾て其持地八「モルゲン」(「モルゲン」は二反五畝二十一歩強なり)を十五萬馬を以て賣却せんとせしも之を顧みる者なかりしが其附近に停車場の設置せらるゝに當り其地所は一躍百三十萬馬に騰貴せり

シヤール
ロツテン
ベルヒの
實例

右の外地方に於ても僅々十數年間に地價に三十倍、十七倍等の増加を示せしは決して珍しからず、就中シヤールロツテンベルヒの如きは西暦千八百八十六年よ

ウレスデ
ン其他の
實例

り九十七年の間は市街敷地の價格四千四百萬馬より二億馬に増加し其間人口は約十萬を増加し其一人毎に地價を増加せしこと平均二千五百五十馬の割合なり而して同市中最も熱鬧なる部分即ちカントストラセ街邊に於て十一「メートル」平方の宅地にして西暦千八百八十三年には十七馬を植ひせし者が同千八百九十八年には百二十七馬となり十五年間に約七十四割七分の割増を示せり實に驚くべきの増加と云はざるを得ず又「ハレ」市に於ては西暦千八百三十年の地價を百とすれば同千八百六十九年には二百九十八となり同千八百九十五年には八百四十三となり「ゾレステン」に於ては西暦千八百七十五年に於て約十九萬馬を植ひせし地所が同千八百九十五年に於ては五十八萬五千馬に賣却せられたり又「フランク」フォルトの一投機會社は西暦千九百九十九年に於て二百萬馬を以て或地域を購買し其次年に三百萬馬を以て之を賣却し其利益を分配して會社を解散せし例あり土地價格増進の勢斯の如く蕩々として殆ど其止まる所を知らず其騰貴は管に市街地に止まらずして農業地にも延及す西暦千九百零六年三月十二日の柏林「ター」グ「ブラット」新聞は左の興味ある實例を掲載せり

フランク
フォルト
の投機會
社

一 某伯は「シルトベルヒ」區に於て三年前一區の土地を二十一萬七千馬にて購入

し近時之れを四十五萬馬に賣却せり

二 グネービン區の住人某は字ルードウイスホルストに在る一區の地所を五年前に五萬五千馬に購買し兩三箇月前之れを十一萬六千馬にて賣却せり

三 シユワルチエーナワ在バオオに於ける某は一區の地所を兩三年間所有し近時六萬馬の利益を以て之を賣却したり

四 ライターベルヒ區に於ける一區の地所は五年前二十四萬馬の價格を有せしに兩三箇月前五十一萬馬にて賣却せられたり

(因に云ふ我國近年の實況に就ては甲種附錄第四號參觀又紐育市の不動産價格の増加は第一卷第四節第一目に掲げたるが如し)

又他方面の例に就て之を見るに亞弗利加に於けるカイロー、アバシニ間に建築すべき電氣鐵道附屬地拂下の件是なり抑々該鐵道は白耳義の投機者アムベインと埃及の有力家なる(資力約八千萬圓を有し勢ひ王を凌ぐ)ニユーバルなる者との間に企圖せられたりし事業にして其附屬建築物に要する最要地は一立方ヤード(凡そ三尺凡そ一磅を價するに拘はらず其一萬五千「エーカ」を一「エーカ」四反餘に付僅々一磅を以て拂下げ而かも其事件突如として顯はれ埃及政府は其地所賣却

農業地の
實況

カイロー、
アバシニ
間事件

に對し何等の制限をも加へず元來斯の如き場合には其より生ずる利益の分配を受るの條件を附するは該政府の慣用手段なるに今回に限り毫も條件を附するな
く頗る四海の耳目を驚かせり箇中の消息固より之を洞察するに難からず差増税
徴收の必要あるを證するに餘りあり

又耕地價格の増加を見るに米國のアイオワ州に於ては西曆千九百年乃至同千
九百十年間に二十五億餘圓より約五十六億圓に増加し耕地附屬建物の價格は四
億八千餘萬圓より九億餘萬圓に増加せり而して其間自作地は九分の減少を示せ
り

社會の進歩に依り地價の増加すること斯の如し而して家屋の賃貸價格も其供
給人口の増加に伴ふ能はざるの事實に由り頗る増進せり今伯林を以て之を例せ
ば西曆千八百九十年に於ては同市は十六萬五千四百四十四の借家(一軒中の一部を
以て一借家とするものあり)を有し其賃貸價格既に高度に達せりと雖も尙ほ七千
四百九十六萬四千八百馬に止まれり進んで同千八百九十九年に於ては借家は五
十一萬二千五百七十七に増加し賃貸料は三億三千六百二十八萬二千七百馬に増
進し一軒の平均四百五十一馬より六百五十六馬に増加せり又西曆千九百一二年

家屋賃貸
價格の増
進

の調査を見るに七百馬の歳入を有する者は平均約三百廿五馬の屋賃を支拂ひ八百馬の歳入にして二百馬の屋賃を支拂ふ者三軒、二百五十馬八軒、三百馬二軒、四百馬一軒、九百五十馬の歳入にして三百馬の屋賃を拂ふ者八軒、三百馬乃至三百五十馬六軒、四百馬二軒にして七百馬の者一軒なり實に驚くべきの情況と云はざるを得ず

第三目 不動産の移轉

今又眼を轉じて不動産移轉の實況を見るに地所に就て之を述べれば伯林に於ては西曆千八百八十年には人口千に對し二十五に止まりしも漸次其數を増加し同千八百九十年には百十五となり家屋に於ても同様の景況を示し二箇年以内は其所有主を替ふる者總數の四分の一にして五箇年間同一所有主の手に止まる者は約半數を出でず其餘は所有期間十六箇年以上にして其二十箇年を超ゆる者は七分の一なりとす今之をミュンヘン、プレスラウ、ジャール、ロテンベルヒの實況に徴するに十箇年間同一所有主の手に在る地所は其總數六割を超へず其一箇年にして所有主を替ゆる者第一に於て一割六厘、第二に於て九分三厘、第三に於て一割二分四厘の多きに達せり(西曆千八百九十年頃)又移轉の種類に就て之を見るに西

移轉の實況

移轉の種類

全體の差

曆千八百七十一年伯林に於ては相續的移轉百に對し任意的賣買七百弱強制賣買は二百弱にして明年即ち七十二年に於ては任意的賣買既に約三千に増加し競賣移轉は相續的約倍數を占めたり更に全體に於て之を見るに西曆千八百九十年より九十五年に至る五箇年の平均はミュンヘンの一割三分五厘を最高とし、フランクフォルトの二分六厘を最下とす、蓋し後者は獨國中の古市に屬し既に必要の發達を經しに由るものなるに似たり而して首府伯林は九分二厘を占む

方今大都會に於ける不動産の移轉凡そ斯の如し、是れ多くは投機的行爲に係るものにして社會の發達上必要已を得ざるに由るものに非ざるなり、方今獨逸に於ては投機者流中家屋師、地所師と稱ふる者發生し既に多大の弊害を生じ伯林に於て最も甚だし斯の如きは民を苦しめ世を毒害す前記不動産の價格差増に課する所の特別税の如きは一面に於ては無用有害の投機を防ぎ一面に於ては市の收入を増加し所謂一舉兩得と云ふを得べし

第四目 救済の方法

近時人事發達の爲め不動産價格及其賃貸料の増加すること斯の如く而して投機的移轉の頻繁なる亦斯の如し其結果衛生上に不利の影響を及ぼすを免れず是

れ實に等閑に付し難きの問題なり茲に於て果然市立借屋設置の論起れり然れども土地の購入及家屋の建築は巨額の費用を要し事容易ならず依て市の監督の下に或規定を設け資本家若くは組合をして公有地の適當なる家屋を建造せしめんとせしと雖も當時未だ地上權等の規定完全ならず土地及家屋の所有權分離上充分に圓滑なる方法を缺き前記公共的事業の施設頗る澁滞の狀況を呈せり

是に於て西曆千八百九十年より效力を有すべき法規に所謂「エルブブラウレヒト」なる者を規定し土地所有者は數年間使用料を徴し家屋建築の爲め土地の使用を許し、建築者は一定の期間中完全に建物の所有權を保有し自由に之を賣買賃貸又は書入する事を得期限満了に至り其土地は無論地主に復歸し建物も亦有償又は無償にて地主の有に歸するものとし其賠償金額は相互の合意に由り一時拂又は部分拂と爲すことを得るものとし多年の葛藤を解き大に社會的進歩の端緒を開けり

右の規定に據り西曆千九百一年ハイレ市に率先七十年間の約束を以て市有地を建築家に貸付し市の監督と規定とに依り建物に相應する衛生設備を命じ期限満了に至り建物は其價格の四分の一を以て市に歸するものとせり譯て「ライプチヒ」

「エルブ
ブラウレ
ヒト」

規定適用
の類別

ロも低價を以て建築會社に十二萬五千メートル平方の市有地を貸付しマンハイム亦其例に倣へり又ハムボルヒ、フランクフルト等の大都府も新法を適用し其效果頗る顯著にして奥國將に其例に倣はんとし既に一法案を議會に提出せり

第五目 收入増加の方法

各種不動産の關係を圓滑にし其利用を廣大ならしむるの方法は粗々其緒に付きたるを以て次には土地より生ずべき收入を増加し市の財政を鞏固ならしむるの策を講ぜざる可らず、今其方法を尋ぬるに之を左の三項に別つを得べし即ち

- 一 不動産移轉税
- 二 宅地税
- 三 不動産價格差増税徴收

是なり、不動産移轉税は印紙税登録税の形を以て國税として徴收せらるゝは普通の制度なりと雖も附加税若くは特別税の如き形を以て地方税として之を徴收するも敢て妨げなかるべし宜なる哉普漏西に於ては國税として百分の一の印紙税ありと雖も之に加ふるに地方税として「シャールロツテンベルヒ」及「ゴルリツ」に於ては千分の五「ジュセルドルフ」、「エルベルフェルド」、「コローン」等に於ては百分の一の附

移轉税の
實例

加税あり而してフランクフルト及ドルトムントに於ては其率稀れに千分の十五に達することあり元來此種の税を賦課するに當り投機的行爲を防壓する爲め建物と土地とを區別するを通例とす即ち伯林及プレスラウに於ては建造物には移轉税千分の五を課し、地所には千分の十を課すハイレに於ては前者には千分の十後者には千分の十五を課す然れども其課税標準は土地の全價格に非ずして耕地の平均價格同市に於ては當時一「メートル」平方一馬なりを超過する部分のみなり

エッセン市は西曆千八百九十七年に於て累進法を採用せり例へば建造物定著地には一分を課し、所用未定地には其地所の價格が耕地の價格に超過し「アール」(百十九「ヤード」六〇三三平方なり)の價格三千馬を超過せざるときは當該地所の負擔する素地税に一分を加へ之に超過するときは二分を加重す其他ビーレンフルドフランクフルト等も類似の方法を用ひ殊に後者に於ては大に意を土地制度の改良に注ぎ一定案を提出し建造物定著地に對しては移轉税を其價格の千分の十五とし、不定著地に對しては之を千分の二十と爲し更に累進法を以て差増税法を案出せり其規定に依れば一移轉に際し前の移轉以來當該不動産の價格の増加二割を超過するときは其差増額の十分の一に相當する金額の千分の五を徵收し

差増五割を超過するときは千分の二十を徵するものとす然れども惜い哉右方法は地主輩より激烈なる反對を受け加之普漏西大藏大臣は其或は國税の爲め不利なる影響を生ずるなきを保せずと爲し其賛成に躊躇し十分の效果を得るに至らざりき英國に於ては夙に内地税の賦課に依り不動産差増額を徵税の目的物と爲し來りしも獨は未だ其域に達せず土地の區分價格の設定等に就き無限の混亂を生じ西曆千八百七十三年の「フレイメン」市の試験も惜むべし終に無効に歸し去れり(因に云ふ當時同市は租率を地所の収入力に基むせず其事實の賣買價格に基むせり)

第六目 新法實施の困難

是等の事情に由り爾來數年の間土地課税の問題に一頓挫を來せしと雖も抑々本問題たる世の進運に従ひ早晚解決せざるを得ざる所のものなれば獨逸に於ては西曆千八百九十三年一法を定め地方團體に土地に特別税を賦課徵收するの權利を附與し公共的進歩の爲め土地の價格増加するときは之に對し他の地所より重き税を賦課することを許せり是に於て土地制度改革黨大に力を得伯林市率先して新法の實施を試みたり然るに當初諸般の經驗を缺き單に最近の現況に據り

改正の再

之を定め従前の價格と比較し其差違を以て増價と爲し以て之を標準とし差増税を徴せしに忽ちにして無數の訴願を生じ西曆千八百九十五年には辛ふじて千二百八十三件を調査し内三百六件は全部若くは一部の訂正を要し地主輩の反抗甚しく西曆千八百九十五年終に廢止の否運を見るに至れり又ゴルリツは伯林に次ぎ差増税を設けしも後者も亦同様の運命に終れり

法の改正

是等の困難は土地制度改革黨の豫期せし所にして固より彼等を壓服するに足らず普漏西大藏大臣も最早躊躇すべきの時機に非ざるを察し法の實行に焦慮し少しく其方法を改め所得税の例に倣ひ價格は地主の申告に基き之を査定し價格に付き抗議ある場合に於ては地主團體は申告價格を以て當該地所を買収するの權能を有するものとせり是れニユージラントに於て行はるゝ所にして市府と不動産所有者との間に存する利害を融和し衝突を避け頗る巧妙の域に達するものと云ふべし然れども庭園地と其他の地目との區別に就き尙ほ未だ瞭然たる能はず多少の考案を要せり抑々庭園の存留は衛生の爲に必要條件なるを以て之に重課するの不便利たるや論を俟たず然れども一朝之に輕課せんか名を庭園に借り詐稱誤認等弊端百出收拾す可らざるに至るは多辯を要せず依て

庭園地の處分

一 庭園地は總て登録を経るを要す登録を経ざる者は建築用地と同率の税を負担すべきものとす

二 將來に於て當該地に建築物を營造せんとするときは當該地が特別賦課の免除を得し以來庭園地として免除せられたる税金を所屬地方團體に支拂ふものとす其支拂を了したる後に非ざれば當該地所に建築を爲すを得ずと規定し一方に於ては市町村衛生事項の發達を妨げず一方に於ては脱税の弊を豫防するを企圖し事物の配合巧妙の域に達し頗る吾人の意を得たるものと云つべし然れども土地制度改正は尙ほ其初期にありて未だ成熟の期に達せず方今只建築用地には他の地方より高率の税を賦課するを得る耳

第七目 資本税と収入税との當否

西曆千八百九十九年普漏西大藏大臣は一省令を發し地方團體は土地の現収入又は普通價格に基きし特別税を賦課するを得べし西曆千八百九十三年の法に依ると規定せり兩者の選擇は固より地方團體の隨意なりと雖も不動産の價格は強ち其現収入に依る者に非ずして現在の収入は輕微又は皆無なるも公共的進歩の爲め巨大の價格を有し又有するの望ある者なしとせず抑々不動産價格に普通價

改正の機未だ熟せず

普通價格と収入價格の區別

格及収入價格の兩者あり前者は市町村を數區域に別ち其區域内の地所價格の單位を概定したる者にして後者は現に生ずる収入に依るものなり前者に就き租税を課するは資本を基礎とするものにして収入を基礎とするものより課税に公平を得るを通例とす今若し収入に依り租税を徵せんか勢ひ劣等即ち労働者の借家に比較的高税を課せざるを得ず何となれば此種の借家料は其建築資本に對し上等家屋又は製造所等より収入率高きは疑ふ可らざるの事實なればなり請ふ一二の類例を掲載せん

エルベルフェルド市は其歳人を徵するには収入基礎を用ゆと雖も試みに其高を普通價格に引き直し計算するときは左の如き結果を生ず即ち

- 一 勞力者家屋は普通價格の萬分の三百四十三
- 二 普通家屋 同上 萬分の二百五十九
- 三 製造所 同上 萬分の百七十九
- 四 耕作地 同上 萬分の百八十三
- 五 建築用地 同上 萬分の十

其勞力者家屋に重き概ね斯の如し而してキヤッセルの實況を見るに前記同様の方

法を用ゆ建築用地にして未だ建物を有せざる者は之を有する者の八分の一を占むと雖も其収入は僅かに百分の一に過ぎざるなり

又曾てブレロメンに於て一年二十萬馬の収入を要し収入基礎を改めて資本基礎と爲せしが収入豫期を超過し三十萬馬と成りスバンダウ市に於ては西曆千九百二年新法を試み従前九十六馬を負擔せし土地より優に一萬四千馬を擧るを得たり新法の結果凡そ斯の如し故に方今普漏西に於ては二百六十有餘の市府既に之を採用し日に増進の勢なり

第八目 新法の勝利

斯の如くして新法の利益は漸次世人の知る所となりブレスラウ、コローンの如き大都府に於ては斷然之を採用し其他の小府村も其例に倣ふに至れり然れども其税率は通例財産價格の萬分の十五乃至三十を超過せずして未だ土地制度改革黨を満足せしむるに足らず然れども累進の法を加味し比較的大財産に重課するの傾向年に其勢を加へ恰かも象駕の崢嶸として進むが如し豈に蟻螂の能く其輪を搏ち其轍を拒むあらん哉即ちチユイスベルヒ市の如きは銳意新法を運用し各種の不動産を包有する地域に之を試み舊法の下に於ては僅かに六萬七千馬の收

新法運用の實例

入を生ぜし區域より新法に據り實價即ち普通價格に萬分の二十五の率を課し十萬四千馬を得、市の収入を増加すると同時に勞力者住家に對しては著しき負擔の減少を見るを得たり、プレスラウに於ては西曆千九百一年の豫算に於ては必要避く可らざるの工事の爲め二十萬馬を要し其財源を得んが爲め土地制度を改め新法に依り萬分の二十九の率を以て主として建築用地の所有者及工場に課税し三十萬五千馬の収入を得同時に小家屋の負擔十萬五千馬を減少せり、ドルトムントに於ける一例は頗る興味あり曾て同市の中央に一地域を有する投機的地主ありて其價格五十萬馬に達するまでは之を賣却するを肯んぜず馬鈴薯畑の形に於て之を保有し使用價格即ち收入基礎に據り之に税するときは僅かに三馬の税金を負擔せり、然るに同市は西曆千八百九十九年斷然新法を採用せしに前記の地所は千馬に付き三馬を生ずるに至れり、兩法の差異亦大なりと云ふべし、コローンに於ては西曆千八百九十三年舊法の下に於て二萬千二百九十二の土地事件より二千七百三の訴願を生ぜしに新法の下に於て西曆千八百九十八年に於ては土地事件三萬より僅かに百七十四の訴願を生ずるに止まれり、由是觀之何れの方面より觀察するも新法は之を舊法に比し非常の進歩にして土地問題の一部は略々解決に

少
訴願の減

近づきしと云ふを得べし

公共的進歩の爲め所有財産價格の増加に對し其所有主が謝儀的に比較的重き税を負擔するは當然なりと雖も其増加中に自己の資本勞力の使用に因るものあるときは其部分に對しては免除の方法なきを得ず例へば市が土地價格の増加に對し二割の差増税を賦課せんとするに際し其地所の價格が二十萬圓より二十四萬圓に増加し居るとせん、十年毎に地價を改定するものとし又は買價より賣價が前記の通り増加せしとするも防げなし、然るに其四萬圓の差増は二要素より發生し其四分の三は公共的進歩より四分の一は自己の資本勞力の使用より生ぜしこと判明なるときは之に對する差増税は四萬圓に課せずして三萬圓に止めざるを得ず、今其率を前記の如く二割とすれば市は之に依り六千圓を得べし而して之に伴ふに累進率を用ゆれば税は大財産、大投機者に重く小財産に軽くして殆ど完全の域に達するを得べし、今一步を進めて精細に之を論ずれば世運の進歩に因り代價の自然に増加するは土地のみに非ず諸般の需用品多少増加すべし故に例へば地價一割五分の増進を示すと同時に他物貨の代價も五分の増加を示せしときは前記の例に依れば三萬圓を以て地價固有の自然増加と爲さず更に一萬を差引き

差引法の
必要

二萬圓を以て課税の基礎と爲すを至當とす然れども斯の如きは事繁細に過ぎ實際の不便少なからず全然之を不問に措くを得ずと雖も税率の加減を以て事實の關係を失はざる様注意するを以て足れりとす

新法の利既に見るべきものと雖も未だ完全の組織を以て旗鼓堂々天下を押すに至らず然れども機漸やく動き既に其萌芽を發す殊にストラスブルヒ、メイ、エンス、コローン等ライン沿岸の古式の市府に於て其必要を生ぜり元來此等の市府は其城壁の爲め痛く區域を制限せられ人口増加の爲め年々狹隘を感じ常に投機者流の乘ずる所となり其弊實に名狀す可らざるものあり是に於て城壁の撤去頻々として行はれ少しく其面目を改むるに至れり即ちメイ、エンスに於ては西暦千八百七十二年新に四十五ヘクタールの土地を市に編入し其部分に對しては特に増價に比例し租税を賦課するものとし之を六區に分ち中央よりの距離に従ひ累進税を賦課し第一區よりは十一萬一千フロロイン第二區よりは十萬フロロインを徵收し其より遞減して第六區よりは五萬五千フロロインを得るを期せり爾來此方法は大に其功を奏し西暦千九百年に於ては收入金高既に九十六萬七十馬に増加せり又ワルム市に於ても其城壁を撤去しウルテムブルヒより斯の如くし

土地陝隘なる古市には特に必要あり

新法適用の結果

て兵役を免れたる土地より九十萬馬の差増税を徵收するの許可を得たり西暦千九百一年に於ては機大に動き獨逸の數都府同様の方向に進み中にもストラスボルヒ市長の如きは擴張の市區及兵役免除地に對し差増税の賦課を完成する爲め完全なる方法を提出し他の有力なる都府亦其の例に倣へり

膠州灣の實例

元來新法は舊地に行ひ難く比較的に新地に行ひ易し増加課税の事獨逸に於て未だ十分なる發達を見ざるに先ち極東租借地たる膠州灣に於て其適用を見るは奇に似て奇ならず趣味實に深しと云ふべし即ち政廳は租借地内の清國土地所有者に彼等の支拂ふべき地租の二箇年分を交付し獨逸國の名を以て之を占領し更に占領當時の時價を以て賣却し西暦千八百九十八年租借地民政廳は一律令を發し土地に三種の税を賦課せり

一 權利の移轉税(評定價格の百分の二)

二 建築用地税(毎三年に改定すべき評定價格の百分の六)

三 賣價差増額の百分の三十三と三分の一(是は差増額の三分の一を政廳に收むるを以て目的とするなり詳細は甲種附錄第五號參看)

右の如く税種と税率とを定め隱匿詐稱等の諸弊を矯んが爲め民政廳は必要と

認むるときは申告價格を以て指定の地所を收容するの權利を保存す、此方法は偉大の功を奏し新地に於て最も厭ふべき惡弊を生じ易き土地投機の禍因を撲滅すると同時に官有地を低價に拂下げ純良なる移民を誘致するの効果を呈せり、施設巧妙の域に達す、新領土經營の爲め一考の値なしとせざるなり

第九目 地方收入内容の變化

今一步を進めて獨逸市政の實績を見るに西曆千八百九十三年の法律は實に一大改革の生ぜしものなり、同千八百八十九年前は北獨逸諸市府に於ては間稅收入行政的即ち他に轉嫁し得ると認め得らるゝものは微々として振はず即ち伯林にては市收入の僅かに一分六厘八毛に止まり、フランクフルトに於ては皆無にしてアルトナ及コローンの如きも亦同様の情況を呈せり、之に反して佛國の感化を受けたる諸市府に於ては此例既に強く即ちムルハウゼに於ては七割四分四厘七毛ストラスボルクに於ては八割三分三厘九毛、メツに於ては八割八分六毛に達し、ミューニッヒ、ニユーレンベルヒ、ヌツツガルト等南獨逸の諸府に於ては凡そ三割を占め、カッセル、プレスラウ亦同様の情況を呈せり而して間稅收入の輕微なる市府に於ては勢ひ多額の直稅を徵收せざるを得ず、即ちコローンに於ては所得稅の金高

改革前に於ける市收入の情況

改革後の實況

全收入の八割四分三毛フランクフルトは八割三分五厘四毛伯林は四割五分二厘四毛に達し其他小數の市府は大に之を地租に徴しアルトナの如きは其一例にして四割九分二厘に達せり、然れども多くは一割乃至五分を超過せざりき
西曆千八百九十三年の法律は偉大なる變化を來し北獨逸に於て間稅收入頓に増加し、プロッサムの如きは西曆千八百九十八年に於て其高總收入の二割九分一厘四毛に達し二割を超過するもの五市にして其他は平均五分乃至六分に止まる、エルザス、ロートリンゲンの如き南都の市府に於ては常に強率を保てり而して移轉差増等種々不動産に課する所の稅は著るしく其比例を増加せり、今其梗概を擧れば左の如し

第一表

市名	全收入の百分の比例
アルトナ	六一.〇〇
エルフルト	四六.〇〇
シヤイロツテンボルヒ	四四.九三
ハノーウル	四四.九〇

ステッチン	四、〇〇
キートル	四、五〇
伯林	三、九〇
コロロン	三、八〇
ケニグスベルヒ	三、〇〇

其他北獨逸都府に於ては二割を降らず南部に於ては小數の例外ありと雖も其増加輕微なり然るに其最も著き者をスツガルトの三割五分及ミエーニヒの三割四分なりとす。輒近獨逸に於ける市府財産の變動概ね斯の如し、今や我國々運年に發達し其勢ひ獨逸近年の歴史に彷彿たるものなしとせず、地方殊に市府財政上既に一大變更を生じ爾後其勢を増すや疑を容れず今にして劃策する所なくんば他日噬臍の悔なしとせず前記數項の如き大に鑑みる所なしとせざるなり

第十目 獨逸に於ける増價税法の概要

斯の如くして西曆千九百五年に至りては普瀋西に於ては殆ど總ての大都會に於ては増加税法を採用し中都會は勿論百九十有餘個の町村に延及せり而して普通價格に據る所の新税は之を舊法に比し中等以下の住家殊に勞働者の住家の負

擔を輕減し投機的建築用の土地及大商工事務を行ふ所の家屋の負擔を重ふするの結果を生ぜり、是れ社會上政治上最も好ましき事にして増價税法の目的の一と云ふを得べし。抑々同税の賦課法は各地の情況に據り多少の差違なきを得ざりしと雖も畢竟大同小異のみ、今類例としてフランクフォルトの舊法を擧ぐれば左の如し

西曆千九百四年二月の市租税法第一條は左の如く規定す

フランクフォルト市區地に在る土地所有權にして直接相續に據らずして移轉する者に對しては第二條に定むる所の評定法の定むる所の價格(平均價格)の百分の二を市税として賦課す

第三條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては二十年以上未建築地に於ては十年以上を超過するときは前記普通賣買税の外に左の率に従ひ附加税を賦課す、其價格は取得價格に據る

一 建築地に於ては

- 二十箇年以上三十箇年までなるとき
- 三十箇年以上四十箇年までなるとき

百分の一

百分の一、五

四十箇年以上なるとき

百分の二

二 未建築地に於ては

十箇年以上二十箇年なるとき

百分の一

二十箇年以上三十箇年なるとき

百分の二

以上十箇年を経る毎に百分の一を増加し六十箇年以上百分の六を以て限度とす而して此附加税の賦課は前所有権の移轉が本法實施の前又は後たりしを問はず但土地の價格が前所有權移轉以後騰貴せざりし場合に於ては之を賦課せず斯の如く年數に従ひ累進法を用ふる所以のものは他なし元來フランクフォルトは舊市にして土地の所有小數の人士に屬し賣買極めて少し故に成るべく土地の分割を促さんと欲するにあり伯林の如きは大に其事情を異にし却て短期の讓渡に重課す即ち建築に於ては五年以内に賣却する者には成規の率の全額を課し五年以上十年の者には其三分の二十年以上の者には三分の一を課し未建築地に於ては十等以内全額二十年内三分の二其以上は三分の一を課す(我國では伯林流を採る方可なるべし)又同市差増税法第四條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては未だ五箇年未建築地に於ては未だ十箇年を経過せずと雖も價格の騰貴が取得

以來既に百分の三十以上に達せしときは前記附加税の外に特別附加税を賦課す其率左の如し

價格の騰貴

騰貴金高

百分の三十乃至三十五なるとき

百分の五

百分の三十五乃至四十なるとき

百分の六

百分の四十乃至四十五なるとき

百分の七

百分の四十五乃至五十なるとき

百分の八

にして以上價格の騰貴百分の五毎に税率百分の一を増加し騰貴十三割五分税率百分の二十五を以て限度とす騰貴は改良費を除きたるものとす建築費に於ては利子の損失を除く又強制競賣にて取得したる土地の價よりは失ひたる抵當金額を除くを至當とす(甲種附錄第五號參看)

近時獨逸國に於ける土地價格の増進は其國勢の勃興に伴ひ非常の勢を示せり今例をザキソン王國に採り西曆千九百四年同國政府が其財政改革法案に添付せし報告に據るに實に左の如し

第二表

町村名	自西曆一八七九增加歩合	自西曆一八八九同
ドールベン	十割	十割
カッペール	十割	十割
ボンズドルフ	四十割	十割
モウルコウ	六十割	三十割
カヂツト	五割	五十割
レイク	七割五分	六十割
ロウベルガール	六十割	七十割
ゴツタ	十割	百割
エイドノウ	十割	百二十割
豈に盛ならずや		

第十一目

獨逸に於ける増價税法實施の實況及其改良

西曆千九百九年七月の實況を見るに獨逸に於ける十萬人以上の四十一個の大都會中新法を實施する者十有五にして中小市中之を採用せし者四十一箇所あり伯林に於ては屢々議事に上りしも土地家屋所有者組合なる者ありて常に之に反

對し近年稍やく行はれたり今一步を進んで其詳報を得たる六大都會の實況を見るに左の如し

第三表

市名	採用の年月	人口	西曆一九〇六年	同 一九〇七年	歳人總高
プレスラウ	西曆一九〇七六月	四七,〇〇〇	二八七,〇〇〇馬	五七,〇〇〇馬	一四,二七六,〇〇〇馬
コロイン	同 一九〇五七月	四三九,〇〇〇	二八七,〇〇〇馬	三八八,〇〇〇馬	一三,一三三,〇〇〇馬
ドルトムンド	同 一九〇六九月	一七五,〇〇〇	一〇九,〇〇〇馬	一五九,〇〇〇馬	四,九三四,〇〇〇馬
エッセン	同 一九〇六六月	二二二,〇〇〇	九〇,二〇〇馬	一七二,〇〇〇馬	五,九三三,〇〇〇馬
フランクフォルト	同 一九〇四二月	三三五,〇〇〇	一一〇,四〇〇馬	四八七,二〇〇馬	一三,八三七,〇〇〇馬
キール	同 一九〇七八月	一六四,〇〇〇		七六,〇〇〇馬	三,六三六,〇〇〇馬

第四表

伯林に於ては前陳の如く近年の事なりと雖も其附近附屬市邑中には夙に實施せし者あり西曆一千九百八年に於ける其實況は左の如くなりき

邑名	人口	豫算	實收
グロスリヒテルフェルド	三三,〇〇〇	五〇,〇〇〇馬	二九,〇〇〇馬

バンコウ	二九,000	一五,000	一四,000
ライニツケンドルフ	二二,000	八九,000	一三,000
ティゲル	一三,000	三六,000	一三,000
テムブペルホフ	一〇,000	四〇,000	一一,000
ウァイゼンジ	三七,000	一五,000	一八,000
チェーレンドルフ	一一,000	八〇,000	一六,000
合計	五九,500	六八,000	

斯の如く獨逸流は年度間は勿論豫算と實收との間に大差を生ずるを以て之を経常費に充つるは甚だ危険なり舉て以て地方債償還其他の臨時費に充つべきなり又各年度に於て収入に非常なる差異あり是れ獨逸式の一大不利なりとす即ち左の如し

第五表

市名	西曆一九〇六年	同一九〇七年
コロイン	二八七,000	三八八,000
ドルトムント	一〇九,000	一五九,000

エッサン	九〇,000	一四一,000
フランクフルト	一,一〇五,000	四八七,000

新法實施の狀況斯の如く率は概ね空地及大區域に高し是れ當然の事なりとす然り而して近者一弊を生じ土地を法人名義を以て所有し實際は個人間に賣買使用し増價税を避るの場合少なからず故に普漏西政府は市に對し會社重役の選任毎に之を課し率は二割五分を限度とすべき旨を勸誘せり増加税の發達斯の如くなるに獨逸帝國は西曆千九百九年七月の増税案を以て之を國税に編入し西曆千九百十二年以降帝國は此財源より二千萬馬を得之を超過する高は同千九百九年四月一日以前に於て本税を採用せし市邑に賠償的割戻を爲すべしと定めたり而して差増に税率の關係は左の如し

第六表

地價差増範圍	税率	地價差増範圍	税率	地價差増範圍	税率
一期 以下	一〇	一期 乃至 一期 一五	一七	二期 乃至 二期 二四	二四
一期 乃至 一期 三	一一	二期 乃至 二期 一七	一八	二期 乃至 二期 二五	二五
二期 乃至 二期 五	一二	三期 乃至 三期 一九	一九	三期 乃至 三期 二六	二六

新に家屋を建築し賃貸価格は二百磅となり地價も増したる場合

一箇年二百磅の賃貸價格にて二年還元

新築費

地價地均等にて増す

當初の評價に對する差増

但此場合は資本投下より生ずる増加あるを以て其丈は差引くを要す

右を基礎とし英國の實況農地を除き適用すれば左の結果を得

第七表

西曆年次	土地の資本價格	差増
一八六五	九〇六	一九四
一八七〇	一一〇〇	一九二
一八七五	一二九二	二八八
一八八〇	一五八〇	二〇〇
一八八五	一七八〇	一一三
一八九〇	一八九三	

一八九五
一九〇〇

二〇七〇
二三八八

一七七
三一八

由是觀之年々の増加は約四千萬磅と見て大差なきが如し因に記す方今倫敦の地價は五億磅にして年々の自然増加は約七百萬磅なり果して然らば五箇年毎の差増は二億磅にして之に對し一磅に付二片半の租税を課するとせば左の如き結果を得べし

第一の五箇年間は毎年

二、〇〇〇、〇〇〇

第二の同上

四、〇〇〇、〇〇〇

第三の同上

六、〇〇〇、〇〇〇

等なりとす然るに此方法は過去の差増は之を不問に措き只將來の差増のみを課税の目的物と爲すものなり然れども地主又は家主が社會の進歩より得る所の利益に付て過去將來の區別を爲すの必要なく畢竟増價税は民を苦しむることなくして收入を得るの目的と爲すものなるを以て不當の高率を課するは固より不可なりと雖も過去に於ける自然の差異を無視するの理由あるなく之を見込むを至當とす然るときは英國に於ては左の如き結果を得市街地の三分の一は賣買なく

遺傳等に依り譲り渡さるゝものとし五十年前より價格十割を増すものとす

西曆千九百五年現地價農地を除く)

二、七〇〇

右の三分の一

九〇〇

此半數を五十年前の價格とす

四五〇

然らば則ち差増は

四五〇

にして之に對す一磅に付二片半の租額は

四五

なりとす而して

又或地面の現地價は

一、八〇〇

にして西曆千八百八十五年(二十年前の地價は

一、二〇〇

なりとすれば即ち此部分の差増は

六〇〇

にして前同率より生ずる税額は

六

合計第一の五箇年間は毎年の税金

一〇六

なりとす而して第二の五箇年以上は前記の四百萬六百萬磅を加へて進行す然らば即ち此税は基礎定まりて十分の彈力を有し好箇の財源なりと云ふを得べし西曆千九百九年度の豫算に於ては財政改革案として不十分なるが耕地及小地主の

所有地を除外し百四十九に對する三百七十九即ち二百三十の多數を以て差増税案下院を通過せり然れども宿習舊障尙ほ蟬脱春融の季に達せず上院の容るゝ所とならずして大に憲法上の問題英國に於ては財政案には上院の容喙を許さざる慣例なりを惹起し其解決を將來に俟つの已を得ざるに至りしと雖も金案長く兩中の者たるを得ず翌年即ち西曆千九百十年四月二十九日土地價格税法として發布せられたり其内容は前記と異なる者多しと雖も土地自然増價を以て財源と爲すは則ち一なり

土地自然増價税は之を國税と爲すと地方税と爲すとは時の便宜に依りて可なりと雖も地價に差増を生ずるは唯に地方團體の力に由るのみに非ず鐵道の敷設港灣河川の修築改良等國家の力に依るもの亦少しとせず其利益を地方にのみ歸せしむるは不當にして或は爲に國費を食ふの弊習を生ぜん又獨流のみに據るときは年に多大の増減ありて盈缺甚しく收入其平を得ずして濫用窮乏交々起り大局の爲め甚だしき弊害を來さん故に兩法を併用し英流を基礎とし以て國税と爲し獨流に則り之を登記の附加税と爲して以て地方收入とせば長短相償ひ無双の好財源を得るや論を俟たず而して率重に失せざれば納税者を苦しむることなか

るべし凡そ租税問題にして此財源を基とせざる者は磚を磨て鏡と爲んと欲するに似たり其欲する所を得ざる哉素より其所なり今哉江波の金鱗釣り盡して餘類なし然りと雖も龍宮の摩尼尙ほ存す須臾く進んで之を求め以て餘類を存し族を盡すの慘を避くべきなり

第十三目 素地賦課法

ニュージーランドに於ては西暦千八百九十六年八月十三日の法律に據り素地賦課法(レイチン、オン、ランイムブルーフド、ランド、ウリアユ、アクト)の名を以て顯はれ未開地の投機賣買を防ぎ開墾及家屋の建築等土地の改良を促すを以て目的と爲し同千九百年及同千九百三年の法律を以て改増補正し西暦千八百九十九年五月十五日までに二十二區(デストリクト)に試用し納税者の贊同を得其より同千九百六年三月三十一日までに六十九區、二市、四市中の二なり、十九郡、九十七郡中、三十八邑(邑は、ボロウ)なり總數九十七、九道區、道區は、ボロ、デストリクト)なり總數二一四、一町(町は、タウン)總數三十二に採用せられ頗る見るべきの成績を擧げたり而して税率は素地價格千分の八、三を以て通例と爲すと雖もウエルリントンの如きは千分の十一、クライストチヨルチは同十二、インウエルカルギルは同十八、ダホンギ

トは同十七にしてストラッドフォルトの如きは千分の二十に達す、地主皆之に服し未だ曾て苦情を唱へず而して輿論は率尙ほ輕うして投機を防ぐの效力薄しと爲し未だ十分の満足を表せず詳細は西暦千九百八年一月發兌の米國經濟誌「ジョーナル、オブ、ポリチカル、イコノミー」に有り參看すべし因に記す西班牙には不用宅地税と稱し建造物なき宅地に特別税を課す

第四節 登録税

登録税は権利の設定、移轉等の效力を確實にするの目的を以て其登録を請求する者あるに方り其権利の價值を標準と爲し以て賦課するを原則とす而して其登録價格の如きは大體に於て納税者の申告に據り申告不當なるときは國家は申告價格を以て土地家屋等登録の目的物を先買し得るの權利を保有せば夫れ或は過ちなきに庶幾ん乎抑々登録の文明社會に必要にして登録税の佳良なる收入の一なるは多辯を要せず而して前節に記載せる自然増價に相當する分に對しては特に高率を課すを至當とす其他尙ほ此處に一言すべきは方今我國の制人事登録には納税の手續を缺く抑々本税は名は税なるも其素質は行政手数料に外ならず既に

自然増價
に對する
増率

人事登録

物件の移轉等に對しては手数料を出して之を確かめ人事の變動に對しては之を出さず物件に厚うして人事に薄きの嫌なき能はずして不倫之より大なるはなし、畢竟斯の如きは是れ本税の素質を明にせざるに坐するに由る事自明の理に屬し敢て多辯を要せず

第五節 印紙税

印紙税は其素質登録税と酷似し亦好箇の一財源なり、然りと雖も前者は後者に比して租税の性質を帯ぶるの度稍々大なり則ち吾人は或行動を爲んと欲する場合に於て印紙を貼用せざるを得ざるも登記の場合に於ては必ずしも登録税を納附して登記を経るを要せず其之を爲すは只だ吾人の行爲が第三者に對抗するを得ざるに止り當事者間には完全に其效果を生ず斯の如く以上二種の租税の間に差異の點なきに非ずと雖も質權、抵當權の取得又は手形振出の如き行爲に課するに至りては即ち一なり故に其賦課重く且つ複雑なるときは國民行爲の活動を妨げ隨て資本の效力を減じ其増殖を阻害す、特に注意すべきこととす

印紙税は契約書領收書帳簿等に貼付して納附す其率重きに失し又は印紙の使

印紙税は
簡單なる
を要す

用方法を煩密ならしむるときは諸般の商行爲に悪影響を來すこと大なり故に賦課の方法に附ては周密なる注意を爲し税率を軽くし其階級を簡單にし以て煩雜に涉ることなきを努むべし此の點は登録税に就ても亦同様なり殊に手形小切手等の如く受授の敏活を期する者にありては其取扱に便するが爲め印紙税率の階級を單純にすること最も肝要なり然るに世人動もすれば生硬の理論に趨り漫りに公平を談じ正義を論じ印紙税率に複雑なる階級を設くべしと説く者なきに非らず公平固より尊ばざるを得ざるも抑々商賈の分陰は是れ金なり彼等に向て平常多種の印紙を準備して法定の印紙を貼用するの煩を強ふるは策の得たるものに非ざるなり故に英國の如きは其煩を避け手形小切手は金額の如何に拘らず其税額は總て之を一片と爲す此事夙に美事として人口に膾炙す而して印紙の様式も劃一なるを要す我現行制度は收入印紙なる者を設けて劃一の方針に一步を進むと雖も尙ほ郵便印紙の様式を別にす百尺竿頭更に一步を進め兩者を一式とせば其便利實に鮮少に非ざるべし英國に既に其好例を示す須臾く則るべきなり

學友某氏印紙税に就き左の一篇を寄せらる議論簡明頗る要領を得たり仍て同氏の承諾を得て之を左に掲載す

郵便印紙
紙と同一
しに爲すべ

効用を同
うする證
券の課税
に有無輕
重ある可
らず

印紙税は印紙を諸證書に貼付すは一法なり又一定の用紙に税金に相當する捺印を受け之を使用するも又如斯押印ある諸證書の用紙を販賣するも自由たるべし是れ商取引に最も便利なる一方法なり必要に従ひ全國に擴むることを得べし我國印紙税法の如き分類細密に過ぎ甲乙代用の餘地あるが如く遂に爲に輕率に擬せんとすることあるに至る宜く諸印紙税法を統一し裁判的商事的と言ふが如く區分を簡單にし又一般に輕率となして脱税を避け細目に失せざる課税を爲すを可とす

茲に聊か讀者諸彦の注意を喚起せんと欲するものあり他なし其效用を同うする有價證券の課税に有無輕重の差あることは是なり斯の如きは濫用を醸成し脱税の弊習を養ひ立法上失當の事に屬す我國に於ては從來小切手は之を無税とし明治三十四年法律第十六號を以て爲替手形、約束手形の二者は之を一通二錢の通し税と爲し稍々其面目を改めしと雖も同三十八年法律一號非常特別税法を以て小切手に通し一錢爲替手形には本税に一錢を附加し約束手形には特に累進税を賦課し頗る錯雜の形狀を示し尋て明治四十年法律第二十七號を以て小切手を無税と爲し約束手形の累進を存し更に其率を高め一層の不統一を來し同四十三年法律第十四號を以て戰時の非常特別税法を廢し臨時税を永久税と爲せり斯の如きは是れ財界を永久に戰時の状態に置くものにして其不可なるは多辯を要せず他日改正の必要ある論を披たざるなり凡て事眞正の理に適合せざれば實際に於て

破綻を生ずること果して驗あり則ち舊印紙法は送金手形なる一種の手形を認め其印紙税は金額の大小に關らず一錢なりき元來送金手形は送金の爲には爲替手形と同一の効力を有すると當時爲替手形の印紙税率が送金手形に比して高く且つ多くの階級を附せられたりしことは俱に送金手形を爲替手形に代用するの因を成せり是れ正に必然の結果なり税率設定の方法其宜きを失するの結果斯の如し而して今哉我國此過を再びす其不可なる哉論を竣たず速かに英法に鑑み其高率を減じ商界不振の一因を除くべきなり況や又收入金額輕微にして大國財政の一助と爲すに足らざるに於てをや焉ぞ之を惜むに足んや之を惜むは諺に所謂一文惜みの百知らずの類に非ざるなきを得ざるなり

第六節 遺産相續税

遺産税は既成の財産が受遺者に移轉せらるゝに方り徴收せらるゝ者なるが故に既成資本課税の主義より論ずれば是れ亦好箇の一財源たるを失はず今茲に遺産税に關し注意すべき一二の事項を示さんを受遺者が遺贈者の直系族なるときは其賦課を最も軽くし系統の遠ざかるに従ひて漸次之を加重し而して系統を異

年賦納入

するに至りて一層重きを加へ他人間には最も之を重うするを可とす、是れ當然豫期するを得べき者を收得すると卒然として之を得僥倖にして之を獲る者とを區別するの主旨に外ならず又巨額なる遺産の場合には年賦納入の法を設くるを要す而して其高愈々大なれば愈々年賦期限を長うし或は大藏省證券又は公債證書を額面にて納付此納付公債證書は直ちに消却に附すべしせしむるも可なり、果して然らば其納税者に便なるは勿論國庫に損失なく却て年額に大變動なきの利あり而して遺産の評價は相續若しくは遺傳開始前六箇月若しくは三箇月の平均に據るを好とす、然らざれば特別の事情に由り遺産の價格に多大の差違ありて非常なる不幸を生ずるなきを保せず、凡そ事大小となく些少の注意特效を奏すること少しとせず、理世の術小心翼翼周到の留意を要する凡そ斯の如し、豈に慮らざる可ん哉

第七節 營業稅

營業稅は營業行爲を課税の目的者と爲し建物の賃貸價格、從業者の數、資本金額、動力賣上金額を其標準とす、然るに世人往々營業稅を以て所得稅の一種と爲す者

あり蓋し過されり、夫れ營業稅は營業の大小を見るも所得の多少を顧みず、所得稅は所得の多寡を問ふも營業の大小に拘らず兩者の間截然として區別ある斯の如し復た何を乎疑はん、偶々仲立營業の場合の如きは一見所得稅なるかの如き觀ありと雖も其實仲立業には賃貸價格動力單位等の如き具體的課税の標準たる可き者なきが故に已を得ず其收入即ち報償金高を以て課税標準の一と爲すに過ぎざるなり、其標準と目的物とを混同するが如きは事理を解せざるの最も甚しきものと云はざるを得ず、營業稅の素質夫れ斯の如し然り而して國民の營業行爲は獎勵すべくして抑制すべきに非ざるは論を跋たず、抑々課税は其目的物の發達に不利なるは多辯を要せず故に營業稅にして重きに失し又は課税方法にして繁細に失せん乎、事業の發達を抑制するは勢の免れざる所なり、其施行に付ては慎重なる考慮を要するは論なく他に代る者あれば寧ろ之を廢止するに如からざるなり焉、ぞ耕夫の牛を驅り饑人の食を奪ふに倣はん哉

左記は前記某氏の寄送に係る者なり意義深遠眞に得難きの名説なり

營業行爲に關する稅法の標準は概ね法律上の推定に依るを可とす即ち使用する場所の賃貸價格使用する從業者の數又は營業の土地又は其他の住民の數の如きものを法定の標準と爲すは殆

ど如斯税法の一般の例なり但し精確なる效果を得難とも脱税を豫防し官吏の單獨なる審査若しくは人民の隨意なる申告に依るよりも優る所あるものとす我國營業税法の如き今少しく改良し又は一般に商業其他の機關との聯絡全きを得ば良好なる法律の結果を見るべし

第八節 所得税

第一目 所得の種類に依り税率を異にすること竝に重加率

所得税は所得の種類如何を問はず其金高或程度に達すれば其所有者に賦課する者なり故に賦課輕きときは納税者は其生計の費用を節し之を納附するを得べくして負擔困難ならず而して所得税は既成の資本より生ずる收益に課する場合に於ては最も善良なる租税なり只租率重きに過ぎ又は徒らに深刻なる累進法を設け納税者をして貯蓄の道を失はしめ隨ひて資本の増殖を害することなきを要す斯の如く所得税にして利子割賦金地代家賃等の如く全く既成の資本より生ずる收益中より支拂はるゝ者なるときは其率高からざれば納税者の負擔困難ならず然れども勞働の結果より生ずる所得の如きは所得者は其幾分を貯へて他日に備へざる可らざるが故に税重きときは納税者の爲め困難なるのみならず國富の

發展に害あるや論を竣たず例へば茲に年々千圓の給金を得る者と公債の年利千圓を收むる者との二人ありとせんに後者の収入は永久にして基礎鞏固なる資本より生ずる者なるが故に所得者が其財産を増殖するに意なくんば収入の全額を消費し盡すも尙ほ可なり然るに前者の収入は永久の者に非ず其死亡疾病罷免等に因り全く消滅するものなるが故に平生に給金の幾分を貯蓄して他日に備ふるの要あり是れ所得税は其種類に隨ひ税率に差違なくんばある可らざる所以なり而して諸國の實例皆然り例へば伊太利は資本よりの収入は二割商工一割勤勞九分西班牙は財産收入二割乃至三割五分勤勞五分乃至一割然るに我國獨り其選を異にす改良の餘地ある多辯を要せず

又所得税に重加率賦課の例あり英國の如きは五千磅即ち五萬圓の収入を起算點と爲し其高以上の収入には一磅に付き六片を附加し附加高三千磅に至れば之を止む主義に於ては則ち可なり然りと雖も我國には多額の収入極めて少し故に實行の價値に付て疑なき能はず記して以て備忘に供す

北米合衆國は従前憲法上直税を徵收するの能力なく其費用は間税に依り直税は之を州の手に委せしも近者費用大に増加し憲法を修正して所得税を賦課する

事となれり然れども其率之を我に比し極めて輕し請ふ少しく之を述ん

賦課の起點は六千圓にして配遇者の爲め更に二千圓を免し英式を採用し所得總額より六千圓若くは八千圓を總所得より控除し其殘額に一齊に一分を課し左の率を以て累進的加重を爲す

起點に四萬圓以上十萬圓を超過する者には一分、十萬圓以上十五萬圓までは二分、十五萬圓以上二十萬圓までは三分、二十萬圓以上五十萬圓までは四分、五十萬圓以上百萬圓までは五分、百萬圓以上は六分にして之を加重の限度と爲し最高は一般率と加重率を合して七分とす多少複雑の嫌なしとせずと雖も頗る緩度の徵税にして尙ほ大に餘地ある者と云つべきなり

第二目 勤勞に依る所得中にも區別を要す

勤勞に因る収入と雖も亦種々の體様あり即ち終身官の収入、文官分限令に依り相當の保護を受け自由に罷免せられざる者の収入、雇傭人、使用人等の如く自由に其地位を動かさるゝ者の収入等是なり。是等地位の異なる者の間に於ては假令收入の額同一なるも區分煩雜ならず大體の不利を來さざる範圍内に於て負擔の輕重を別たざる可らず例へば文官分限令に依り其地位を保障せらるゝ者は其負擔

雇員に比して稍々重くとも不可なしと雖も傭員、使用人の負擔の如きは最も輕からざる可らず是等は資本を構成しつゝある者なるが故に租税の負擔は最も苦痛を感ずるは數の然らしむる所なり。然るに今既成の財産より生ずる收益と勞力に基づく収入とを比較するに後者は諸國に於て收支の大部分を占む、佛蘭西の碩學ポリユール氏の調査に依れば近年佛國人の總收入は凡そ二百五十億法にして其約五分の三は國民勞力の結果なり是れ輕々看過すべきの事に非ざるなり。然りと雖も漫に小鮮を煮て區分深刻なるは固より大國を治むる所以の道に非ざるなり須臾く折衷斟酌其宜きを制せざる可らざるは論なき耳

茲に勞働と謂ふは單に手足の勞を云ふに非ずして官吏、公吏、教員、醫師、辯護士等の勞働をも包含す誤謬を招くの虞あるを以て敢て一言す又所得税に累進法比例法の別あるは夙に世人の熟知する所にして文明諸邦の例多少兩者を混用す累進必ずしも不可なるに非ずと雖も相當の程度を過ぐるときは不便少なからず甚しきに至りては税額收入の全額に達するの奇觀を呈するに至るなしとせず故に其程度を得るを肝要とす

第三目 家屋の賃貸價格は所得の一要素なり

本節を終るに方り尙ほ一の論及すべきものあり何ぞや所得中に住家の賃貸價格を加ふること是なり我國未だ此事なし是れ其研究を要する所以なり抑々免除は收得と其數を同うす豈に收得に課して免除を問はざるの理あらん哉而して税法は公平を尊び財産の使用法又は同様の利益を生ずる者にして其形勢の如何に由りて負擔の有無輕重あるを許さず然るに方今の如く自家住家の賃貸價格を所得外に置くときは財産を有價證券例へば一萬圓の五分利社債券にて所有する者は第二種所得所有者として相當の租税を負擔すと雖も之を賣却して家屋を建築し之に住居するときは全然負擔を免るゝの奇觀を呈す。論者或は曰ん家屋稅あるときは唯稅種を替ゆるのみ何を乎擇ばんやと然れども家屋稅の如きは家屋需給の如何に依り家主と住者との間に轉讓し必ずしも一方の負擔となるを期するを得ず家屋稅の有無の如きは固より本論を左右する能はざるなり而して其賃貸價格の決定は前記の申告先買の方法に據るものとせば夫れ或は其實を得るに近からん乎論者或は云ん此場合に於て先買權を行ふは不可なり何となれば申告は賃貸價格にありて財産にあらざればなりと是れ一應の理由なきに非ずと雖も抑々又其要を盡せりと云ふを得ず夫れ勸善懲惡は理世の要にして處務の捷路なり

斯の如きの方便亦時に大利なしとせず先買の事素と權道に屬す純理に對し缺如する所あるは固より期する所なり然るに尙ほ且つ忍んで以て之を行はんと欲する所以のものは蓋し内已む事を得ざるの情存在するありて外大に期する所あるに由らざんばあらず箇中の消息自ら其間に存す豈に一片の純理を以て之が取捨を決するを得ん哉若し夫れ先買萬一の弊を慮らば之に對し訴權を設くれば則ち足らん斷じて行へば鬼神尙ほ之を避く況や浮世に於てをや何をか憂へん何をか苦まん又甲者所有の家屋に乙者住居するときは其賃貸料は甲者の所得となる故に甲者所有の家屋に甲者自ら住居する場合に於ても甲者は賃貸料と粗々同額の收入を得るものと看做すは正に當然の理なるに於てをや又何をか疑はん

右陳述する所の外尙ほ各種租税の特質に關し論究すべきもの少からずと雖も世上租税に關する専門の書に乏からず就て研究すべきの材料甚だ多し故に今其繁を避て之を省略す

第九節 納期

第一目 納期と國庫及市場との關係

租税の納期は金融の繁閑國庫の收支と調和するを要し爲に多少納税者の不利を忍ばざるの感なきを得ずと雖も元來納税の事を論ずるに當り其主位に置くべき者は納税者にして須臾も其利害を忘るゝを得ず彼アダム、スミス氏が租税の原理四則に納期は納税者の最も便利とする時期を以て之を定むべしと云ひしは實に徴税の第一義にして所謂是れ民を使ふに時を以てするものなり慮らずんばある可らず然りと雖も又憲法國の民は國家公共の事を以て其任とせざるを得ず故に納税者も國庫の收支金融の状況如何を慮り多少の不便を忍ばざるを得ざるは亦是れ當然の義務なりとす憲法政治の便利は能く之を收めん國費納入の如きは自己の便宜に是れ依らんと云ふが如きは抑々亦妥當を缺くものと云はざる可らず則ち納期は之を國庫の收支と金融の状況と納税者の便宜とを鑑み以て之を定め彼是彬彬々として國務を擧げざるを得ず請ふ少しく之を論ぜん

第二目 前納及後納

前納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の未だ經過せざるに先ち納附するを謂ふ例へば一月、二月、三月の三箇月分の税金を三月末日に先ち納附せしむるが如き是なり、後納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の

經過せし後に納附するを謂ふ例へば三箇月分の租税を四箇月目に納附するが如き是なり、今此二者の優劣を比較するに後納は納税者の爲め頗る便利にして前納の遠く及ばざる所なり故に免許税の如き其素質上自ら前納に屬すべき者を除き成るべく後納の方法に依り納税者が收支を獲得せし後に於て納税せしむるを得策とす

納期に關しては諸國の國法皆之が規定を設く我國に於ても亦然り、今其實例を舉れば地租は後納の制を採り納期を分ちて六期と爲し畑地、宅地、山林、原野、牧場等の地租は第一期は其半額第二期に他の半額を納入せしむ田租の納期は之を第三期、第四期、第五期、第六期の四回に分ち毎納期に其全額の四分之一を納附せしむ而して第三期は十二月十六日より翌年一月十五日までとし第四期、第五期、第六期皆收穫の後にあり然れども第六期は翌年五月一日より同三十一日に互り會計年度經過後に在りて區分甚だ妙ならず

營業税は其年額を二分し其年五月十一月を以て納期とす故に其納期は嚴密に後納と云ふを得ず、所得税は第一種は各營業年度毎に之を徵收し、第二種は曾て其金額支拂の際其支拂者之を差引き其都度之を政府に納付せり、第三種の所得は其

事情に依り實際に依る後納となる場合

年額を四分し其年九月、十一月の兩月及翌年一月、三月兩月都合四回に之を徵收し後納の形體を備ふ今一步を進めて六月、九月、十二月、三月とせば更に便ならん然れども營業稅は週年の營業行爲に賦課し所得稅は其實收する所の收入年額を目的として賦課する者なるを以て主要なる取引又は收入は或は年始に多くして年末に少く或は年頭に少くして中元に多きことなしとせず故に業體に依り事情に依り或は前納となり或は後納となり法律の豫期と實際の事實と符合する能はざるは勢ひ已を得ざる所なり然りと雖も後納の前納に優るは論を俟たず故に租稅の徵收は事情の許す限り後納に依るを好しとす

酒稅の納に過ぐれば

酒類造石稅の納期は後納にして四期に分たる其第一期は七月十六日より同月三十一日まで期間にして前年十月一日より其年四月三十日まで査定したる酒造石數に對する稅金の四分一を徵收す方今我國の慣例清酒は主として嚴冬严寒の候に釀造して最後の査定より第一期徵收の開始の至るまで二箇月半を閱す夫れ或は緩漫に失するの嫌なきか第二期は既に翌酒造年度に入り第三期第四期は翌年に亘り第四期の如きは會計年度最終の日に至る若し大體を改め庫出稅と爲せば是等枝葉の事項は忽ち消滅に歸すべきなり租稅の後納素より可なりと雖

庫出稅に改むべし

も造石稅の納期の如きは延長に過ぎ所謂過ぎたるは猶ほ及ざるが如しの憾なしとせず然るに世上往々更に一層の延長を唱ふる者ありて議會に於て延期案提出の不幸を見るに至れり斯の如きは實に國庫出納の如何を顧みざるに坐するのみならず亦正當酒造業者の利益を忘るゝものと云つべし晚近庫出稅の説漸やく行はる眞に一進歩と云はざる可らず先づ之を主産地に行ひ以て漸次に之を全國に擴張せば大に得る所あるや疑を容れざるなり

醬油製造石稅の納期亦酒類石稅の納期と大差なし然れども其金額後者の如く大ならず國庫の出納に多大の影響を與へざるを以て茲に之を贅せず

左記は某氏の寄送に係るものなり本節の缺を補ふて餘あり

納期及徵收の事を整理し金融に障害を與へざらしめんとするには先づ以て徵收機關其者の整理を必要とす直稅に依ること多くして間稅の發達新しき我國の如きは地方自治體に依りて徵收を爲すこと多しとせざる可からず而して地方自治體の發達未だ全きを得ざると共に徵收を便宜にせんとせば反りて其繁雜を來すの思あり

然れども今國稅府縣稅にして其同時に徵收となる所の最多額の月は五月七月に於ける千七百萬圓餘十月の二千萬圓餘、二月の二千二百萬圓餘、三月の二千五百萬圓の如き實に一時に多額の金員を徵收するものとす是れ多くは國稅と共に府縣稅を徵收するの便に出づるものなりと雖も如此は大に避くるを要す

酒税の納期は酒造業の改良と共に酒造年度の如き習慣を止むるときは自然大に之を改め現行
 麥酒税の如く爲すことを得べし
 租税に關する期限は納税者の爲に規定すべきものなれば納税者の意志に依りては其期限を變
 更することを得べし故に分納し又は一回に其負擔の全額を納付することを得べし然りと雖も其
 期限は即ち其義務の執行方法に過ぎざるが故に法律の規定以外に出づることを許さざるべし
 若し如斯納税者の意志に従ひ納税するを許すときは納税代人の如き責任の分明ならざる制を廢
 することを得べし

第三目 分納及繰上納入

一納期に全額を納めしめず分納法を設けて同期間内に於て税金の分配を許す
 は金融上利益あり然りと雖も納期の分割細密に過ぐるときは國庫納税者共に其
 煩に堪へず加ふるに國庫の收支遭遇せず爲に大藏省證券發行の必要生ずるなき
 を保せず(國債元利拂の如き巨額を要するに際し分納の爲め歳入減ずる場合なし
 とせず故に分納の期は國庫の出納をも慮らざるを得ざるなり)抑々大藏省證券を
 發行すると租税を徴收するとは其金融市場に及ぼす影響同じからず即ち租税は
 國民一般より徴收する者なるを以て市場に及ぼす影響比較的微弱にして間接な
 り大藏省證券は其應募區域主として金融界に限局し其發行が金融市場に及ぼす

分納に於ては
却て不便は
なり

繰上納入

所の影響は深厚にして直接なり而して租税の徴收は將來に於て銀行の預金等た
 るべき資金に影響すること多く大藏省證券の發行は既に銀行等に吸收せられ直
 に事實資本となり得べき者及現在の流通資金に影響す是に於て分納法を行は
 と欲せば深く納期の分割に注意せずんばある可らざるなり

分納の正反對を繰上納入とす此方法は我酒造税營業税所得税の如き納税金額
 の可なりに纏りたる者の場合には其適用を見ざるべしと雖も地租殊に雜地租の
 如き口數多く金額輕微なる者に於ては或は納税者の爲に便宜なることなしとせ
 ず而して其整理の如きは税金額中中期以下に屬する分は過納として之を國庫に
 收め當該期に到るを以て之を本納とせば毫も不便及弊害を生ぜずして納税上の
 一便宜を開くを得べし事小なるが如しと雖も亦以て一考の價なしとせず

第四目 納期と國庫金取扱との關係並其金融市場に及ぼす影響

國庫の出納をして循環相繼ぎ毫も停滯なからしむるは至難の事に屬すと雖も
 凡そ處世の事愈々難ければ人愈々之を努めざる可らず抑々財政は鞏固なる經
 濟及其他の健全なる社會現象の上に建設せらるゝに非ざれば其基礎堅からず故

に財政上の企劃を立てんと欲せば必ず經濟及其他の社會現象種々の方面を觀察するを要し單純なる一二現象を見て以て妄斷すべきに非ざるなり而して經濟上及其他社會上の勢力にして苟も利用すべきものあらば之に藉りて以て國家の福利を増進すべきは固より論を竣たざるなり

宇内に國を成すもの何ぞ限らん然れども其經濟上及其他社會上の發達順當なること英國の如きは蓋し稀なり古來同國の財政施設は善く諸般の勢力を描へ來つて之を利用し以て國民の福祉を進め其基礎を鞏固ならしめ國庫と市場との關係圓滿なるが如き英國の右に出る者なく世人をして感歎措く能はざらしむるは固より偶然に非ざるなり抑々國庫金にして長く庫中に留まるときは金融市場に不利なる影響を及ぼすは論を竣たず然れども納期は單に出納の連環のみを以て之を定むること能はず時に國庫現金に過不足あるは勢の免れ能はざる所なり是に於て乎國庫金取扱上預金主義及金庫主義の得失財政經濟上の一問題となる英國の如きは前者を採り以て好果を收む其詳細は後に説く所あるべしと雖も今之を約言すれば前者に於ては國家の収入は之を中央銀行各地の取扱銀行は中央銀行の代理店なり)の預金と爲し後者は國家自ら之を金庫に藏置す故に前者に於て

金庫主義を採るに於ては納期に注意を要す

直税納期に於ては納期に注意を要す

は納期實際の支出に先づと雖も税金は庫中に睡眠することなく銀行の手を藉りて必要に應じ以て市場に流通することを得べきも後者に於ては則ち然らず收支の間に多數の日子を重ね國庫中に資金睡眠して市場に派出せざることなしとせず其額大なれば金融に影響する蓋し鮮少に非ざるなり故に後者に於ては納期を定るに一層深き深意を要す。國庫金一時の不足の場合に於ては大藏省證券發行の便双方に存し一見敢て大差なきが如きも其間亦多少の差違なきを得ず即ち前者に於ては中央銀行に於て大藏省證券を引受け直ちに其代價を國庫預金に繰入ることを得べしと雖も後者に於ては政府先づ之を發行して現金を收得し而して後ち之を國庫に納付するの手續を爲さざるを得ず其圓滿敏速の度に於て後者前者に譲るものなしとせず豈に同日の論ならん哉

斯の如く預金主義と金庫主義とは其金融上に及ぼす效驗を異にす殊に其歳入主として直税に依る所の國に於て金庫主義を採るときは國庫の遊金時に多きを致し金融市場に一層の不便を加ふべし然るに實際に於て金融機關の發達せざる國は開明劣等に屬し其収入を重に直税に取り開明優等なる國は金融機關發達し間税に依るを普通とし直税は多く之を地方團體の費途に充つ。元來直税は納期を

一定して徴收するに反し間接税は隨時に國庫に收納せらるる故に假令收入年額は直税國間税國に於て略々同様なるも後者に於ては歳入出上に過不及稀なるべしと雖も前者に於ては時に其甚しきものあるを期せざるを得ず由是觀之金庫主義を採る國は實際直税に依るの國にして金融に利するの便を缺き預金主義は間税と共に開明優等の國に行はれ金融の圓滑を幫助すること尠からず翻て我國の實況如何を見るに近者間税の種類收入共に増加せしと雖も直税の收入尙ほ多額を占む而して酒類造石税、醬油造石税の如きは其性質間税たること論なしと雖も之が納期は即ち一定す故に其金融上の關係に於ては直税と異なる所なし乃ち金融機關の發達を望むと同時に税法の改良も亦之を望まざるを得ざるなり

第十節 徴收及納入

第一目 税金は可成速かに國庫に入るを要す

租税徴收の爲め現今收入官吏を使用すること多きときは其徴收より國庫へ納付するの同時日を要し通貨の市場を去ること徒らに久しきに渉るの患あり故に前記預金主義金庫主義の執れを採るも成るべく納税者をして直接に國庫に收納

せしめ中間に無用の關係を生ぜらしめんことを要するは恰も商業世界に於て仲人を省くを努るの情と異なることなし、唯特別除外の場合に於ては仲人亦必要の機關たり處世の道元と膠柱赤臘の譏なきを要す然りと雖も東西南北の別春夏秋冬の變は能く之を辨ぜざるを得ず一葉落ちて尙且つ天下の秋を知らざる者は終に之を如何ともする能はざるなり

第二目 徴收の方法

租税徴收の手續に數方法あり一は國税を徴收するに方り地方團體の機關を利用するもの一は國家の機關が國税を徴收すると同時に地方税を徴收するもの是なり前者は現時廣く行はれ我國の如く國税の附加税少く特別税の多く行はるる國に於ては頗る便なり、後者は最も佛國に行はる、是れ該國に於ては國税に有名なる四大直税なる者ありて地方税は多く之に附加するの制を採るを以て國税の徴收機關を地方税に使用するの利あればなり、我租税徴收の方法は國税徴收法、明治三十年勅令第九十五號市町村に於て徴收すべき國税等に之を規定す、依て茲に之を贅せず又郵便爲替の發達したる今日に於ては郵便機關を利用し納税者をして税金を郵便局に拂込ましめ局は之に對し領收證を與へ税金は爲替の方法を以

納税の爲
郵便機關
を利用す
べき事

て局より之を國庫へ納付するものとせば公私の爲め大に便利なるべし又既に通帖を有する者の如きは單に之を局に提供し税金を計算の方に記入せしめ之に對し領收證を得ば即ち足るのみならず貯金獎勵の一助と成るの利なしとせず而し方今我國滯納不納の弊漸やく將に熾ならんとす是れ戰役後徵稅繁負擔輕からざるに由るべしと雖も徵稅機關の不備亦之が一因たらざるを得ず大阪市の如きは納稅は半日仕事なりとの通言ありき是に於て輿論漸く動き明治四十二年四月五日逓信省令第十號の發布と成り市の取扱に係る公金受拂の爲め郵便振替貯金特別取扱規則を定め大阪市率先之を試み頗る好成绩を挙げたり是に於て京都廣島和歌山岡山名古屋静岡姫路境松本東京横濱等は之を實施し漸次擴張の傾きあり

地租の單
位を地方
團體と爲
すの便

又地租の如きは佛國のレバティション即ち配賦法に倣ひ市町村の如き地方機關を利用し徵稅の單位を減ずることとせば少からざる便宜を得べし然れども佛國の配賦法は手數頗る繁多なるを以て少しく之を折衷し例へば地租の如きは町村若くは區を以て單位と爲し國は町村等を以て納稅の單位とし其負擔額を定め個人滯納者若くは不納者に對しては町村等に強制力を付與することとせば國家

直間兩稅
に於て徵
收に難易
あり

は地租臺帳の變更訂正等の手數を免かれ納稅者は町村等の如き直接附近に在る所の機關に就き憲法上の義務を盡すを得徵稅者納稅者間に事情融和し圓滿の結果を得て便宜を得る蓋し鮮少に非るべし凡そ行政は事簡にして效大なるを尙ぶ前陳の事小なるが如しと雖も機關の利用亦以て國家に小補なきに非ざるなり租稅の種類に依り其徵稅に難易あるや論を俟たず今之を約言すれば徵稅は直稅に簡にして間稅に煩なり何となれば前者は徵收の基礎確立するも後者は豫め之が確定を期すること能はず賦課徵收の爲め多くは検査立合査定等の順序手數を要すればなり即ち地租の如きはその基礎一たび定まれば徵收極めて容易なるも酒類稅の如きは造石數の査定腐敗酒の始末亡夫の認定酒造用器具機械の取締等種々の手數を要す凡そ間稅にして對物質を有する者は勢ひ徵收の手數繁多ならざるを得ず直稅と雖も營業稅の如く種々の課稅標準に依らざる可らざる者にありては徵稅の方法單純なるを得ず然れども若し單に徵稅方法の簡易ならんことを欲し營業稅の如く種々の標準に依り之を賦課し市めて公平を得る者の徵收を強て簡單ならしめば偏重偏輕非常なる不公平を來すべし又舟車馬の如き靜止の状態に在るを得ざる者に課する所の租稅は其徵收頗る困難なり然るに間稅と

雖も關稅の如きは其種類及稅率複雜にし高からざる以上は徵稅極めて容易なり、租稅徵收の情況凡そ斯の如くなれば單に直間を以て其難易を分つ能はずと雖も大體に於て前者は之を後者に比して簡易なり

第三目 債務の相殺

又徵收の一方法として國家と納稅者間に其債務を相殺すること英佛等先進國に於ては其例に乏しからず即ち英國に於ては毎年後半期に至れば彼の「エキスチエカピル」即ち大藏省證券を以て内國稅及關稅を支拂ふことを許すの制あり則るべきの方法とす我國に於ても明治三十八年勅令第三十四號及同年大藏省令第七號を以て租稅其他の歲入金の代用證券取扱に關する條項を設け聊か金融上相殺の便を開けり今一步を進めて例へば一方に於て國家が商人より物品を買上げ未だ其代價支拂の義務を履行せず他方に於て其商人は未だ官有物拂下の代價支拂の義務を果さざるが如き場合に相殺を行ふが如き路を開けば更に便利なるべし、事煩細に涉るときは實際は各別に義務を履行せしむる方却て便なるべしと雖も抑々相殺は理論上正當の事に屬し辨濟と同じく債務消滅の原因となるや論なし然れども租稅支拂の如き公法上の義務と買入物品代金支拂の如き私法上の義務

相殺の擴張

との相殺に就ては或は法律上の議論なきを得ざるべく爲に一規定を要すべしと雖も中央銀行の納付すべき租稅と其所有に係る公債利子との間には此事容易に行はるべく其他の金融會社及保險會社等の營業稅所得稅に就ても或る範圍に於ては相殺を行ふを得べし彼の有名なる紐育市のウァンドルベルト家の如く一族三家にて六百萬圓の納稅を爲すが如き場合に於ては其税金と所有公債の元利との間に相殺を行ふこと難からざるべし、我國酒造家の納稅の如き亦或は其道なしとせず現にフランクフルト市に於ては公債利子と租稅とを相殺するの法あり鑑がみるべきなり又實際過誤納拂戻等の場合に於て相殺を便とする場合多きは疑を容れざるなり

又過誤納若くは返附金送附等の爲には一種の切符を振出し之を受取人に交付し受取人は之を附近の金庫若くは郵便局へ呈示し支拂を受け支拂部局は之を振出局へ通知し振出局に於ては之を支拂に記入し支拂部局へ其丈を拂込むものとせば甚だ便なるべし、尤も振出は權利者の請求に依るを原則と爲し纏まりたる金高なるときは働き掛けに振出す等臨機處分を爲すの道を開かば更に便なるべし

拂戻切符の發行

左記は前記某氏の投ぜらるゝ所に係り實に得難きの名説にして大に本節の缺を補ふに足るものあるが故に茲に轉掲することゝ爲せり

過誤納とは慣例上の用語なりと雖も之を分析すれば概ね過誤徵なりとす豈に好んで過誤の納税を爲すものあらんや、然れども現行の訴訟法の如きは過誤の徵收に對し訴訟する中に早く既に徵收の命令來たる故に過誤と知りつゝも納付せざる可らず

今關稅の如き特別訴訟法ある者の訴訟の前に執行者に對し異議の申立を爲し其抗告の途を擴む、宜く稅法の如何は一般に如斯異議申立の途を簡易にし其過誤徵少なきを期すべきなり而かも尙ほ相殺すべき者は税金に關しては之を行ふを便とすべし

第四目 小切手納入

一 國庫と納入者との關係

租税の納入に必ずしも現金を用ひず小切手を使用するは頗る簡便なる事なりと雖も萬一小切手が不渡となるときは國庫に損失を生ずるを以て一方に於ては國庫をして損失を避くるを得せしめ一方に於ては納税者は一旦善意を以て納税せし後ち其小切手が不渡となるも相當の期間經過後は再び納税を迫らるゝの不利に陥らざるの方法を求めざる可らず即ち納税の義務公法上臣民の義務と小切手の上の義務私法上の義務と更改をなすを得るや否や等の如き法律上入込みたる

議論は姑く之を措き平穩に問題を解決して事實の執行を望まざる可らず、抑々國庫金は民財徵收の結果なるを以て故なく國庫金の缺損を生ずるを許さず而して納税は國民の重大なる義務たるを以て其履行を容易ならしむるの必要あり、請ふ左に其方法を説かん

二 小切手納入を容易ならしむるの法

小切手が法定の形式を缺くときは其小切手は無効にして其收得者は手形上の權利を取得する能はざるは當然なりと雖も法定の形式を具備したる小切手を振出したる者又は適法に之を取得したる者が之を以て善意に納税し國庫も怪まず之を受取りし後ち無事に相當の期間例へば二十四時間を経過すれば納税義務は則ち果せるものと認るを穩當とす、是れ又小切手使用擴張の一助たるや疑を容れず、勿論手形義務は小切手が納税の爲め使用せられたるの理由を以て消滅することなく依然として存在し私法の法則に従ふなり、然れども國庫は其性質上萬一の損失を慮らざるを得ざるを以て茲に一組織を設け小切手收入あるときは國庫は即時に之を中央銀行の營業部に移し、中央銀行は其小切手の上の權利を保有し之に相當する現金を國庫に送り又は其金高を國庫の勘定に移せば義務更改の如き徵

妙なる論を避け小切手収入を實施すること易々たる耳又實際に於て國庫事務は全國を通じて中央銀行と關係ある銀行の分掌する所たり故に取扱銀行なる金庫は右に納税の爲め小切手を受取り左に之を銀行に移すは實に鬻手の勞のみ而して營業上其小切手を中央銀行の勘定に組む亦易々たり

三 小切手納入の便宜

小切手納入が金融上に多大の利益を與るは多辯を要せず然りと雖も小切手を國庫に留むると之を銀行に移すとは其金融に及ぼす影響に大差あり即ち小切手にして國庫に留まれば只一時現金の代用となるに過ぎざるも小切手が一たび銀行に移るときは之を交換所に呈出し交互計算の差引に提供するを得るを以て其支拂銀行が一々國庫より支拂の請求を受くるに比し實に天壤雲ならざるの差違を生ず而して中央銀行より國庫に小切手の金額を移すにも必ずしも現金を要せず實に金融上至便のこと、云ふべし世人何ぞ微妙にして議論多き法理に齷齪し既設の機關を利用し易に就て事の實行を努めざる夫れ難を捨て易に就くは經濟の道なり殊更に之に反するの必要安くにかある中央銀行の一擧手一投足以て此問題を解決するに足る何ぞ他に道を求むるを要せん哉古人曰く道は近に有て之

小切手留に之を移すに於て銀行に於ては非金融上の差違を生ず

小切手支拂の有効期限は英國の例

を遠に求むと夫れ是を謂ふ乎若し夫れ小切手の効用期限等の如きに至りては我成法粗々既に定まる又商業信用證書の流通取扱に於て最も有名なる英國の如きも慣習既に久しく銀行が小切手振出人の預金を其支拂に應ずる丈保有しつゝ倒産するときは小切手に就ては銀行紙幣と同一の規則を適用す即ち此場合に於ては小切手所有者は銀行營業時間中に之を呈示するを要す又は小切手領收の翌日中に呈示の爲め之を郵便に付すを要す然らざれば怠慢を以て之を論じ其損失は所有者に歸すべきものとし數多の判決例の存するあり是れ緩急其宜きを得たるものにして則るべきの法なりとす今我國に於て強て立法の力を藉らんと欲せば此例に則る亦不可なきなり斯の如くにして中央銀行が納税者と國庫との間を媒介し以て市場に臨まば圓滿の效果を得る期して待つべきなり

四 英國の實例

又之を英國の實際に徴するに收入官吏は自己の責任を以て小切手を受取り萬一不安の念を抱くときは支拂銀行をして之を保證せしめ而して其振出人が手形上の義務を有するは勿論なりとす支局の收入官吏は其管理に係る租税に付き請負的納付の財務を有するを以て小切手は全然其責任にて之を受納す又本局へ税

金納附の爲め發送する所の小切手には必ず支局主任官の裏書を要す

第十一節 徴收猶豫、免除及滯納處分

租税徴收の猶豫及免除は租税行政上天變地歿の如き避く可らざる事實の發生するに當り要するものにして法律の規定に依り之を執行す蓋し斯の如き臨機の處分は實際の必要より生ずるものにして若し夫れ之れなからん乎納税者は非常の困難に陥り國家は事實出來得可らざる事を民に強ゆるの已を得ざるに至らん抑々納税の猶豫とは非常の災害臻るの當時又は其被害調査中に納期來るときは相當の期間又は被害調査の終了に至るまで租税の徴收を延期するを謂ひ免除とは不可抗力に因り徴税の目的物亡失し又は痛く損害を被りたる場合に於て租税を徴收せざるを謂ふ徴收の猶豫免除に關しては國稅徴收法第七條第八條其他地租條例酒造税法等各々其必要に應じ規定する所あり抑々納税の義務は憲法の規定する所にして行政官が自由に之が免除猶豫を行ふを得ざるは論を俟たず是れ儼然たる法律の規定ある所以なり

滯納處分強制の方法として金貨有價證券を差押ふる場合には差押處分は成る

べく速かに終了するを要す若し其處分にして荏苒決せざるに於ては金貨有價證券が其間死藏せらるゝの不利あり國稅徴收法第十一條以下に之に關する必要の規定あり

第十二節 租税の轉嫁

第一目 轉嫁は需給の關係に由りて定まる

租税の轉嫁とは納税者の何者たるを問はず終局に於て租税負擔の歸する状態を謂ふ之に關する議論は紛々擾々たりと雖も此種の議論は概して實際に益なし之を約言すれば租税の轉嫁は需用供給の關係に由りて定る即ち課税物件に對する需用多ければ其需用者が租税の大部分又は全部を負擔す之に反して其需用小なれば供給者に於て租税の大部分又は全部を負擔す今家屋税に就て之を看るに家屋の需用多ければ家賃騰貴し家屋税の金額は其中に包含せられ假令表面の納税者は家主なるも事實上の租税負擔者は家屋の借主即現住者なり之に反し家屋の需用小なれば家賃下落し隨ひて家屋税は家賃貸人の負擔に歸す又需用太だ多からず需給相等しき場合に於ては租税は賃貸人と賃借人との間に分擔せられ

相互間に於ける駢引の巧拙に依り分擔額の多少を決すること毫も疑を容れず

第二目 單稅說の誤謬

世の學者重きを租税の轉嫁に置くに過ぎ何人が租税を支拂ふとも其租税が轉嫁せらる可きものならば早晚其支出額を回復することを得るが故に結局に於て支拂者が苦痛を感ずることなければ復た憂ふる所なかるべしと論じ甚しきに至りては單稅論を唱道する者さへあり是れ思はざるの甚しきものなり假令論者の豫期するが如く轉嫁の事實圓滑に行はるゝとするも納税者は必ず一たび税金を自己の囊中より出さざる可らず之を是れ思はず彼の「フヒジヲクラツト」學派の亞流を吸み單稅論を唱道するは租税の負擔が如何に金融市場に影響するかを顧みざる者にして畢竟迂儒の夢想たるに過ぎざるなり今之を實際に徴せんか一見其說の不可なるを洞觀するに足らん即ち若し地租單稅法行はれ納税の義務を土地占有者のみに負はしめん乎縱令其者が能く負擔を商工業者に轉嫁するを得るとするも先づ一時巨額の支拂を爲さざる可らず方今文明國の納税額は實に億兆を以て數ふ是れ實に其能く堪ふる所に非ず又其農業金融に多大なる影響を及ぼすや論を竣たず故に單稅論の如きは一片の論理にして實際に適せず然れども世に

偏理を好む者なしとせず單稅論の如き奇説を弄び特に衆聽を驚かすの虞なしとせず一片の婆心散て一言を費し以て萬一に備ふる耳

第三目 租税の分擔に關するビスマルク公の論說

抑々眞理は碩學鴻儒の言のみに存せずして往々田夫野人又は實業家の語る所に發見せらる彼のビスマルク公曾て學界に盛名なしと雖も其言ふ所往々鑿々として肯綮に中るものあり曾て普佛戰爭後獨逸帝國に於て増税の必要あるに方り氏は租税負擔の理を説て曰く

夫れ租税の負擔は譬へば人の重を擔ふて遠きに到るが如し重量五貫目(例へば)を衡る所の物を頭上に戴かば能く行き得る者なけん之を腰部に纏ふも亦立つ能はず之を背に負ふ能く傾覆せざる者幾許ぞ之を手をせんか一步尙ほ移し難し然りと雖も其少量を手にし其一部を頭上に安置し其殘部を腰部背面に分たば又大に其困難を感せざるべし租税の負擔亦然り

と是れ寔に蓋天蓋地の活話にして驀然盡界を超越す夫れ調絃の法緊緩其所を得れば則ち曲調自ら整ふ世の學者思を是に致さず轉嫁の末を見るに汲々として現實の負擔如何を見るを忘る若し夫れ租税の轉嫁を豫期し負擔の累積を顧みずん

ば民之に報いず或は産を破り或は爲に資本の分配其宜きを失ひ富の増殖を阻止するの結果なきを保せざるなり不幸にして國家重大事件の爲め重税の以て避く可からざる場合に際會せば負擔の公平なる分配殊に肝要なり然りと雖も事程度問題に屬し徒らに小鮮を責るを許さず彼の擲頭流の如きは最も不可なり要は只中庸を得るにあり察せずんばある可らざるなり

第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否

第一目 原料品の課税は事業の發達に害あり

租税はなるべく既成の資本に課し其構成中にある者に對しては成るべく課税を避くることを努むべきは既論の如し此論にして正鵠を得たりとせば原料品及器具機械等に課税するの不可なるは言を俟たずして明なり蓋し原料品等の課税は營業費を増加し事業家は之が爲め資本を大にするの必要に迫らるゝの虞あり是れ企業上最も忌むべきの事にして不利の影響を金融市場に及ぼす請ふ少しく之を辯ぜん

夫れ最小の資本を以て最大の結果を得るは經濟の目的にして營業の要訣たり

原料品の課税は企業家をして同類の事業の爲め其丈け多くの資本を要するに至らしめ爲に製品の價格増加し其需用を抑制し以て市場を擴張する能はざらしむ而して其結果徒らに資金の需用を増加して利子歩合を昂進せしめ生産事業の發達を妨ぐると同時に貨幣市場を壓迫し貨物廉價なるを得ずして庶民の生計裕かなるを得ず隨て貯蓄力を減殺し以て流動資本涵養の道を塞ぎ一因先づ發して果を結び一果變じて一因となり更に結で一果となり變轉して止まる所を知らず所謂漸延原由の作用茲に其効果を表はし其害殆ど測る可らざるものあり今試みに木綿の原料品たる棉花若干斤に百圓の租税を課する場合と之を製品なる木綿に課する場合とを比較するに財政上毫も國庫の收入に異なることなきも其金融市場に影響するの情態頗る異なるものあり即ち原料品にして無税なれば生産を終るまでは資本の外に出費を要せず(勞銀其他の費用は有税無税共同様と見る)故に生産せられたる木綿は之を棉花の購入代金例へば千圓に租税及相當の利益(例へば各一割)を加へたる價即ち千二百圓にて賣捌くことを得べしと雖も若し當初千圓の棉花が一割の租税を負担するときは棉花商は之を千圓に賣るも利益を收むるを得ず乃ち少くとも千百圓にて賣却するの已を得ざるに至るべし是に於てか木

綿製造者千圓を以て従前と同額の棉花を仕入るゝこと能はず爲に千百圓を要し之に對し従前の如く一割の利益を得んと欲すれば其製品を千二百圓にて賣却するを得ず少くとも千二百十圓に賣却せざるを得ざるなり

果して然らば製品の需用抑制せられ資金の需用を増し製造者の利益を害すると共に木綿使用者の費用を増加し其貯蓄力を奪ふて貨幣市場に不利を與ふるや知るべきのみ而して國庫に收むる所は等しく是れ百圓なり、財政施設の良否が市場に影響する概ね斯の如し、之を要するに原料品に課税するときは同一の事業を營むに比較的大なる資本を要し爲に金利を上騰し製品の價格騰貴し消費者の不利を醸し、需用を減じ市場を縮小し、事業の擴張を妨げ結局直接間接に生産費増加す、加ふるに消費者の餘力を奪ひ其貯蓄を妨ぐる等貨幣市場に害毒を流布すること夥し、豈に懼れざる可けんや又原料品課税は事業の進歩殊に工業の發達を目的と爲す所の試験費を増加す、元來試験の好果を得るは數回の失敗困難を重ねたる後にあるを通例とす故に原料にして課税せらるゝときは其使用に利益を與へざるに先ち既に租税を負担し數回の試験を要する場合に於ては其額頗る巨額に達するなきを保せず斯の如きは工業獎勵の道に非ざるなり

試験費の増加

第二目 原料品の課税は徴税に便なりと雖も利害相償はず

前述せる如く之を経済上より觀察するときは原料品に課税するの不可なること疑を容れずと雖も凡そ天下の事一得一失あるを免れず單に收税の難易より之を見れば原料課税は之を製品課税に比して頗る便利なるものなしとせず即ち原料品は其生産地に就きて挿苗收穫等の際一時に査察して之を賦課するを得るの便あるも製造品は各地に散在し之を收拾する甚だ難し然りと雖も是れ只行政上の一小便宜に過ぎず、之を其事業界及金融市場に及ぼす所の弊害に比すれば固より同年の論に非ざるなり而して原料品の需用殊に廣大なるか又は他物と複雑なる關係を爲す物に於ては之に課税するの弊害彌々大なり例へば吾人の日常使用する所の什器は鐵製の者甚だ多く假令鐵製に非ざるも其製造に鐵の力を藉らざる者幾莫かある、兵器戰艦鐵に依らずして將た何を乎頼まん、鐵に課税するの結果其價格を騰貴す課税物件の選擇を誤るときは其弊害の波及する所甚大なり、其始を慎まざれば將に臍を噬むの悔あらん慮らずんばある可らざるなり

然らば則ち吾人の日常使用消費する物の中に就き如何なるものを以て課税物件とすべきや酒、煙草の如き他物と關係を爲さず學語に所謂最後の消費品又は原

原料品課税弊害の漸延

課税物件
の選擇

料に非ざる物或は稀に原料となるも代用品の存する物は國家の必要に應じ採て以て課税物件と爲すも不可なきなり、古來未だ會て酒類を材料とし以て家屋を建築し煙草を以て衣服を織るの例を聞かず、元來是等の物品は一たび使用せらるゝときは直ちに消盡して跡なく隨て之に課税するも他に影響すること甚だ稀なり、就中酒類に課税するが如きは唯其結果酒樓の飲食料を騰貴せしむるに止るのみ而かも是れ毫も憂とすべしに非ず却りて或は節酒を獎勵し煙草税は喫煙に耽る者をして反省せしむるの效果なしとせず、英國は茲に見る所あり主として酒類煙草及専門的用語に所謂殖民地産物なる者即ち珈琲、ココ、乾葡萄等の如き他と關係を有せず若くは他と關係を有するも其關係最も輕微なる物を選て負擔を是に集中す課税物件の選擇最も其當を得たりと云ふべし而して酒類及煙草の如きは人類の先天的嗜好物に非ずして其嗜好は寧ろ原始的嫌惡を征服して甫めて得たる者にして砂糖鹽の如く原始的嗜好及必要に屬する物に非ざるなり加ふるに其消費は主として獨立の男子にありて幼年婦女子は多く之を用ひず故に其取捨選擇亦甚だ自由なり豈に之を一般の需用に屬し人體營養の必需品と同年に談ずるを得ん哉由是觀之是等兩品は課税の目的物とし無類の好材料なりと云ふを得べ

も何んぞ夫れ其疑を容るゝの餘地あらん哉

今試みに西曆千九百十年に於ける各國の酒類消費高を表出すれば左の如し

第七表

國名	麥酒		葡萄酒		蒸溜酒	
	總高	一人當	總高	一人當	總高	一人當
北米合衆國	四六、六四五、二〇〇 ^五	五二、六七	一五、二〇〇、〇〇〇 ^五	一、六六	三、三五一、六〇〇 ^五	三、六六
英吉利	三五、二〇〇、〇〇〇	七九、二三	三七、八〇〇、〇〇〇	〇、七八	一、〇〇八、〇〇〇	二、四三
獨逸	四三、九五、六〇〇	六六、七〇	一、八六四、八〇〇	二、九三	二、三六八、八〇〇	三、七三
佛蘭西	九、四五〇、〇〇〇	三三、九七	三八、八三三、二〇〇	九九、二九	一、七六四、〇〇〇	四、五六
埃斯太利	一一、三九八、四〇〇	四三、二七	四、四八五、六〇〇	一、五九八	一、三六〇、八〇〇	四、五六
白耳義	一〇、三五七、二〇〇	一三、九一〇	二、二六八、〇〇〇	三、〇五	二、五三三、〇〇〇	三、五八
露西亞	五、三三二、二〇〇	三、六八	未詳	未詳	五、八四六、四〇〇	三、六五
西班牙	未詳	未詳	八、六九四、〇〇〇	四、五九四	未詳	三、六五
瑞典	一、八二四、〇〇〇	三三、五四	未詳	未詳	二〇、一六〇、〇〇〇	三、九六
瑞西	一、六二二、八〇〇	四、五、三六	一、三二〇、四〇〇	三、六六七	七、五、六〇〇	二、四九

丁	伊	匈	和	諾	葡	濠	加
抹	太	牙	蘭	威	牙	洲	奈
陀	利	利	未詳	未詳	未詳	洲	陀
一、五三七、二〇〇	四、二八、四〇〇	一、三八六、〇〇〇	未詳	二七、七〇〇	未詳	一、四一、二〇〇	一、八四、四〇〇
五七九一	一、二九	七三二	未詳	一、二六五	未詳	三、三六	一、六〇三
未詳	二五、五〇、四〇〇	六、四六、六〇〇	未詳	三、六七九、二〇〇	未詳	一、二六、〇〇〇	二、二六、八〇〇
七六五九	一、二〇〇	一、〇一	未詳	六九〇三	未詳	三、三八	〇、三〇
二〇一、六〇〇	六、五五、二〇〇	一、〇八三、六〇〇	二五、二〇〇	五、〇〇〇	未詳	一〇〇、八〇〇	一、七六、四〇〇
七四八	一九三	五三三	四六四	二一九	未詳	二七〇	二四四

第十四節 公益事業の課税に関する注意

第一目 害少き場合

金融機關、保險事業、運輸通信機關等の如き公益を進捗する者に重税を課することは曩に資本原料品等に就き述べしと同じく其結果良好なるを得ざるや論なし故に若し課税の已を得ざるものあらば宜く輕税に止むべし而して運輸機關に課税する場合には特發の汽車汽船に課するを可とす、是れ其使用者は特別の目的

必要あらば特發の汽車等に課す

を有し又は之に依りて特別の利益を受けるを以て課税の結果多少便乗料又は運賃を増加するも其辭する所に非ざればなり

第二目 金融機關の課税

金融機關に對する課税は近者各國の立法例は利益税の採用に傾くに拘はらず獨り我國に於ては日本銀行に千分の十二半の兌換券發行税を課す、抑々發行税は銀行の割引及利子歩合を税額丈増加するの傾向を生ず之に反し利益税は利益の有無多少に隨ひ納税額屈伸するを以て銀行の營業上頗る便なるは勿論金融市場亦爲に不利を受ることなし、斯の如く利益税は利益の多少に依り税額を伸縮するを以て金融に影響することなしと雖も發行税は即ち然らず例へば百萬圓の紙幣を發行するも一圓の紙幣を發行するも利益の有益多少を問はず直ちに之に對して租税を賦課せらる其金融に關係せざらんと欲すと雖も豈に得べけんや、抑々課税は事業の進行中は可成之を避け其結果利益として顯はるゝを缺て之に課するを害の最も少きものとす、方今文明先進國の制度其國情に依り多少の差違なきを得ずと雖も此の原則に據るは則ち同一なり、然るに我現行法は發行税に則り其税率發行高の千分の十二半なるを以て假りに課税なしとせば割引貸付の歩合五分

發行税の不可

なるべき場合にも之あるが爲に其歩合は六分二厘五毛となるの傾向あるは數の免れ能はざる所なり元來中央銀行の利率は人爲を以て之を低下す可らざるは論を俟たず經濟事項の進歩せる國に於ては中央銀行は一般銀行の後援たるを以て其利率は概ね市場率の上になり偶々金融緩慢なる時期に於て兩者の同率なるを見る耳中央銀行が市場利率を支配するの時代は我に於ても既に經過せり若し時勢と歩調を同らせずして中央銀行率を市場率より低くして二者の間に差異を生ぜしめんか普通銀行は其本分を盡すを要せず中央銀行の融通に依頼し其預金の處置等に留意せず甚しきは利率の差額を利するを以て甘ずるに至り事業家は尙ほ高利の資金を使用せざるを得ず然りと雖も發行税の如き人爲を以て故らに中央銀行の利率を高むるは固より策の得たるものに非ざるなり

元來利益税の精神は中央銀行は特別の任務を帯び特別の利益を收むる者なれば其利益は之を相當に株主に分配し又積立金を置き尙ほ餘りあらば之を株主と國家とに分つべしと云ふに在り是れ本末の關係を全うするの論にして毫も間然する所なし凡そ理論にして事實と柄整相容れざる者は未だ完全なる理論と云ふを得ず眞正の理論は實際に適合し實に處世の指導たり其效果を見る期して待つ

利益税の精神

べき耳

第三目 特別免税

金融機關、通信運輸機關、保險事業等の如き公益に大關係を有する者に對する課税は特に注意する所なる可らず、我營業税法第二十一條に於て銀行業、保險業等に特別の利益を與へしは蓋し茲に見る所あるに似たり

第十五節 公債證書の課税

第一目 非賦課論の妄

非課税論者は曰く公債證書に課税するときは其價格下落するの傾向ありと洵に然り、單に公債證書のみに課税し之と類似の社債券、株券等に課税せざるときは公債證書は他の有價證券に比較して下落するは論を俟たず然れども有價證券にして一般に課税せらるゝときは獨り公債證書のみ他證券に比して其價格を落すの理由なし、抑々效用の同一又は相類する者にして租税の有無輕重あるは立法の失體にして特別の必要あるに非ずんば斷じて不可なり、其實際に不便を生ずるや疑を容れず

上天下其所在を發見すること能ざるなり。今之を純理に徴するに寧ろ前者に税するも後者に税す可らざるの理由あり何となれば前者は之を後者に比して確實の度高きに居ればなり、然りと雖も是れ只純理を弄するものにして固より前者のみに課すべきに非るなり

第二目 誤謬の源泉

元來此問題に就て迷あるは世人が公債證書其者の特質に重きを置き之を私法人の發行に係る有價證券と區別せんと欲する意あるに由るものにして敢て無理なりと云ふを得ざるも公平なる立法は特に公債證書を除外するを許さず、見よ佛蘭西の如きは普佛戰爭以前に於ては一般に有價證券に課税せざりしと雖も戰後國費多端なるに方り諸種の動産に課税せしに公債證書を除外せしを以て株券、社債券等の所有者の純収入に減少を來したるに拘らず獨り公債證書より生ずる所の収入は依然として舊の如く爲に公債外の有價證券に投下せられたる資本は公債證書に移るの傾向を馴致し、公債證書は人爲的の價格を有するに至れり豈に夫れ之を健全なる資本の配當と云ふを得んや。北米合衆國亦國債證書に課税せず、然れども一般所得税を施行する國に於ては概ね之を課税す而して之を對物とする

對物と爲すは不可なり

か將た對人と爲すかは一の問題たり。我國の如き曾て對人として之に課せり是れ固より至當の方法と云ふべし而して公債は所謂既成資本の好例にして其収入は佳良の一財源たるや疑を容るゝの餘地を存せず、然るに第二十四帝國議會へ提出せられたる政府案には之を除けり幸にして同案は議院の否決する所と爲り一旦面目を保ちしと雖も後ち俗論勝利を占め國債は終に無税と成れり、是れ實に方竹を削圓し紋綵を漆却するものなり又何をか言はん

第三目 天引法

本節を終るに方り本税徴收の方法に就き尙ほ一言すべきものあり何ぞや納税額天引の事はなり、抑々國債に記名無記名の兩種あるは人の知る所なり、其納税に方り記名は如何にしても之を免るゝことを得ずと雖も無記名は其所有者にして之を隱蔽せんと欲せば事甚だ容易なり等しく國家に對する債權より生ずる收入にして一は納税を免るゝの道なく一は其事容易なるときは人性の弱點此處に發動し不幸且つ不都合なる結果を生ずるなきを保せず故に我國に於ては曾て舊所得税法第四十二條第二項に

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者其所得税を徴收し其都度之を

政府に納むべし

と規定せり然れども明治四十二年法律第七號を以て國債利子の所得税は全廢の運命に陥り今哉國債に於ては問題を失却せり惜まざらんと欲すと雖も豈に得べけん哉各種類預金の利子の如きも之を第二種に編入し其支拂者をして之を徵收せしめば納税者は申告の手段の手續を免れ預り人殊に銀行の如きは自己の便否に拘らず其預金額を表出するの不便を避け國家は徵税の繁を免れ而して納税上に公平を得べし豈に一考の値なしとせんや

第二章 關稅附輸出入物品の取扱

第一節 輸出入税

第一目 總論

關稅は成るべく税目を減じ一階級中に多數の物品を包含せしめ而して一階級には同一の税率を適用するに非れば稅務繁雜に流れ貿易上の取引圓滿なる能はず金融市場に影響すること多大にして甚しきに至りては商賈をして爲に商機を失はしむるの慘事を現出するの虞なしとせず又用途效用の同様なる物品に對し

天引法の擴張

稅の一定するを要す

て租税の有無輕重あるが如きは甚だ不可なり不幸にして斯の如き事ある時は嚴稅密輸入等の諸弊を誘發し種々の惡計を運らす者を續出するを免れず而して課稅の當否及税率の輕重を決するにも亦一定の主義なかる可らず例へば原料品生産の器具機械の如きは之を無稅品とし半製品に課する租税は之を免ずる乎苦くは輕微なる乎孰れか其一方を採り製造品には相當の税を課し普通に世人の認め

て以て奢侈品と爲す物には重税を課すべしとするが如きは是なり
以上陳述したる所の事項は關稅徵收に關する大體の原則にして英國のホスキソン、ビール、グラッドストーン氏等の採用して奏功せし所の者なり元來社會事情の轉變は且に夕を測る可らず故に一々之を律するに嚴然一定不動の原則を以てすること甚だ難しと雖も凡そ天下の事事大小となく豈に大體に貫通する所の主義原則の存するなからんや關稅に於ける亦然り抑々關稅は一定の主義に依り之を徵收するに非ずんば收稅の處分支離滅裂復た收拾す可らざるに至らん是を以て縱令前述の原則は時と處に依り之を行ふに難易の別あるべしと雖も十分なる注意を以て事情の許す限りに悖らざるを期すべきなり

我國國定稅率施行の初期に於ては課稅品の分類多に失し稅率頗る繁冗にして

其效用相等しき物品にして課税の率往々異なるもの多く織物類、精酒、酒類、丁幾類に於て最も甚しく屢々紛争の因たるを免れざりき、然るに今哉機漸やく熟し明治三十九年法律第十九號を以て之を改正し多少の進歩を見るを得たり、然れども物品の分類税率の等差等に就き尙ほ望蜀の憾なしとせず、第二十四議會の如きは三箇の法律を通過し其間關係を保つなく明治四十一年法律四號果汁等十五品に關する者同三十四號醋酸等三品同四十一號原油と成りて顯はれ統一を缺くの嫌なしとせず、夫れ關稅の如き一見甚だ繁密なるが如しと雖も其實極めて單純にして諸國の實例鑑みるべきもの頗る多く改善の方針歴然として疑ふ可からざるものあり、豈に趨向の感あらんや

左記は前記某氏の寄送に係る復た得難きの論なり

現行關稅定率法は關稅法の前に制定せらるる關稅法第一條中條約なる法日は條約に依るとの現定を見たる上は特に條約稅日と同一なる者を關稅定率法に掲記するの必要なし即ち條約稅日なる者は只一國經濟のみに著目す可らずして汎く一般の國際關係を見るが故に努めて精詳に稅日を記載することを要す、是に關係して又關稅定率法中注意すべき稅日ありと雖も一般に尙ほ之を單一にし而かも尙ほ科學的に分類を整理するを得べし

第二目 關稅徵收の難易

内國に於て種々の物品生産せらるる、國に於ては關稅徵收の手續複雜となるの傾向あり之に反して内國物産の種類少くして輸出輸入共に巨額に達し而して輸入品は内國に於ける需要の廣大なるに拘らず殆ど自國に於て産せざる物なる時は關稅の徵收極めて簡易なるを得べし即ち英國の如きは主要の輸入物品は一般需要品たるに拘らず國內に於て生産する能はず且つ有稅品少きを以て關稅徵收の手續大に簡易なり、之に反し唯に一葦水を隔つるも佛國は英國と其趣を異にし種々の消費物は概ね自國の産出に係り假令全然自由貿易主義を採るとするも英國關稅の如き結果を見るを得ず況んや保護主義を採るに於てをや、借問す兩者の間孰れが幸福を得たるもの乎天恵を享有するは蓋し前者にあり、今一步を進めて我國の情況を觀るに元來我國は曰ふまでもなく一島帝國にして領土南北に延長し其形狀蜿蜒として恰かも八大龍の大海に蟠るが如く其長大なる他に比すべき者なく而して翼を西の方朝鮮及東の方千島に張り水産陸産の饒多なる殆ど枚擧するに遑あらず、等しく島帝國なりと雖も英國と大に其趣を異にす即ち英國は風土多くは煙草の耕作に適せず國人の使用する煙草は皆外國品にして其輸入頗る多し其他茶、珈琲、砂糖の如き一般の需用に入る物皆殖民地産に非れば即ち外國の

我國と英國とを異にする

産なり而して目下有税品に非ずと雖も棉花の如き亦外國品にして麥亦其例に漏れず而かも其輸入頗る大なり、斯の如く英國に於ては需用廣くして内國に産せざる物品の輸入多きが故に關稅の徵收頗る便なり。我國は即ち然らず吾人の需用する物品は概ね國內に産し、國運の發達伸張に伴ひ比較的輸入を増加せざるの傾向あり故に英國の如く國家歳入の大部分を關稅に仰ぐを得ざるは自然の勢なりと云つべし

第三目 輸出税の得失

輸出税徵收の不可なるは大體に於て争ふ可らず、抑々貿易を擴張し競争場裏の勝者たらんと欲せば輸出品を廉且つ佳良にせざるを得ず、人為を以て之を高價にする果して可なる乎、其不可なる識者を俟て後ち知らざるなり。然りと雖も元と是れ市場の擴張は競争の勝者たらんことを期するに由るものなるに由り、競争の原因にして存在せざれば或は政略上或は自然上例外の場合なしとせず、即ち輸出品にして絶對的獨占品ならん乎、少しく之に輸出税を課すと雖も其需用を減ずることなく租税の負擔は外國需用者に歸し國民の負擔を軽くすると同時に國庫を益する蓋し鮮少に非ざるべし、只其率高きに失し需用を減じ或は代用品の使用を生

輸出税を
無比の良
場とす
場合

ぜざらしめんことに注意を要す、其純然たる政略上に出づる者は南阿事件に際し英國が其石炭の輸出に課税せし如きは是なり、北米合衆國の棉花、白露の「グワノ」の如きは絶對的獨占品たるの實力を有す何となれば合衆國の棉花生産高は世界總産高の八割五分以上にして、西曆千九百八年の生産高は凡そ千三百五十九萬餘俵、但一俵は五百英斤入、而かも其の纖維の細長なる實に他國に於て見る能はざる特色を有し白露の「グワノ」は其供給の豊富なる天下に冠絶すればなり、然れども比較的獨占品の如きは競争の目的物たるを免れず、我生絲、綠茶の如き即ち是なり而して普通競争品に至つては課税の不可なる固より論を竣たざるなり

左記は前記某氏の寄書なり議論深刻にして剴切實に得難きの分析なりとす

輸出税ある品が實際に獨占的なる者の外は輸出に影響するは免る可らず而して今に於て獨占的のものとしても殆ど安心して頼む可きに非ず

近時我國に於ける輸出税免除が輸出を助長するの場合は概ね左の如くなりとす

外國の注文價格の本邦の賣價より低きも其差少なき場合

即ち其差は義きに課せられ居りたる税額より少なき場合

免除が取扱商の利益に歸する場合

取扱商の利益多き時に其取扱高の多からむことを務む

見本送付廣告其他の方法を利用し以て同品の賣行多からんことを務む

免除が物價を低價ならしむる場合

- (一) 仕向國に於て他國の同品と競争の上、勝を制して販路を擴張す
- (二) 需要者の消費高を増す

免除が生産者の利益に歸する場合

- (一) 生産費騰貴するも其割合税額と同一なれば其騰貴前と同價に仕出することを得
- (二) 生産費騰貴せざる時は其税丈け收利多きを以て自然生産を務めて市場の在高を増す

第二節 輸出入物品の取扱

第一目 通過物品

通過物品は可成無税品として取扱ふべきも之に税するの要あるときは力めて其率を輕微にし以て貨物の通過を獎勵し延いて運輸事業の發達を幫助し併て諸國の商況を詳かにするを得るの機會を逸せしめざるに力むべし例へばハムボルトよりマルセイユを経て貨物を埃及に輸出するときは佛國の運送業者は之れに依りて利益を得るのみならず佛國は坐らにして獨埃間の貿易の景況を詳かにするを得るの便を得べし若し課税徴收の手續繁雜にして税率重きときは相互の不利なるや多辯を要せず方今世界商業國に於て通過貨物の最も多きを白耳義とす、

其實況左の如し

第八表 (單位百萬法)

西曆年次	輸入	輸出	通過
一九〇一	二、二二一・〇	一、八二八・二	一、四一一・二
一九〇二	三、二八〇・六	一、九二五・四	一、五四七・六
一九〇三	二、六五六・四	二、一一〇・三	一、七七九・五
一九〇四	二、七八二・二	二、一八三・三	一、六二五・八
一九〇五	三、〇六八・三	二、三三三・六	一、九二二・二
一九〇六	三、四五四・〇	一、七九三・八	二、二六八・八
一九〇七	三、七七三・六	二、八四八・一	二、三四八・〇
一九〇八	三、三二七・四	二、五〇六・四	二、〇二一・〇
一九〇九	三、七〇四・三	二、八〇六・七	二、二九〇・三
一九一〇	四、二六五・〇	三、四〇七・四	二、二八七・〇
一九一一	四、五〇八・五	三、五八〇・三	二、二九八・九
一九一二	四、九五八・〇	三、九五五・五	二、四三七・三

元來白耳義は其國小にして而かも大國の間に介在し固より政治上の大勢力たるを期せずと雖もフランドルスの遺風今尚ほ存し商工上該國人民の精勵なる實に驚くべきものあり是れ其先天の特質に依るもの少からずと雖も抑々亦アンツ

エルスの如き良港ありて其設備完全なるに依るなきに非ざるを得んや、鑑みずんばある可らざるなり。我國に於ては關税法第一條に於て貨物の通過を自由にし只擔保を徴するに止まる而して關稅通路は明治三十二年勅令第三百八十三號を以て主たる鐵道線路を指定して之れを定む

第二目 港灣の設備

一 設備の必要

輸出入貿易の爲に良港灣を要すること言を俟たず而して港灣にも種々の設備を要す例へば船舶の出入に便するが爲には船渠、浮標、棧橋、燈臺等なかる可からず貨物の集散を盛ならしめんが爲には保税倉庫、假置場、上屋等の設備を要し、水陸聯絡運輸の便亦必要なり而して輸出入商賈の爲には銀行、保險業、貨物取扱入旅、宿郵便、電信、電話等の存在を要す又地形及商工業の状態に依りては自由港の設備豈に夫れ之を得策に非ずとせん哉。元來自由港は常に世界貨物の集散場たるのみならず貨物の改装、手入、模様替製造等亦港内に於て營まれ而かも一切輸入税を徴せず宛然内國に外國領土の存在するが如き状態を顯出す其周圍は環らすに境壁を以てし是に入り來る貨物は復た自由には是より外國に致すことを得べくして關稅を

支拂ふを要せず然れども一たび自由港内に入りし貨物にして内國各部に輸入せらるゝ場合に於ては無論關稅を徵收す自由港の特質夫れ斯の如し故に一國が其地の利に據りて自由港の作用を完するを得ば是れ即ち貿易繁榮手段にして其國を利する實に測る可らざるものあり

二 我國の港灣設備の不完全

然るに今日我國の海港設備の不完全なる管に之を他國に比して同年の論に非らざるのみならず之を内國諸般の他の設備に比し頗る遜色なしとせず自由港の利を論ずるに先ち思を普通商港に致さざるを得ざるなり試に水陸聯絡運送の一事に就て論ずるも其設備の全からざるが爲め海上保險は陸上に及ばず陸上保險は別に之を附せざるを得ず入港の荷物は先づ端舟を以て之を運搬し更に車輪の力を籍りて之を鐵道停車場へ運ばざるを得ず例へば神戸港より大阪港に積出す貨物の如きは同所に於て更に端舟の力に依らずんば陸地に上る能はず斯の如くして貨物の廉價ならんことを望むと雖も豈に得べけん哉。輓近の實況に依るに神戸港到著の荷物中東上即ち大阪に到り又は同所を通過する者一年凡そ二十一萬噸西下するもの凡そ十萬噸にして荷馬車の運搬に依れば海岸より停車場に至る

運賃東上貨物一噸八十四錢餘、西下同上七十五錢餘なりとす。然るに水陸の聯合成り海岸より直ちに汽車に積込むを得るものとせば東上三十四錢餘、西下四十二錢餘に減ずるを得べくして、則ち前者に於て凡そ五十二錢、後者に於て凡そ三十二錢を減却することを得べくして、東上に於て十萬九千餘圓、西下に於て三萬二千餘圓を減ずることを得るの計算となる。豈に輕々看過するを得ん哉。其他港灣設備の不完全なるより内外船舶及貨物が不便を蒙ること夥しく、風波の爲め港内に於て損害を受ること獨り神戸港のみに於て一年二百萬圓に及ぶとは、人口に膾炙する所にして、全國を通じて其損害蓋し五六百萬圓に降らざるべしとは、當務に經驗ある者の信じて疑はざる所なり。水陸聯絡の急務にして、港灣の以て治めざる可らざる夫れ斯の如し、豈に山間鐵道と同年の論ならん哉。海港設備無統一の弊に就ては、曾て本問題に就き最も通曉の譽ある目賀田氏の所説を、東洋經濟雜誌に掲げたるものあり、簡明にして能く其の要を得依て、同雜誌の同意を得て、茲に轉載し、以て本目の缺を補ふ事とせり、即ち左の如し。

交通路なるものは、單り帝國内の交通にのみ止まらず、更に進んで外國に向て廣く交通の道路を開くにありたるものなるが故に、其經營並に維持計畫に於て是れが統一と且つ恒久なる一定の方針とを

有せざるべからず、是れ即ち一國の財政及經營上は勿論、其國際上の關係より云ふも頗る重要なものあるに、よればなり。今我帝國に於ける交通路を見るに、先づ其關門とも云ふべき海港なるものは、多くは従來の成行に従ひ、又其新たに開かるものあり、雖も其經營の方法に至ては、殆ど皆統一を缺けるもの、如し例へば之を陸上設備より見るに、内國鐵道の如きは、苟も運賃を低下し、輸出を奨励せんとせば、必ず其の施設に於て内外汽船の碇泊所たる海港との連絡を要せざるべからず。然るに我國に於ける實際を観察すれば、其鐵道は大概内國交通の便利を之れ努め、其外國道路に對して交通の設備を圖りたるもの甚だ少し。

惟ふに海港なるものは、對外交通路の一大關門なり、而して我國に於ては、此關門なるものは如何なる部局に屬し、如何なる管理に歸すべきものなるか、頗る分明ならず。元來海港なるものは、一の法人として相當の管理者を定め、其土木に關する規定若くは營造物に關する一定の法式を定むる部局なかるべからず。然るに現今は、港務は水上の船舶碇繋のことを主とし、水上警察は港内の秩序を維持し、檢疫は船舶の健康を檢查する等、各其專家あり、雖も最も主眼と云ふべき港其者を維持するは、誰に屬するや、頗る疑なき能はず。而して港の管理者維持者のなき結果として、日常の事務は入港船舶の事務に就て復雜を極め、其不便損害は遂に延て貿易の消長に甚關係するに至る由、是觀之、是れが工事の計畫に就ては、今より大に考慮を要すべきものなくんばあらず。

今神戸の例を擧げて之を言はん、に神戸の小野濱地先より、湊川尻に至る千九百八十間、は即ち其水際延長なりとす。此水際延長は、諸般外國交通路の設備に必要なる地積にして、此計畫の如何は大に將來に影響すべきものなり、即ち其内に一の設備方法に由て、其將來の發達に如何なる關係を起すも知るべからず、抑々一の海港場の水際延長にして、千九百八十間などと云ふが如きは、頗る短縮したる延長なりとす。故に此間に於て、繫船場等の設備によりて、此有效延長を増すことあるべし。

先づ差向き之を三倍するも五千間餘に過ぎず而して此有效埠頭着船一回の荷揚效力一間に付五十七噸と見て二十八萬九千餘噸に過ぎざれば一箇年間の貨物取扱噸數は一間に付五百噸となし二百五十二萬四千二百噸餘なるべし、前陳するが如く將來の施設に對し考慮を要するものにして且つ其方法の如何によりては右の如く延長を増加すること能はざるにあらず、然るに目下の施設なる者其工事にせよ、事務にせよ、統一を缺くが故に造船場、家屋等の建造物を自由に許せり、若夫れ此水際延長を將來擴張して一般交通路の設備をなさんとするに際して、之が取退けに關する爲め大に其費用を要するや當然たり、是れ顧みざるべけんや

而して先づ從來の開港場改良費にして、横濱神戸及函館の三港に對して一應の改良をなすには其民間と政府と其何れの從事するに拘らず約二千萬圓を要すべし、港の統一者ありて是等水際延長等に於ける一定の方針を豫め規定する等のことなくんば更に多くの失費を要するに至るも亦未だ圖り難きなり、更に又大阪の築港の例を述べんに其地我亞細亞貿易に對し誠に必要なるに拘らず是れ又港の統一を缺きたる結果として將來大に憂慮すべき現象を呈せり即ち大阪全市若くは少くとも其半市の市區改正をなすの要あらんとす、是れ他なし其築港なるもの大阪の市街と如何なる關係を將來に有すべきやを考察せず只其築港のみを計畫したるが故に折角の築港も市街と遠かり築港の便より云へば新たに市街を其近傍に開かざるべからず、市街より云へば築港頗る遠くして不便なからざる有様となり、結局大阪市にとりて築港に伴ひて一方には非常なる不利益を現在に生ぜしむこととなれり此れ畢竟港の統一を失ふに出でたるものと謂はざる可からず是の如く陳述し來れば交通路の一大關門たる港なるものは其經營及管理に於て統一と恒久とを要すること勿論又其統一的に經營する者は獨り地方的のみならず之を小にしては國內交通路として、又之を大にしては對外交通路として總ての點に於て遺憾なからんことを期するの方針に

出でざるべからず故に外國にありては是等の點より其地方と國家とより成れる之れが統一の一局を設くるあり又國家のみにて之に當ることあり、然らざるものと雖も其地方の市長若くは船主所有者之が管理の地に立つことありて其一港の内外交通路連絡に關する施設に怠らず故に我國に於ても茲に慮る所あり只濫りに築港することを是れ圖らず其築港は内外交通路の關門として遺憾なきを期する爲め先づ其統一を先にし然る後之れに従事することを希望するものなり、

又最近の調査に據るに神戸港に於ける設備の不完全なるが爲め船舶の沖合碇泊を爲さざるを得ざる者頗る多く之を棧橋繋留に比して停船日數通例三箇月を増加し一噸一日停船費約十三錢なるを以て入港船舶の平均登簿噸數約一千九百六十八噸とし其一日の停船費二百五十六圓となり之を明治三十八年中入港船數二千九十九に乘ずれば實に百六十一萬二千三十二圓となる又荷主の損害如何を見るに最近四年半間に神戸棧橋會社が取扱ひたる荷役費は平均一噸凡そ五十二錢二厘七毛なりとす、然るに横濱臨時税關工部部の調査に據れば棧橋扱は四十錢四毛にして是るべく岸揚扱に於ては更に費用を減ずるを得べく二十七錢二厘を以て足るべしとせり果して然らば横濱港灣改良後は之を方今の沖取荷役に比して一噸に付二十四錢二厘二毛を軽減することを得べし今之を神戸港に適用し横濱と同様の改良を爲すとせば陸揚費一噸に付約二十八錢船積費同上約十九錢六厘六毛となり、方今の情況に比し、一噸二十四錢を減却することを得べくして之を明治三十八年同港の輸出入總噸數二百四十九萬九千四百三十噸に乘ずれば五十七萬八千二百六十三圓となる、又海陸聯絡の不完全なるが爲め波止場と停車場間の運送の爲め徒らに費用を要し税關と神戸停車場間約七十錢三宮驛と輸出波止場間に約三十五錢を要す、今之を明治三十八年中の神戸驛發著荷物三十六萬七千餘噸三宮驛同上十四萬一千六百餘噸に乘ずれば通計二十六萬千五百二十八圓となり之を前記の五十七萬餘圓に合すれば約八十四萬圓となる、由是觀之神戸港

設備の不完全なるが爲め船主及荷主に一箇年中約二百四五十萬圓の損失を興ふるものとす、其他貨物の破損氣濕時間の徒消と船客船員感情の不快等間接の損失舉て數ふるに過まらず是れ豈に貿易を待つ道のならん哉其改良を要する多辯を要せず此末段は雜誌の轉載に非ず

三 自由港

獨逸のハムブルヒは自由港を以て其名最も顯はる而して其隆昌の態度寔に羨むべきものあり然れども自由港を置くときは其取締は固より之を嚴にせざる可らず即ちハムブルヒの自由港に二十六個の關稅本支局ありて之が取締に任ずるが如きは是れ其所なり

近者我國に於ても亦自由港を説くの聲聞ゆ或は大阪に自由港を置くべしと論ずるあり大阪港の自由港としての適否は姑く之を措て言はずパナマ運河は大正三年一月既に開通し同四年一月一日を以て世界交通の便に供せらる然らば則ち我港灣は世界貿易就中米亞兩大陸間貿易の樞要地點たるに至るべきは論を俟たず故に少くとも關東關西に各一の自由港を要するの日到らんは近き將來にあり而してサイベリヤ鐵道の開通亦大に我貿易に關係するものなしとせず夫れ風雲を叱咤し大勢に乗ずるは大業を興す所以の道なり我國亦大に之を備ふる所なき

を得ん哉敢て一言し以て天下の注意を惹く亦無用の業に非るを信ず一片の婆心世に寸益あらば幸甚太し

自由港の效用至大なりと雖も其取締を嚴にするに非ずんば殆ど其弊に耐へざるべし故に自由港内には直接に港内公私の事務に關係ある者の外一切宿泊を許さず而して其周圍には境壁を繞らし一部は殊更に之を柵とし監視に便ならしめ稅關官吏常に其出入口を監視し出入者を檢すること甚だ嚴なり是れ無稅品の内國各地に入るを防遏せんが爲めにして固より其所とす

左記は前記某氏の寄送に係るものにして實に得難きの議論と事實とを含有す氏は本問題を研究すること甚だ深く實に出色の譽を擔ふ此投書を得る實に著者の榮とする所なり

我國にて自由港と云ふことあり是は「ポール、フラン」を譯したるものなるべしと雖も元來其港とは港の水面又は其港の全市を言ふに非ずして港市の一部分にして關稅溝渠又は牆壁を以て區劃したる地區を言ふなり

其大なるものは由來ハムブルヒ及ブレリメンとす、他は小區域に係り殆ど自由倉庫の所在の地區と言ふべきなり、近時コーベンハーゲン、の如く、フライハイフェンフヒールテル所謂自由區域即ち倉庫地を設け全部株式會社にて其事を擧ぐ但し香港青島の如き殖民地的自由港は其島を自由に

爲すものなり

抑々自由區域を設くるが爲めに其内に住居を禁じ交通を監視するは人權上の問題に關する點なからざると又經濟上の諸種の問題あり例へば該區域内に於て外國の原料品を以て製造したるものは區域外なる國內に輸入せらるゝときは其製造物に付相當なる關稅を課せらるゝことは他の普通の課稅に於けるが如し

内國原料を以て製造したるもの亦同じ故に此内にて製造したる者は唯外國へ輸出するに止まり然かも狭少なる地區内に於て種々の制裁を受けて製造する者が他の場所に於て廉價なる勞銀を以て製造し得べき者と競争するは殆ど困難に堪へざる所なり又善良なる内國産を該地區内に入れ粗悪なる外國産を該地區内に輸入し一の混製品を作り輸出する時は大體其國の損となるべし又沿海貿易船自由區域ある港内に入るときは全部の検査を要する故に非常の不便となるべし故に自由區域を設くることは大に考ふべき事なり我國にては寧ろ假置所の制を擴張して之を利し大に仲買を爲すの目的を以て營爲する所あるを可とすニカラク。運河の開通は先づ紐育を起點とし之に由りて新嘉坡に至る距離はリパブル、スウエス運河に由るより幾に廿九哩の多きに過ぎざるに至るべくして新嘉坡以北の輸出入貿易諸港は北米合衆國と接連することを得べし今滿洲地方に於て最も有力なる貿易は米國、日本、獨逸にして獨逸既に青島の好位置を占む由來邦人貨物を尊重する事を爲さずと雖も港内の諸設備は自然一の獨占的事業にして輸出を便利にし又輸入に對しては相當の收入あることを思はゞ豈に今にして一日を緩過すべけんや

第三目 兩洋聯絡及世界交通

一 我國の好位置

久しく世界の一大問題たりし太平洋西兩洋の聯絡は或はニカラクを便とし或はパナマを主張し又テユアンテベック鐵道の競争を惹起せり然るに今哉問題はパナマ運河の開鑿に決せられ將に西曆千九百十四年末を期して開通の功を見んとす運河成るの日に於いては我國は世界貿易の中樞に當り殊に最も繁榮なる米國東南岸と我國とは水路に依りて連接せられ我國は無究の需用力を有する亞細亞大陸の大市場と無限の發達力を有する北米合衆國との中間に位し貿易の媒介をなすの最好地位にあり搗て加ふるに山水の美人情の優を以てす施設其法を得ば以て萬國の富を集め併せて四海同胞の幸福を増進するは期して俟つべきなり

二 亞細亞貿易の大切なること

夫れ貿易は亞細亞貿易より貴重なるはなし試みに史を繙き蘭、葡、英等隆替の跡を釋ぬるに亞細亞貿易を得る者は興り之を失ふ者は衰ふ就中清國貿易は要中の要たり抑々清國は四百餘萬英方哩(西藏を含む)を奄有し人口凡そ四億而かも其住民は草根木實を養とし羽毛を衣とし水草を逐て居を轉ずるの儔にあらず化を先王に受け教を孔孟の道に仰ぎ高等の衣食住を需用する所の文明の民たり其需要

力の大なること想見すべきなり而して今や四海の大勢に乗じ改進の氣運漸やく動かんとす其四海の大互市場たるに至らんこと智者を竣て後ち知るべきに非ざるなり抑々我國は清國と同文の好みあり居中之が媒介者たるは豈に是れ唯に天意たるのみならんや抑々亦人望の歸する所なり吾人豈に天職を空うし世の望を失ふを學ばん哉

顧ふに北米合衆國の世界の一半に籠居し翼を戢め歸を養ひ飛ばず鳴かざること茲に百三十有餘年其間 モンロー 主義の背後に潜み巧みに歐洲諸國との接觸を避け今や富力四海を壓し既に キユバ を從へ 布哇 を呑み フエリッピン を扼し太平洋を其領土中の潮水と爲し以て支那印度の市場を窺ふ而して パナマ 運河の開通は殆ど北米合衆國をして其怪力を擅にせしむるの結果あるは毫も疑の容るべきものなし彼の スウエス 運河は英國の爲め偏見以て之を論ずれば甚だしき不利あるべきも機を見るに敏なる英國人士は世界の大勢其開鑿を促すを覺り逆さまに之を利用し禍を轉じて福となすに至れり豈に眼中の翳たるを患へて金屑を棄るを得ん哉變通の自在真に驚くべきなり抑々兩大洋貫通の運河は我國を利する甚だ大にして毫も不利の點あるを見ず殊に我雜貨及綿業に利ある疑を容れず若し

吾人にして此大勢を利用する能はずんば掌中の珠玉將に他人の有たらん夫れ天は己を修むる者に與みし己を棄つる者に與せず吾人豈に天與に背き當然收むべきの利益を捨て臍を噬むの悔を貽さん哉

三 運河の影響

白駒の影に關もなく世界百年の懸題も人文の發達と斷乎たる北米合衆國の決心と其無盡藏なる財源とを以て天下の二大洋たる大西太平の兩洋聯絡の航路既に開發せられ將に パナマ 運河は全世界の爲に公開せられつゝありて其貿易に影響すること之を スウエス に比して更に大なり而して事我國に關する重且つ大なり抑々國際貿易は甲の輸出は乙の輸入となり乙の輸出は甲の輸入となり丙丁戊癸等皆之に準じ其計算重複に互ると雖も各國輸出入者の取扱ふ所の品物は則ち其總計にして其點凡八百億餘萬圓の巨額に達し而して其半額は 大西太平 の兩大洋に依り運送せられ内凡そ九十億圓は北米合衆國の貿易に屬し其八割八分八厘餘は兩大洋岸の出入に係り中央及南米の外國貿易は六十億圓 キヤナダ は二十億圓にして概して海上貿易に係り南北米洲出入の商品凡そ百六十億圓は兩大洋岸を經るものとす而して 亞細亞 行の歐洲品にして米洲の東岸を經 歐羅巴 行の 亞洲

品にして米洲の西岸を過る者亦少しとせず、是等巨額の物品にして便をパナマ運河に求んと欲する者小額に止まらざるは自然の勢にして此便一たび開發せば前記百六十億圓に更に多大の増加を來すは論を俟たず、今紐育より香港に至るにスウエスを通過するときは其里程一一、七四四哩にしてパナマを經過するときは一一、六五五哩にして兩者の間僅かに八十九哩の差違を存し殆ど同距離と云ふを得べく同所以東以北は無論パナマの方利あり則ち紐育より上海まではスウエス通過一二、五一四哩にして横濱までは、一三、五六四哩而してパナマ通過は前者一〇、八八五哩にして後者は九、八三二哩なりとす又合衆國南棉花輸出の中心港たるニューオルリオンより横濱に至る距離はスウエス經過一四、九二九哩にしてパナマ經過九、二三四哩にして其差實に五千六百九十五哩なり而してテキサス州ギャルウエストン(是亦棉花の大輸出港近年ニューオルリオンを凌ぐの勢あり)の如きは我に更に一層の利あり而して南北兩大洲の貿易關係上亦數層の深密を來すは智者を待て後知るべきに非ざるなり、今地形に依り之を見るに南米の西岸は北米東岸の正南に在り運河を利用し南北米洲の接近するは自然の勢なり而して今哉合衆國は純農國の域を脱し將に商工國の列に入らんとし南米は尙ほ農國の情態にあ

り運河は實に地の理を制し兩者の史的發達に最好の援助を爲すものと云ふべきなり實に費府ボルチモール市の如き海運の便ある市に於ては新運河利便甚だ大なり則ち後者よりスウエスを経て我日本に達するは水陸一萬五千哩なるに對しパナマを經るときは九千八百八十哩となり正に五千三百二十哩の差違を生じ彼我貿易上に便する實に測知す可らざるものあり、今ボルチモール市より上海、香港へ至るの距離に於て前記兩運河經過に依り如何なる差違あるやを示せば左の如し

	スウエス	パナマ
上海	一四、〇〇〇	一〇、六六七
香港	一二、〇〇〇	一一、二五〇
マニラ	一一、八五〇	一一、三六〇
メニポーン	一三、三〇〇	九、八四〇
ウエルリントン	一四、五三〇	八、三五〇

是れ海陸共通の差違なり、今一步を進め海路のみを以て之を見るにボルチモールよりマニラまでは五百哩、香港へは七百五十哩、上海へは二千三百哩、横濱へは三

千湮メルポーンへは三千五百湮ウエルリントンへは四千湮以上の航路を減じ費
 府ホルチモール等の如き米國有数の市府は倫敦より是等世界知名の商港に近接
 するに至り貿易上將に多大の差違を生ずるは多辯を要せず又ホルチモールより
 中央及南米諸港に至る距離も著しく減少し多きは六千湮少きも三千湮を減じ半
 減又は其以上の減少を見ざる者殆ど稀れなり方今に於ては南米諸國が合衆國外
 の米洲西岸より輸入する物品は凡そ六億圓に止まるも新運河開通後は其高大に
 増加するや疑を容れず早達を要する物品は汽車便に依り新運河に聯絡し南米西
 東兩岸に至るの便を得べく日本支那香港等皆南米東岸に近接し濠洲各地ニユー
 ジーランド布哇等皆貿易上の利益を得ざるはなし元來太平洋方面の諸國に於て
 は日本を除き石炭に乏しく又濠洲ニユージーランド及キヤナダを除き概ね食品
 に裕かならず製造品に至りては彼等皆之を輸入に仰がざるはなし然らば則ちホ
 ルチモールの如き合衆國東部の製造市府は大に新運河を利用するを得べく而し
 て合衆國は南米西岸より肥料を得るの便を得其農事に利するや亦少しとせず方
 今合衆國の肥料輸入高約三千四百萬圓なり加之方今合衆國は世界の半を廻り生
 絲約二億圓を輸入し六億圓の絹布製造を爲すも爾後原料品供給の便を得斯業の

發達は期して待つべく濠洲の羊毛南米西部ジャワ其他の和蘭領東印度布哇ブイ
 リッピン諸島は砂糖珈琲菓物等を供給すべく其他パナマ運河の世界貿易に影響
 する殆ど枚擧に遑あらざるなり今紐育及リバプールのより太平洋諸港へ往復する
 三千噸十節の船舶の一噸に對する費用は左の如く紐育の方概ね利益あり

到著港	紐育		リバプール	
	航路	費用	航路	費用
コロネル	マインゲルスエス航路	四九〇	マインゲルスエス航路	五五四
ワルバレイゾ	マインゲルスエス航路	五〇五	マインゲルスエス航路	五六一
イクイク	マインゲルスエス航路	五五六	マインゲルスエス航路	六〇三
キヤラヲ	マインゲルスエス航路	五八二	マインゲルスエス航路	六四三
グワクイル	マインゲルスエス航路	六二四	マインゲルスエス航路	六八六
サンジョーセ	マインゲルスエス航路	六八二	マインゲルスエス航路	七四七
アカボルコ	マインゲルスエス航路	七〇七	マインゲルスエス航路	七七三
サンヂエコ	マインゲルスエス航路	七八〇	マインゲルスエス航路	八四九
	パナマ航路(通過過料なし)	三三三	パナマ航路(通過過料なし)	二六〇
	パナマ航路(通過過料なし)	三二二	パナマ航路(通過過料なし)	二四八
	パナマ航路(通過過料なし)	三二〇	パナマ航路(通過過料なし)	二四五
	パナマ航路(通過過料なし)	二八〇	パナマ航路(通過過料なし)	二一五
	パナマ航路(通過過料なし)	二四〇	パナマ航路(通過過料なし)	一七七
	パナマ航路(通過過料なし)	二五七	パナマ航路(通過過料なし)	一四五
	パナマ航路(通過過料なし)	二一三	パナマ航路(通過過料なし)	一五一
	パナマ航路(通過過料なし)	二四五	パナマ航路(通過過料なし)	一八一
	パナマ航路(通過過料なし)	三二七	パナマ航路(通過過料なし)	二六三
	パナマ航路(通過過料なし)	四九三	パナマ航路(通過過料なし)	四九三
	パナマ航路(通過過料なし)	四八二	パナマ航路(通過過料なし)	四八二
	パナマ航路(通過過料なし)	四四二	パナマ航路(通過過料なし)	四一七
	パナマ航路(通過過料なし)	四〇三	パナマ航路(通過過料なし)	三七五
	パナマ航路(通過過料なし)	三七五	パナマ航路(通過過料なし)	三三七
	パナマ航路(通過過料なし)	三七八	パナマ航路(通過過料なし)	三〇八
	パナマ航路(通過過料なし)	三八一	パナマ航路(通過過料なし)	三一五
	パナマ航路(通過過料なし)	四〇九	パナマ航路(通過過料なし)	三四三
	パナマ航路(通過過料なし)	四九六	パナマ航路(通過過料なし)	四三〇

運賃は凡そ四億圓の巨額に達す、今哉合衆國沿海航海者はパナマ及テユアンテベック鐵道會社に其所得金三分の一を支拂ひ以て通過料に充て一噸五圓乃至八圓を支拂ふを常とす、然るに運河の通過料は一噸二圓四十錢にして船舶の純一噸は一百平立英尺其積載力は二噸なるを以て積荷一噸の通過料は僅々一圓二十錢に止まり之を從來の五圓乃至八圓に比し實に同年の論に非ず況や又船舶鐵道間の荷役の勞費を免るゝに於てをや合衆國沿海貿易の發達亦大に見るべきものあるは多辯を要せず西曆千九百六年の調査に係る合衆國沿海貿易高は大西洋及メキシコ灣方面に於て六千五百萬噸太平洋岸に於ては千七百萬噸合計八千二百萬噸に過ぎざりしも今や既に其五割を増加し前者は約一億噸後者は二千五百萬噸合計一億二千五百萬噸に達し大西洋岸の荷物は主として石炭、石油、セメント、棉花、鑛詰、地鐵、鑛、木材、菓物、鮭、鱈、小麥、麥粉、石油、鑛詰、其他の製造品にして太平洋側の荷物は主として木材、菓物、鮭、鱈、小麥、麥粉、石油、鑛詰、其他の食用品なりとす、是等の貿易も亦新運河の爲め多大の増加を來すべし、方今鐵道運送に係る六百萬噸の大部分も亦運河の利を採るに至るべくして其世界及合衆國貿易に影響する殆ど測知す可らざる所のものあり而して我國は米亞兩大洲の間に介在し居中彼我の便を圖

り以て人類幸福を増進するに努むるの好地位にあり察せずんばある可らざるなり

五 運河の競争者

テユアンテベック鐵道は僅かに百二十哩にして兩洋の連鎖となり南北米洲縦貫鐵道の計畫亦將に熟せんとす今試に該鐵道の爲め起るべき變更を見るに紐育よりパナマを経てサンフランシスコに至る漚程は一三、七一四哩なるに縦貫鐵道に依れば五、二九九哩プリモスよりサンフランシスコに到る漚程は前者は九千三百三哩なるに後者は七千七百六十七哩ニューオルリオンよりサンフランシスコに到る漚程は前者は一四、一一四哩なるに後者は四、六九八哩なりとす前後兩者間に多大の差異あるを知るべき耳同方面に於てはダイリエンマンチンゴ間の運河開鑿の議あり而してサイベリヤ鐵道は既に露都と浦鹽港との間を聯絡し其他バクダット鐵道及亞歴アレキサンドリヤ上海間大鐵道延長六千四百餘哩の開通するあらば四海運輸通信の便今日の比に非ざるべし

六 他方面の企圖

右の外佛國人は尙ほ大西洋と地中海とを聯絡してポルドーよりマルセイユに

アルプス
の大陸道

乾 第一編 第二卷 租税

三六

至る運河の開鑿を企圖す該運河にして竣功せば船舶のジブラルタルを回航するもの減少するや疑を容れず西人之を算し該運河を通過する輸送貨物は五千萬噸に上るべしとす然れども該運河の工費は五千六百萬磅の巨額を要するの豫算なれば事固より容易ならず其開鑿は近き將來に於て之を見る能はざるべしと雖も計畫は既に佛國議會に提出せられ同國各地の商業會議所の贊する所と爲りマルセイユの商業會議所の如きは特に其開鑿に對し大に力を盡す所あり蓋しマルセイユは嘗て世界重要港の一なりしも伊國ゼノア港の競争に遭ひて大に苦めるのみならずシムブロン隧道開通の爲めゼノア港が中歐及北歐の諸大都府と直接聯絡するに至れば世界の運輸通信事業に多大の變動を來すべし夫れ惟るに不困在於早慮不窮在於早豫是等交通設備の開發は地形上一として我國の利害に影響せざるはなし須臾く採て以て之を利用し四海同胞の士と其樂を共にし利用厚生の義を全ふすべきなり

第一編 第二卷 終

訂正
増補
版

財政と金融

乾

第二編 第一卷 豫算及決算

アルプスの大隧道

乾 第一編 第二卷 租税

三六

至る運河の開鑿を企圖す該運河にして竣功せば船舶のジブラルタルを回航するもの減少するや疑を容れず西人之を算し該運河を通過する輸送貨物は五千萬噸に上るべしとす然れども該運河の工費は五千六百萬磅の巨額を要するの豫算なれば事固より容易ならず其開鑿は近き將來に於て之を見る能はざるべしと雖も計畫は既に佛國議會に提出せられ同國各地の商業會議所の贊する所と爲りマルセイユの商業會議所の如きは特に其開鑿に對し大に力を盡す所あり蓋しマルセイユは嘗て世界重要港の一なりしも伊國ゼノア港の競争に遭ひて大に苦めるのみならずシムプロン隧道開通の爲めゼノア港が中歐及北歐の諸大都府と直接聯絡するに至れば世界の運輸通信事業に多大の變動を來すべし夫れ推るに不困在於早慮不窮在於早豫是等交通設備の開發は地形上一として我國の利害に影響せざるはなし須臾く採て以て之を利用し四海同胞の士と其樂を共にし利用厚生の義を全ふすべきなり

第一編 第二卷 終

訂正増補版 財政と金融 乾

第二編 第一卷 豫算及決算

第二編 會計

第一卷 豫算及決算

第一章 豫算の編製及執行

第一節 豫算の種類

第一目 一般豫算及特別豫算

國家が歳入を得るは主として租税又は國債に依らざるを得ざるは多辯を要せず兩者の大體は前編に於て之を略陳せり今一步を進めて其歳入は如何にして之を使用する哉を問へば是れ即ち豫算の問題となる固より租税及國債の外官業收入手數料及官有財産の收入等なきに非ずと雖も是等は租税に比較して其額少なく且つ民財を強徴する者に非ずして金融に關係すること固より租税及國債の如く深密ならず故に是等の問題は之を一般財政學に譲り之を茲に論ずるの必要を認めず而して償金領收の如きは非常稀有の出來事にして固より常經を以て論ず

兩者の區別